

第74回総会第3委員会公式文書

房野 桂 訳

農山漁村地域の女性と女児の状況の改善(A/74/224)

事務総長報告書

概要

総会決議第72/144号に従って、本報告書は、農山漁村地域の特に最も貧しく最も周縁化された女性と女児が、変動する気候の中で、その生計、福利、強靭性を改善することができるようにするために、加盟国と国連機関によって行われる活動の見直しを提供するものである。この点での進歩は、「持続可能な開発2030アジェンダ」に関する進歩の基本であり、その実施において農山漁村地域の女性と女児が誰も取り残されないことを保障するための監視と結果の基本でもある。総会による検討のために、勧告が出されている。

I. 序論

1. 農山漁村地域の女性と女児の状況の改善に関する決議第72/148号で、総会は、決議の実施に関して第74回会期で報告するよう事務総長に要請した。本報告書は、広がるジェンダー不平等によってさらに悪化させられている気候変動がその生活と地域社会に与えるかなりのインパクトに重点を置いて、第72回会期以来の農山漁村地域における女性と女児の状況の評価を提供するものである。ここで強調されているのは、加盟国、国連機関及びその他の行為者の農山漁村地域の最も貧しく、最も周縁化されている女性と女児が直面している課題に取り組み、彼女たちが変動する気候の中でその生計、福利、強靭性を改善できるようにする努力である。
2. 本報告書は、(a)持続可能な開発と気候変動枠組へのジェンダー平等配慮の統合、(b)ジェンダーに対応した農業・農山漁村開発計画とプログラムの採択、(c)女性と女児の強靭性と適能力の支援、(d)持続可能なインフラと技術の提供と農山漁村女性と女児のアクセスの改善、(e)気候と環境問題に関するあらゆるレベルの意思決定への女性の完全参画の保障、(f)農山漁村女性と女児と気候変動強靭性との間の関連性に関する性別データとジェンダー統計の収集、分析、普及の強化の領域での国内努力の評価を提供している。報告書は、総会による検討のための勧告で締めくくっている¹。
3. 採択以来、「北京宣言と行動綱領」は、「行動綱領」で概説されている重大問題領域の1つの中心とし

¹ 提出物は、26の加盟国(アルジェリア、アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、アゼルバイジャン、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カンボディア、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ジョージア、ホンデュラス、イラク、アイルランド、イタリア、メキシコ、モンゴル、ペルー、ポルトガル、スロヴェニア、スペイン、スーダン、トルコ、ジンバブエ)と5つの国連機関(国連食糧農業機関(FAO)、国際農業開発飢饉(IFAD)、国際電気通信連合(ITU)、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN ウィメン)、27)世界食糧計画(WFP)より受領された。

て、12のすべての領域を横断する問題として、環境課題と気候変動に対処してきた。2018年に開催されたCSW62の優先テーマは、ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントを達成する際の課題と機会に新たに注意を引いた(E/CN.6/2018/3を参照)。その合意結論の中で(E/2018/27)、気候変動の否定的インパクトに対応する農山漁村女性と女児の強靭性と適合能力を支援するための気候変動緩和と適合に関するジェンダーに対応した戦略の必要性が強調された。CSW55は、すでに各国政府にジェンダーの視点をその気候変動政策に統合し、環境問題、特に気候変動が女性と女児に与えるインパクトに関連する戦略に関するあらゆるレベルの意思決定への女性の完全で平等な参画を保障するために、メカニズムを強化し、適切な資金を提供するよう各国政府に要請していた(E/2011/27-E/CN.6/2011/12)。

4. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」には、特に第14条に、農山漁村女性に対する差別を撤廃するためのあらゆる適切な措置を取るようとの締約国への呼びかけが含まれている。農山漁村女性の権利に関するその一般勧告第34号(2016年)(CEDAW/C/GC/34)で、女子差別撤廃委員会は、先進国の農山漁村女性も開発途上国の農山漁村女性も、貧困、経済的・政治的排除、気候変動及び自然災害、インフラ、サービス及び社会保護へのアクセスの欠如のひどい悪影響を受けており、これが無償のケア労働・家事労働に対する不相応な責任をさらに悪化させていることを認めている。一般勧告の中で、農山漁村女性の土地と天然資源、保健、教育、雇用、住居、上下水道、エネルギー及び参画への権利を支持する各国の責務が強調されている。農山漁村開発政策が、女性農業者と農業に雇用されている移動女性労働者を含めた女性の優先事項と権利が見逃され続けていることが述べられている。

5. 気候変動の状況での災害危険削減のジェンダー関連の側面に関する委員会の一般勧告第37号(2018年)(CEDAW/C/GC/37)で、農山漁村女性と先住民族女性は、食糧の生産者として、農業労働者として、気候変動と災害の悪影響を直接受けていることが述べられている。その気候強靭性は、不安定な土地保有、質の悪い小区画、男性の出稼ぎによって損なわれており、これが、彼女たちが自分で耕作の責任を担うことにしている。気候関連の資源の乏しさも、彼女たちをますます暴力の危険にさらしている。

6. 「持続可能な開発2030アジェンダ」は、農山漁村開発と農山漁村女性と女児のエンパワーメントをカバーする包括的で変革的な枠組である。これには、農山漁村地域開発と持続可能な農業と漁業、開発途上国、特に後発開発途上国の女性農業者、牧畜者、漁師への支援に資金を捧げるようとの加盟国への呼びかけが含まれている。その他の「持続可能な開発目標」の中で特に関連するのは、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児をエンパワーすることに関する「目標5」と効果的な気候変動企画と管理のための女性の能力を高めることによって気候変動とそのインパクトと闘うために緊急の行動をとることに関する「目標13」である。

7. 気候変動と貧困に関するその報告書(A/HRC/41/39)の中で、極度の貧困と人権に関する特別報告者は、気候変動が貧困者に破壊的結果を与え、もし阻止されなければ、莫大な数の人々を貧困に押しやるであろうと述べた。たとえ世界的に各国政府とすべてのステイクホルダーが一致した決定的行動をとったとしても、何億人もが、食糧の不安定、強制移動、病気及び死亡に直面するであろう。気候変動は、人権、特に女性の権利の未来及び過去50年にわたる開発・保健・貧困削減における世界的進歩を脅かす。

8. 全世界で農山漁村地域は、水の利用可能性と供給、食糧の安定、インフラの存続可能性、食糧と非食糧作物が生産される地域の変化、農山漁村生計と所得の安全保障の喪失に関連するものを含め、気候変動の厳しいインパクトを経験している。気候変動は、気候変動に対して最も脆弱な者の中でも最も貧しい農山漁村母集団を抱え、農業と天然資源に頼っている者のために、貧困と遠隔の場所、政策策定者による無視に根がある既存の不平等をさらに悪化させる²。すべての栄養不良の人々の3分の2近くが、極端な気候にさらされている国々に暮らしている³。開発途上国の農業は、2006年から2016年までの気候関連の災害からの総損害と喪失の4分の1を経験した⁴。世界的に、30億人以上の人々と極度の貧困者の80%が、約25億人が農業の生計に依存している状態で、農山漁村地域で暮らしている⁵。雇用されている女性の3分の1近くが、林業と漁業を含め、農業で、社会保護も所得保障もほとんどなく時間と労働集約型の非正規の賃金の安い活動に集中して働いている⁶。

9. 気候変動のインパクトは、既存のジェンダー不平等を増幅するが、これは農山漁村地域で明らかである。気候変動は、農業生産、食糧の安全保障、保健、水とエネルギー資源、気候が誘引する移動と紛争及び気候関連の自然災害の点で、女性と男性の生計と福利に異なった影響を及ぼす。多くの状況で、土地、水及びその他の天然資源と生産資産への女性の依存とそれらへの不平等なアクセスは、彼女たちが不相応に気候変動の影響を受けていることを意味する。災害に耐え、回復するその能力もジェンダー不平等の影響を強く受けている。ほとんどの災害で、女性の中の死亡率は、男性よりもかなり高く、女性の中の貧困は、災害を受けやすい地域で増加している。気候変動が女性に与えるインパクトは、その移動制限、家庭と地域社会における意思決定力によって複雑化されている⁷。

10. 構造的障害と差別的な社会規範が、農山漁村家庭での女性の意思決定力と農山漁村地域社会とさらに幅広くその政治参画を制限し続けている。農山漁村地域の女性と女兒は、土地と生産資源へのアクセス、教育と保健ケアのような公共サービスへのアクセス、エネルギー、上下水道を含めたインフラへの平等なアクセスを欠いており、このすべてが極端な天候現象と継続する気候変動の影響に耐えるその能力を損なっている。その労働の多くは、男性の出稼ぎのためにその労働の重荷がますます増えており、彼女たちとその家族が代替の生計を求めざるを得なくなり、気候変動が農業生産と所得の安全保障に破壊的インパクトを与える結果として移動する時でさえ、依然として不可視的で無償のままである⁸。データが利用できるほとんどすべての世界のジェンダー開発指標は、継続して農山漁村女性は農山漁村男性や都会の女性より遅れており、不相応に貧困、排除、気候変動の影響を経験していることを継続し

² 気候変動に関する政府間パネル、*2014年気候変動：総合報告書*(2015年)。

³ FAO他、*2018年の世界の食糧の安全保障と栄養の状態*(ローマ、2018年)。

⁴ FAO、*気候変動に関するFAOの活動：2018年国連気候変動会議*(ローマ、2018年)。

⁵ 国際食糧政策調査機関、*世界食糧政策報告書*(ワシントンD.C.、2019年)。

⁶ 国際労働機関、*世界の雇用の社会的概観：2017年女性の傾向*(ジュネーヴ、2017年)。

⁷ 国連ウイメン、*ジェンダー平等と持続可能な開発のための気候行動との間の共通利益を強化する*(ニューヨーク、2016年)。

⁸ シェラ・クラブ及び国連ウイメン、「変動する気候の中で移動する女性：ジェンダー・気候・移せ、動性に関する討議文書」(オークランドとワシントンD.C.、2018年)；国際食糧政策機関、*世界食糧政策報告書：国連ウイメン、2019年-2020年世界の女性の進歩：変化する世界の家族*(ニューヨーク、2019年)。

て示している。⁹

11. 女性は、農業生産、食糧の安全保障、栄養、土地と天然資源の管理に重要な貢献をして、農業労働力の実体的割合を占めているのみならず、農山漁村地域の家庭内の無償のケア労働と家事労働のほとんども行っている。無償のケア労働と家事労働は気候変動の中でただ増加している。多くの状況で、女性と女兒はしばしば家庭と生産的利用のために水と薪を集める主たる責任を有している。性別データは乏しいが、女性と女兒が水道へのアクセスのない家庭の80%で、水集めに対して責任を有していることを証拠が示している。清潔で料金が手頃なエネルギーへのアクセスが欠けているところでは、女性と女兒は、一日の大半をバイオマス燃料集め、手で加工する食糧、水汲みのような労力の要る身体的にきつい仕事を行うことに費やしている。燃料が乏しい地域では、そうでなければ有償労働、教育、休息または余暇に利用できる時間である一日5時間も6時間も薪集めが占めることもある。気候が引き起こす旱魃と欠乏が、水、薪、その他の資源を集め、確保し、配布し、蓄えるために必要な努力の時間と程度に圧倒的に悪影響を及ぼし、こういった仕事をしている間の女性と女兒の安全性を損なう可能性がある¹⁰。

12. 気候変動に対応する際に、ジェンダー・ギャップに組織的に対処することは、家庭、地域社会、国家の気候強靱性を築く最も効果的なメカニズムの1つである。気候変動が女性と女兒に与える不相応なインパクトに関する増加する証拠基盤は、近年、社会的・経済的・気候上の強靱性を生み出すためのジェンダー平等と女性のエンパワーメントの可能性の承認とマッチするようになってきている。例えば、エンパワーされた女性は、低炭素形態の技術を採用し、気候変動に関する知識を広め、政府や企業に行動を起こすよう要請する際に重要な役割を果たすようになってきている。これは、「2030 アジェンダ」と「国連気候変動枠組条約」の下での行動計画に反映されている。

13. しかし、農山漁村女性と女兒は、年齢・所得・位置・婚姻状態と一家の長の地位・人種または民族性・文化・先住民族の地位・性的指向と性自認に基づいて、また、HIV/エイズの悪影響を受けている女性、障害を持つ女性、女性移動者、難民国内避難民として、重複し、重なり合う形態の差別に直面しており、そのような特徴のための暴力、排除、気候変動の否定的インパクトの特別な危険にさらされているかも知れない。この複雑性が、彼女たちの土地と生産資源、インフラとサービスへのアクセスを制限し、気候変動に直面しその意思決定力とその発言力と働きの行使に影響を及ぼしている。農山漁村女性と女兒の多様性とその特別なニーズと優先事項は、その強靱性を高めるために対象を絞った政策と制度的措置が必要であることを意味している¹¹。

14. 変動する気候の中で、農山漁村の家庭、生計、福利の持続可能性を保障する際に、女性と女兒が果たすことのできる重要な役割は、今ではより良く理解され、以下に討議される。

⁹ FAO、食糧と農業の状態：気候変動、農業、食糧の安全保障（ローマ、2016年）；国際食糧政策調査機関、世界食糧政策報告書。

¹⁰ 同上；国連ウィメン、約束を行動に変える：「持続可能な開発2030」におけるジェンダー平等、（ニューヨーク、2018年）。

¹¹ 国連ウィメン、2015-2016年世界の女性の進歩：経済を変革し、権利を実現する（ニューヨーク、2015年）。

II. 農山漁村地域の女性と女兒の強靱性を強化する

A. 持続可能な開発と気候変動枠組にジェンダー平等配慮を統合する

15. 加盟国は、持続可能な開発と気候変動に関する国内法、政策、プログラムと「国連気候変動枠組条約」の下での新しい発展を含め、国際条約と枠組の下での国の報告書と活動に、農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを推進するジェンダー平等配慮を統合する手段を取ってきた。

16. 公的生活・経済生活・政治生活のあらゆる領域で、都会でも農山漁村でも国のあらゆる地域で、男女間の平等のための条件を生み出し、非差別と女性のエンパワーメントを保障することは、2017年から2021年までのブルガリアのガヴァナンス・プログラムの目的である。アンドラでは、平等と非差別に関する2019年2月15日の法律第13/2019号には、男女間の平等な待遇と機会の原則が、すべての公的行動、プログラム、政策または規制の規定に統合されるべきとの要請が含まれている。

17. ペルーは、男女に与える気候変動の差のあるインパクトを検討する公共政策の開発と実施を奨励したラテンアメリカの最初の国々の1つとなった。その気候変動のための国内戦略には、農山漁村開発に関連するジェンダーと文化間の取組を検討するようとの呼びかけが含まれている。そのジェンダーと気候変動に関する行動計画は、気候変動緩和と適合の点でのジェンダー不平等を減らすために政府機関の行動を導くことを求めている。

18. 環境、気候変動、災害危険管理に関する国際協定とマンデートに沿って、コスタリカの国内政策は、2015年から2030年までの国内生物多様性政策、2016年から2024年までの国内生物多様性政策、2016年から2030年までの国内危険管理政策、気候変動に対する適合に関する国内政策、2018年から2050年までの国内脱炭素化計画及び森林伐採と森林悪化からの排出ガス削減戦略の下でのジェンダー計画に、横断的テーマとしてジェンダーの視点を統合してきた。

19. 2017年から2031年までのカンボディアの国内保護地域戦略的管理計画は、ジェンダー問題が地方・地域・国内レベルで幅広い基盤の注意と支援を受けることを保証するために、その実施のすべての側面にジェンダー平等を主流化してきた。女性が保護地域に関連する企画・管理・意思決定プロセスに参画し、生計機会の提供からの利益を公正に共有するようエンパワーされることを保障することが意図されている。これには、森林伐採とこれから生じる温室効果ガスの排出を削減するための森林保護がかかわる、その一例が炭素固定化である指定された地域社会でのジェンダー平等を推進するために指定されている生態系サービスからの所得の配分が含まれている。

20. スーダンでは、環境を維持し保護する際の女性の役割を確認して、ジェンダー配慮を考慮に入れる国内環境・気候政策と計画を強調してきた。この国は、あらゆるレベルで「国連気候変動枠組条約」の下でのジェンダー平等のコミットメントを適用するために活動している。

21. スペインでは、2019年2月に提出された気候変動とエネルギー転移に関する法案には、その指導原則の一つとして男女間の平等が含まれており、気候変動と闘うための公共政策で、この原則が考慮にいられることを保障することを目的としている。2019年2月に提出された正しい転移に関する国の戦略にも、生態系の転移における女性の間の労働の不平等を減らすグリーン経済とジェンダー平等措置における機会均等に関する戦略目標が含まれている。

22. 「国連気候変動枠組条約」の下での「パリ協定」で、締約国はそれぞれ、達成しようとする次々と国内的に決定される寄与を準備し、伝え、維持するよう要請されている。こういった寄与には、国の排出量を削減し、気候変動のインパクトに適合する国々による努力が含まれる。190 各国の国内的に決定された寄与の分析は、64 各国が女性またはジェンダーへの言及を含んでおり、15 各国が、気候変動政策策定における重要な意思決定者またはステイクホルダーとして女性に言及しており、6 各国が変革の担い手としての女性に言及していることを示している¹²。

23. コロンビアは、国連開発計画の国内的に決定された寄与支援プログラムの支援を得て、その低炭素開発戦略の一部として、気候変動管理行動にジェンダーの視点を統合してきた。201 年末までに、環境・持続可能な開発省は、鉱業エネルギー省、運輸省、住居・都会・農山漁村企画省、商業・工業・観光省及び農業・農山漁村開発省との協働で、相当する訓練プログラムを創設するであろう。

24. ほとんどの国々は、農業、水、エネルギー・セクターに重点を置いて、「国連気候変動枠組条約」の下での国内適合計画にジェンダー配慮を統合するために活動してきた¹³。国連食糧農業機関(FAO)は、様々なレベルで、農業のための予算と政策を含め、議員、中央と地方の企画者、非政府行為者と協力して、その計画でジェンダー問題に対処する際に国々を支援している¹⁴。

25. 約 20 各国が、バングラデシュ、コスタリカ、キューバ、エジプト、ハイティ、ヨルダン、リベリア、モザンビーク、ネパール、パナマ、ペルー及びタンザニア連合共和国を含め、最近では 2017 年のザンビアと 2018 年のドミニカ共和国とメキシコを含め、気候変動ジェンダー行動計画を開発し、実施している。地域レベルでは、アラブ諸国連盟と中米統合制度が初めてその気候変動企画にジェンダーの取組を組み入れてきた¹⁵。

26. 国際開発協力の点では、気候変動と早魃と闘うことに関して、ポルトガルが、農山漁村地域社会の強靱性を高め、「持続可能な開発目標」を追求し、世界的開発をもっと公正で、持続可能なものにする際の基本的要因として、パートナー国で、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを育成することを求めている。スペインでは、2018 年から 2021 年までの協力のためのマスター・プランには、開発、環境の持続可能性、人権、横断的優先事項としての多様性の尊重にジェンダーを含めている。

B. ジェンダーに対応した農業・農山漁村開発政策とプログラムを採用する

27. 加盟国は、農山漁村女性の経済的エンパワーメントのためのジェンダーに対応した農業・農山漁村開発政策とプログラムの採用を優先してきたが、その多くは、気候変動との取組に明確に関連している。そのような政策やプログラムは、能力開発、起業、生産資産への投資及び農業労働市場への参入の強化を通して、農山漁村女性の生計と福利を支援している。国々の中には、先住民族女性を含め、農山漁村女性の

¹² ジェンダー気候追跡者、「ジェンダーと国内的に決定された寄与」、<https://genderclimatetracker.org/gender-ndc/introduction> より閲覧可能(2019 年 6 月 21 日にアクセス)。

¹³ Angie Daze と Julie Dekens、ジェンダーに対応した国内適合計画(NAP)プロセスに向けて: 前進のための進歩と勧告(国際持続可能な開発機関、2018 年)。

¹⁴ FAO、「農山漁村女性のエンパワーメントを通して気候変動と取り組む」、2018 年。

¹⁵ 自然保護国際連合世界ジェンダー事務所は、各国政府とパートナーを組んで、フィンランド政府と国際機関米国機関の支援を得て、計画を促進してきた。

特別な集団を対象としてきたところもある。

28. アゼルバイジャンは、雇用と持続可能な開発ターゲットに応える農山漁村女性のための能力開発を支援するために、FAOと密接に協力している。FAOは、ジェンダーに配慮したニーズ評価を行い、女性が育てる作物とそのニーズ、農業意思決定と農場管理におけるその役割を強化し、その生産性を改善し、食糧の安全保障を確保し、その生計を高めるための課題を考慮する訓練を立案し、提供することにより、農山漁村女性の農業者と生産者のニーズに応える改良サービスを支援している。

29. イラクの労働・社会問題省は、寡婦と強制移動させられた女性のための生計機会を優先して、農山漁村女性を訓練し、経済的に、社会的に彼女たちをエンパワーするプロジェクトを実施している。

30. アルジェリアでは、省庁及びその他の関連機関より成る農山漁村女性の地位向上のための国内委員会が、地方自治体の委員会と市民社会の活動を調整している。2018年に、「国際農山漁村女性の日」の祝賀中に開始された女性起業家推進のための国内賞が、農山漁村女性の貢献を奨励し、農山漁村世界での社会的移動を支援するために持続可能な開発のための最高の農業プロジェクトとイニシアティブに授与された。2019年に、この賞は、創造性と革新の分野で女性によって行われた最高のプロジェクトを強調するであろう。

31. ブラジルの社会プログラムの唯一の登録は幅広い公共政策を調整する手助けをし、家族単位に対して責任を有するものとして示される人物が女性であることが勧められている。これは、重要な社会プログラムへのアクセスを提供するカードの保持者の85%が女性であることを意味してきた。雨水収穫及びその他の形態の女性農業者を支援する農山漁村生産活動の推進のための社会技術とプログラムのような農山漁村開発プログラムも、この傾向に従っている。2012年から2018年までで、約148,000名の農山漁村女性が、生産プロジェクトに投資するための資金を受け、総受益者の約60%を示した。

32. 食糧の安全保障を達成し、気候変動に強靱な農業を推進するために、ブルキナファソの農業水省は、革新的で強靱な農業技術、種苗と設備を推進し、これらを生産者が利用できるようにしている。2019年の受益者の少なくとも50%が女性である。

33. メキシコの「命の種を蒔く」プログラムは、統合された農村漁村開発への女性と男性、特に貧困線以下で暮らしている高齢者の効果的参画を推進し、伝統的作物をマホガニー、杉、ココア、珈琲、ゴム、シナモン及びその他の産物を含めた果物や材木と組み合わせることによって、食糧の自給力を達成し、所得を改善し、100万ヘクタールの森林を回復し、それによって排出ガスを減らす農林生産制度を確立する際に彼らを支援している。このプログラムは、113が先住民族のものである361の地方自治体で8つの州にわたって活動しており、2019年には230,000名の生産者に到達することを目的としている。

34. ウガンダでは、気候変動に対する強靱性と適合のための女性のエンパワーメントに関するイニシアティブを通して、1,600以上の女性協会が、280万ドルを貯め、ここから女性たちは気候変動に対処する革新的で、規模拡大できる、見習うことのできる活動に資金を借り、投資している。このイニシアティブは、生産資源とさらなる発言権と働きへのアクセスを増やして、経済的に独立するようになっている240,000名以上の女性をエンパワーしてきた。約182,000名の女性が、今では利用する土地を管理し、250,000名近くが財産を所有し、少なくとも月300ドルの所得を生み出している。このイニシアティブは、土地利用企画、農林業、土壌保存慣行を行う際にも女性を支援し、クリーンなエネルギー技術の採用

が、藪や炭を焼き、樹木伐採からの炭素排出を減らしてきた¹⁶。

35. 2018年に、ポルトガル政府は、その地域にいる女性たちの厳しい不利な条件を矯正し、農山漁村女性のエンパワーメントと特に労働市場へ参画を推進することを意図した小規模家内農業に関する制定法を承認した。

36. 2018年から2023年までのトルコの家族・労働・社会サービス省の女性のエンパワーメントに関する戦略文書と行動計画の中で、技術・訓練・社会保障へのアクセスを保障することにより、特に女性起業家と協同組合及び女性農業労働者のための農山漁村女性のエンパワーメントが優先されている。

C. 女性と女児の強靭性と適合能力を支援する

37. 加盟国は、ジェンダーに配慮した緩和適合戦略の適用を含め、気候変動の否定的影響に対応するために、女性と女児の強靭性と適合能力を支援している。しかし、各国政府とドナーは女性農業者に気候変動に適合するための十分な資金を提供していないことが最近の調査で分かった¹⁷。さらに、もし各国政府と資金提供者が気候変動のジェンダー差のあるインパクトと農山漁村女性と女児が直面している重複し重なり合う形態の差別を適切に考慮に入れないならば、気候金融がジェンダー不平等をさらに悪化させることもある。対照的に、ジェンダーに対応した気候金融は、気候強靭性を高め、農山漁村女性と女児による人権とジェンダー平等の享受を推進する可能性がある¹⁸。

38. 女性農業者と協同組合を含めた世界中の農山漁村生産者たちは、気候の変化と頻繁な気候ショックに対応するために、持続可能な先祖伝来の先住民族の現代の技術的慣行をますます採用するようになっている。そのような慣行には、悪化した土地を回復し、土壌の中に水を貯える農業の生物多様性と土壌と水の保存技術並びに生産を多様化し、土壌の肥沃度を回復し、土壌の浸食、砂漠化、森林伐採を管理する農林業の取組の利用が含まれる。さらに、土地及びその他の生産資源、改良サービス、早期警告制度、気候情報、貸付、貯蓄、保険及び代替の生計の選択肢へのさらなるアクセスは、強靭性を築くための基本である¹⁹。

39. グリーン気候基金からの資金提供で、ジョージアは、多様な危険早期警告制度と気候情報の利用と規模拡大に関するプロジェクトを、うまく機能する全国的な多様な危険早期警告制度と危険情報を得た地方の行動を通して、気候が引き起こす自然の危険に地域社会、生計、インフラがさらされる度合いを減らすことを目的として実施している。このプロジェクトは、強力なジェンダーの利益を生むために立案され、ジェンダー主流化とあらゆるレベルの意思決定への女性のかかわりが、その実施のカギとなる要因である。ジェンダー差のある指標が、プロジェクトの業績を監視するであろう。2017年に、基金とジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)はジェンダー平等配慮の気候変動介入と気候金融への統合を支援するために、ガイダンス・マニュアルグリーン気候基金プロジェク

¹⁶ <https://unfccc.int/climate-action/momentum-for-change/women-for-results/womens-empowerment-for-resilience-and-adaptationagainstclimatechange> を参照(2019年7月7日にアクセス)。

¹⁷ オックスファム、女性農業者に資金調達する：農業と気候適合資金を増やし、再方向付ける必要性(オックスフォード、2017年)。

¹⁸ Tessa Khan、「人々と惑星のための権利に基づく気候金融を推進する」、2018年4月23-27日、ジュネーヴ、第19回開発への権利作業部会。

¹⁹ FAO 他、食糧の安全保障の状態。

トにおけるジェンダー主流化を合同で準備した。

40. ホンデュラスでは、林業セクターでの気候行動のための女性のエンパワーメントに関するプロジェクトが、森林伐採と森林悪化から来る農山漁村の貧困と温室効果ガスの排出を減らす目的で、サンタバーバラ県とレンビラ県の12の地方自治体で、農山漁村女性、先住民族女性、若い人々の技術的・生産的・商業的能力を推進し、強化することにより、カナダの支援を得て、FAOによって実施されつつある。

41. 国際農業開発基金(IFAD)は、その小自作農適合農業プログラムの下で、直面する特別な気候課題を明らかにし、可能な解決策を発見することに女性と男性をかかわらせるために、マダガスカルとルワンダで、強化されたジェンダー行動学習制度のパイロットに資金を提供している。家庭方法論の助けを得て、女性は気候変動と取り組むために必要な情報をどのように収集し分析するかを学ぶので、家庭と地域社会で強力な変革の担い手となる。

42. 世界食糧計画(WFP)、FAO 及び国連ウィメンは、食糧の安全保障、雇用、栄養改善のための持続可能な農業生計を回復し、推進するために、ナイジェリアで合同プロジェクトを実施しており、環境的な気候に優しい生計機会を推進し、社会保護を強化するというカギとなる目標をもって、ボルノ州の13の地方自治体の地域で脆弱であることが明らかにされた女性や青年が家長を務め家庭に重点を置いている。

43. WFP の「R4 農山漁村強靱性イニシャティヴ」は、指数の保障、社会保護、災害危険削減及び金融サービスをつなぎ合わせる統合された気候危険管理の取組へのアクセスを通して家庭の所得と食糧の安全保障を改善できるようにすることによって、農山漁村地域の女性と女兒の状況を改善することに貢献している。このイニシャティヴは、あらゆる段階への参画を保障し、プログラムのニーズ評価、立案、実施、監視及び評価にジェンダー配慮を含めることにより、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進することを目的としている。2018年に、50,000人を超える女性つまり保険を掛けられた農業者の総数の55%が、エチオピア、ケニア、マラウイ、セネガル、ザンビア及びジンバブエで保険証券を受けた。2017/18年会期後に、約150万ドルが、天候関連の作物の損失を補償するために、エチオピア、ケニア、マラウイ、セネガル、ザンビアの52%が女性である31,000名以上の農業者に、保険支払金として配布された。このイニシャティヴは、受け取った支払金をどのように配分するかを決定する際に、主要な役割を果たしている女性による意思決定に良好なインパクトを与えている。このイニシャティヴは、危険引当金を蓄え築く際にも女性を支援している。

44. 農山漁村女性の経済的エンパワーメントに向けた進歩の促進に関するFAO、IFAD、国連ウィメン及びWFPによって実施されているプログラムは、エチオピア、グアテマラ、キルギスタン、リベリア、ネパール、ナイジェリア、ルワンダの農山漁村女性の気候強靱性を推進してきた。農業、食糧の安全保障と栄養に重点を置いて、このプログラムは、環境悪化と気候変動及び土地と生産資源への不平等なアクセス、利用と管理の制約の下で、生産性を高めるために、約50,000名の農山漁村女性と協力してきた。このプログラムは、農山漁村女性農業者協同組合と自助グループのための資産へのアクセス、キルギスタンのように極度の寒気とネパール、ニジェール、ルワンダを含め熱気に直面している国々で収穫を高めてきた気候に適合したインフラと技術の採用を促進してきたが、資源の効率的利用を保障するために、リベリアのように、収穫後の損失から女性農業者も保護してきた。このような取組は、高価値網と市場への農山漁村女性の参画を強化し、食糧生産を多様化する手助けをし、その家族と地域社会のための栄養成果を改善し、例えば参加国にわたって315,000名を超える人々のために利益をもたらして、77%も所

得を上げることによって、所得と貯蓄を増やしてきた。

45. 国連ウィメンのジェンダーに配慮した気候強靱性農業ポートフォリオは、「ジェンダーと気候にスマートな農業: 気候にスマートな農業を女性のために働かせる」(2018年)と題する訓練プログラムととりわけ、『『持続可能な開発目標』の状況での女性の土地の権利と保有の安全保障』と題する政策ガイダンス・ツールに支えられて、サハラ以南アフリカ諸国(ブルキナファソ、コートジボワール、エチオピア、ケニア、マラウィ、マリ、モザンビーク、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、ソマリア、南アフリカ、ウガンダ、タンザニア連合共和国)及び中国を含めたその他の地域にまで拡大してきた。

46. 国連ウィメンと国連環境計画は、バングラデシュ、カンボディア及びヴェトナムと地域的にはアジアと太平洋で、2018年から2022年までに気候に強靱な社会を確保するために、女性をエンパワーすることに関するプロジェクトを合同で実施している。このプロジェクトには、女性と周縁化されている集団の気候強靱性を推進するための気候行動と災害危険削減にかかわっている各国政府、地域フォーラム、学術機関、女性団体及び市民社会団体が含まれている。これは、気候関連の意思決定への女性の参画、性別・年齢別・政策と気候と災害危険削減政策の変革を特徴づけるその他の特徴別データの作成、分析、利用とよりジェンダーに対応する資金提供を支援し、女性がより強靱な生計のための基盤として再生可能なエネルギーにアクセスし利用することができるようにすることにより、行われている。

D. 持続可能なインフラと技術へのアクセス

47. 加盟国は、変動する気候の中で、女性と女兒が行っている無償のケア労働と家事労働の重荷を緩和するために必要なインフラと技術を農山漁村地域社会に提供する際に進歩を遂げている。持続可能なインフラとICTを含めた技術の提供を通して、安全で信頼できる水の供給と持続可能なエネルギーへの農山漁村女性と女兒のアクセスを改善することは、彼女たちの気候強靱性を築くカギである。ICTは、彼女たちが気候課題に対抗し、危険を管理する手助けをする教育、訓練、気候と市場情報、金融と保険へのアクセスにおける重要なギャップを埋める手助けができる(E/CN.6/2018/3を参照)。

48. 分権化した持続可能なエネルギーと水の解決策は、農山漁村女性と女兒の生計、福利、気候強靱性を支援する際に大変に重要な役割を果たすことができる。農山漁村女性の事業と協同組合は、太陽光またはその他の形態の再生可能なエネルギーによって動かされる国の電線が来ていない農山漁村地域で家庭にも生産利用者のためにも電気を供給する分権化したミニグリッドを備え付け、管理している。太陽光発電のポンプは、灌漑のための水を提供し、異なった地政学的場と気候条件の中にいる女性農業者のために収穫と食糧の安全保障を確保する可能性を持つ。太陽光乾燥機、小水力粉ひき器、太陽光臼、太陽光冷蔵システムは、農産物加工、保存、製品への付加価値にとって重要な形態の技術である。これらは、例えば、手による加工と水集めに女性と女兒が費やす労力と時間を減らしつつ、食糧の無駄を減らし、食糧の安全保障を改善する。

49. アルゼンチンは、適合能力を高め、適合基金からの助成金によって支援されている国の北東部での小規模農業生産者の強靱性を高めることに関するプロジェクトを通して、変動する気候の中で水へのアクセスと取り組んでいる。水供給のインフラは、チャコ、サンチャゴ・デル・エステゴ、コリエンテス及びサンタフェ州で開発され、農業者とその家族の強靱性を高めるのみならず、以前は水集めに費やされてきた一日4時間か5時間をその他の生産・教育・余暇活動に費やすことが今ではできるようになってい

る女性と子どもたちの無償のケア労働と家事労働をかなり減らしている。

50. ブラジルで、雨水収穫とその他の形態の社会技術を支援する国のプログラムの下での水槽プログラムは、貧困を根絶し、食糧の安全保障を確保し、所得を多様化し、気候強靱性を高める手助けもしつつ、国の北東部の早魃に襲われる半乾燥地域で、厳しい水の欠乏に対処してきた。このプログラムは、女性と子どもが水を見つけて運ぶことに費やす時間を大きく減らしてきた。家庭での利用のために水を供給する 100 万個の雨水収集水槽を備え付けるという最初の目標は、2014 年に達成され、25 万個の生産用の水槽と学校のための何千もの水槽が建設された状態で、それ以来数が増えてきている。この政策は、2017 年に未来政策賞の銀賞で認められ、「深刻な早魃と砂漠化を経験している国々、特にアフリカの国々での砂漠化と闘う国連条約」とのパートナーシップで、何百万人もの人々、特に女性の生活を促進してきた大規模な雨水収穫モデルとして世界未来会議から表彰された。

51. ジョージアは、「国連気候変動枠組条約」の下での初めてのジェンダーに配慮した国内的に適切な行動提案の 1 つを開発してきたが、これは、料金が手頃な太陽光湯沸かし策、エネルギー効率の良い薪ストーヴ、断熱材へのアクセスに重点を置くものである。

52. モンゴルの銀行は、民間セクターのイニシャティヴ、グリーン気候基金によって支援される温室効果ガス排出削減のための企業のローン・プログラムを実施しているが、提供されるローンの半分以上が、持続可能な低炭素事業モデルを採用し、再生可能なエネルギーとエネルギー効率の良い事業を始める女性主導の事業のためである。

53. ジンバブエは、気候にスマートな農業、水収穫技術、省エネ技術、太陽光やバイオガスのようなクリーンなエネルギー代替法、栄養的利益も経済的利益もある特に果物の木を植えることによる植林の採用を通して、女性の強靱性を築く対象を絞った介入を行っている。

54. アゼルバイジャンは、農山漁村女性と女兒に、図書館資料、コンピュータ、インターネットへの無料のアクセスを提供し、3,000 名以上の農山漁村女性のネットワークを生み出す手助けをする 8 つの地域での女性リソース・センターを設立してきた。そのようなネットワークは、農山漁村女性と女兒、特に女性農業者が気候課題に対決するために必要な情報を普及するために重要である。

55. ブルガリアでは、2019 年から 2020 年までの男女間の平等を推進するための国内行動計画の中で、現代のブロードバンド・インフラの構築が新しい形態の技術の実施とジェンダー固定観念を変えるための前提条件であると国が考えるハイ・スピードのインターネット接続性を保障するために、農山漁村地域で実施されている。

56. 「アフリカの女兒はコード化できる」イニシャティヴは、都会の女兒も農山漁村の女兒も ICT の勉強とキャリアを取り上げるよう動機付け、コード化キャンプを通してデジタル技術、コード化技術、起業技術、個人開発技術を身に着けるよう動議付けるために、国際電気通信連合と国連ウィメンが合同で実施している。約 34 のアフリカ諸国が、2018 年 8 月にエチオピアで開催された第一回キャンプに代表者を送った。このイニシャティヴは、正規教育のあらゆるレベルで、ジェンダーに配慮した ICT とコード化カリキュラムを主流化する際にもアフリカ諸国を支援している。

E. 意思決定への女性の完全参画を保障する

57. 気候と環境問題に関するあらゆるレベルの意思決定への女性の完全参画を保障することは、農山漁村女性と女兒とその地域社会の生計・福利・強靱性を可能にし、気候変動のインパクトを緩和し適合するための発言権と働きを彼女たちに与える基本的側面である。

58. オーストラリアは、情報を分かち合い、問題と解決策を明らかにし、女性と政府との間のより情報を得た代表者間の対話を生み出すために、全国から女性団体と個人を集める国内女性同盟に資金を提供している。この状況で、国内農山漁村女性連合は、オーストラリアの農山漁村、地域、遠隔地で暮らしている女性のための国の協働的な声を提供している。アボリジニーとトレス海峡島人の社会正義コミッショナーが主導する Wiyi Yani U Thangani(女性の声)協議会は、地域と遠隔地の先住民族女性と女兒が直面している課題を探求し、その野望、優先事項、ニーズを唱える機会を彼女たちに与えてきた。女性の声を高め、地域と遠隔地の先住民族女性と女兒をより良く支援するための取組を牽引する勧告と行動を含む、政府に宛てた最終報告書が 2019 年後半に出されるであろう。

59. カンボディア開発調査機関は、国連民主主義基金からの助成金で、気候変動適合イニシアティブを推進するために、女性とその団体を支援してきた。このプロジェクトは、地域社会における気候変動を分析し、強靱性を高め、地滑り、洪水、早魃のような自然災害を緩和する方法を提案する気候変動グループを形成するために、地方の女性を訓練することを目的として、2017 年に始まった。

60. キューバでは、環境保護において指導的役割を果たしている女性の参画が、早期警告と気候へ備え制度を通して脆弱性削減と災害の防止のための危険管理と同様に増加してきた。女性は、しばしば、危険削減管理センターの長や、気候変動と極度の天候現象のため人命や優先的経済資産が失われることを避けるために活動して、それぞれの領土や地域の早期警告制度のための責任あるフォーカル・ポイントを務めている。

61. 2017 年から 2020 年までのアイルランドの女性と女兒のための国内戦略は、農山漁村女性の団体がかかわる優先事項に関する協議会に基づいている。農山漁村女性は、戦略の準備に関して助言し、その実施を監視するために任命された戦略委員会の委員に代表されている。委員には、アイルランド農業者協会と女性ネットワークに基づく国内地域社会協同組合の代表者が含まれている。戦略目標の中には、農業への女性の貢献を認め、このセクターでのその指導的地位の機会を推進する行動がある。戦略は、社会的に排除されている女性にサービスと支援を提供する手段として女性のために地域社会開発を支援し資金提供することも目的としている。

62. 2018 年のペルーの気候変動に関する枠組み法は、万人が政府のそれぞれのレベルで気候変動の管理に関する意思決定に責任を持って参画する権利と責務を説明し、国家が、文化間のジェンダーの取組を通して、先住民族男女の効果的参画を保障することに対して責任を持つようにしている。

63. スロヴェニア政府は、農山漁村女性の地位を監視し、これを改善するための提案を策定することに対して責任を有する農林食糧省の諮問機関として、2019 年 3 月 7 日に、農山漁村女性会議を設立した。これは、意識を啓発し、農山漁村女性の世代間協力を強化することに貢献するのみならず、国の農山漁村開発戦略に関する意思決定と採択においても諮問的役割を持つであろう。

F. 性別データとジェンダー統計を強化する

64. ほとんどの国々は、農山漁村女性と気候変動に関して、まだ特にデータを収集し、ジェンダー統計を開発してはいないが、農山漁村女性と女兒と気候変動との間の関連性に関する性別データとジェンダー統計の収集、分析、普及は、もしジェンダーと気候に対応した農業・農山漁村開発政策とプログラムが農山漁村女性と女兒とその地域社会の利益のために開発され、実施されるべきものならば、極めて重要である。生活時間、無償のケア労働と家事労働、土地、エネルギー及び水へのアクセス、並びに農業と環境の問題と慣行を含め、本報告書でカバーされている気候関連のテーマ全体にわたって、農山漁村女性と女兒に関して利用できるデータと統計にはかなりのギャップが存在する。加盟国は、セクターにわたってそのようなギャップを明らかにして対処する手段を取りつつある。

65. 国々の中には、特にインフラと技術の提供と気候インパクトの対処に関連して、とりわけ、農山漁村の女性と女兒が行う無償の家事労働とケア労働の不相応な割合を評価する手助けとなる生活時間に関するデータを収集し続けているところもある。

66. モンゴルでは、2007年以來4年毎の国立統計局によって行われている生活時間調査によれば、過去8年にわたって、モンゴルの女性と男性が有償労働に費やす時間は、増加しているが、無償労働に費やす時間は、減ってきている。この8年の期間で、無償のケア労働と家事労働に費やす時間は、都会の女性と男性では0.3時間減り、農山漁村男性は0.5時間、農山漁村女性は1時間減っている。この傾向は、電気製品の幅広い利用が家庭における無償のケア労働と家事労働に与える良好な影響と代替の生計に味方して農山漁村地域での家畜の生ものの加工の慣行が減っている結果を示しているかも知れないので、さらなる調査が必要である。

67. スペインの国立統計局は、家庭で行われる無償のケア労働と家事労働の規模、家庭内の家族の責任の配分、文化活動・余暇活動への国民の参加及び特別な社会集団による時間の利用を確かめるために生活時間調査を行っている。次回の調査は、2021年から2022年に行われることが期待されている。

68. イタリアは、性別・年齢別・場所別のデータを通して、無償のケア労働と家事労働に費やされる時間の割合を追跡している。全体的に、無償の家事・ケア労働に費やされる時間の割合は、2002年以來ほぼ同じであった。男性が無償のケア労働・家事労働に費やす時間は、1%増加し、女性は約1.5%減少したが、大きなジェンダー・ギャップが残っている。1990年から2016年までの温室効果ガス排出に関するイタリアからのデータは、1990年から2005年までで全体的に増加し、これに続いて2005年から2016年までは全体的な減少を示している。10万人につき、死亡、行方不明者または災害の悪影響を直接受けた人々に関するデータは、性別データではないが、1900年から2003年は増加しているが、その後2016年までは減少を示している。

69. コロンビアの気候変動戦略計画には、2020年までに、地方の地域社会との特に女性、高齢者、子ども及び先住民族のマイノリティ集団に強化されたサーヴィスを提供して、近年圧力がかかっている国の保護地域、保存地域、農業生態系及びマングローブを含めた森林生態系の10%が高度の回復状態にあるというターゲットを含め、ジェンダーに配慮したターゲットと指標が含まれている。

70. 世界レベルで、FAOは、農業セクターの統計情報の主要な源である2020年の「農業調査のための

世界プログラム」の比較できる性別データの収集のためのガイドラインと基準を提供している。FAO は、農業におけるジェンダー不平等を監視するための一連の指標を提供し、農業調査または国内の生活時間調査の農業モジュールを通して必要なデータを収集する可能な取組を提案して、国内農業調査の性別データとジェンダーに特化した指標のためのガイドラインも開発してきた。

71. 国連ウィメンの「どの女性もどの女兒も数に入れる」プログラムは、制度的・財政的制約に対処し、ジェンダー統計の定期的作成を増やし、「持続可能な開発目標」及びその他の国内・国際コミットメントを監視する能力と技術的・財政的能力を築き、すべての関連行為者の政策・プログラム・アドヴォカシーでジェンダー統計を利用する能力を強化する機能的環境を醸成することを目的としている。例えば、ケニアでは、国連ウィメンは、ケニア国立統計局に技術援助を提供し、生活時間を含めたいくつかの調査を支援するであろう。FAO との協働で、国連ウィメンは、女性のための農業企業の資金調達の現在の状態に関する基本調査を行う際に農業金融公社を支援するであろう。その他の優先事項には、ジェンダー関連の「目標」の指標の作成の支援と農業セクターの通常データ収集ツールの改善が含まれる。

III. 結論と勧告

72. 加盟国は、変動する気候の中で、農山漁村地域の女性と女兒の状況を改善するための計画・政策・プログラムを立案し、実施してきた。農山漁村女性と女兒が直面している広がったジェンダー不平等と重複し、重なり合う形態の差別と暴力は気候変動の速度と複雑性によって増幅され、これが代わって、農山漁村と農業の生計・所得・福利を危険にさらし、貧困・食糧の不安定・社会不安を深めてきた。気候危機の規模は、深く根差したジェンダー不平等と相俟って、加盟国が包括的な全社会的な政府挙げての取組を採ることが必要であることを意味する。

73. 国々の中には、ジェンダーに配慮した農業・農山漁村開発政策とプログラムを含め、ジェンダー配慮を持続可能な開発・気候変動枠組に効果的に統合してきたところもある。また、気候に強靱な農業と生計、持続可能なエネルギーへのアクセス、水インフラと ICT、意思決定への効果的参画を通して、農山漁村女性と女兒の強靱性と適合能力を支援しているところもある。取組の多くはセクター横断的で多面的であるが、特に農山漁村女性と女兒と気候強靱性との間の関連性を示し、政策策定と行動を支援するジェンダーに対応した気候金融、性別データとジェンダー統計の利用可能性においては、かなりのギャップが依然として残っている。

74. 加盟国は、農山漁村地域の女性と女兒の状況を改善するために、以下の勧告を実施するよう奨励される:

(a) 女子差別撤廃委員会の農山漁村女性に関する一般勧告第 34 号(2016 年)と気候変動の状況での災害危険削減のジェンダー関連の側面に関する一般勧告第 37 号(2018 年)、「北京宣言と行動綱領」、農山漁村女性または女兒を取り残さない統合された普遍的な枠組としての「アジェンダ 2030」に留意して、持続可能な農山漁村開発、ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒の人権の実現、特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」への既存のコミットメントを実施するために行動をとること。

(b) 「国連気候変動枠組条約」ジェンダー行動計画の下でのジェンダー平等へのコミットメントを実施する行動をとり、農山漁村女性と女兒に言及しているジェンダー平等配慮を国内的に決定される寄与、

国内適合計画、「条約」の下でのすべての定期報告に統合すること。

(c) 農山漁村女性と女兒のニーズと優先事項に対応するジェンダーに対応した持続可能な開発と気候変動枠組及び農業・農山漁村開発政策とプログラムを立案し、開発し、実施すること。

(d) 農山漁村女性と女兒が直面している重複し、重なり合う形態の差別と暴力を撤廃する措置を取ること。

(e) ジェンダーに対応した気候金融を推進し、農山漁村女性と女兒の権利、ニーズ、優先事項に対応し、彼女たちに利益を与えるイニシアティブを支援するよう、グリーン気候基金を含めた気候金融機関に要請すること。

(f) 農山漁村女性と女兒の気候強靱性を支援するために、農山漁村地域で貧困を根絶し、教育機会、持続可能な生計、ディーセント・ワーク、所得の安全保障を支援する政策を施行すること。

(g) 特に気候に強靱な農業生産、食糧の安全保障と栄養、持続可能な天然資源管理を通して気候変動の否定的インパクトに対応する農産漁村女性と女兒の能力を支援する気候とジェンダーに対応した戦略を開発し、採用すること。

(h) 関連する法律と政策を立案し、改革し、施行することにより、農山漁村女性の完全で平等な権利と土地と生産資源及び土地保有権の安全保障へのアクセスを確保すること。

(i) 気候変動、自然災害、極端な天候現象の経済的・社会的・環境的ショックと否定的インパクトに対応し、回復するために、女性に基本的インフラ、サービス、技術、早期警告制度、資金提供、保険、社会保護、ディーセント・ワークを提供することにより、すべての農山漁村女性と女兒の強靱性と適合能力を強化すること。

(j) 先祖伝来の、先住民族の、現代の技術的慣行と知識を推進し、改良サービス、情報、訓練へのアクセスを強化することにより、気候変動と環境悪化(森林伐採、砂漠化、農業の生物多様性の損失)に対して、農山漁村女性と女兒、特に女性自耕自作農業者の強靱性を築くこと。

(k) 持続可能なエネルギー、清潔な水と安全な下水道、及び教育、訓練、金融、保険、気候情報と市場情報を含め、時間と労力を節約する気候に強靱なインフラと技術に投資することにより、農山漁村女性と女兒を支援すること。

(l) 女性農業者、漁業者、農業労働者を含めた農山漁村女性と女兒の持続可能な農業・農山漁村開発への完全で平等な参画を推進すること。

(m) 環境資源・天然資源管理と気候変動戦略・政策・プログラムのあらゆるレベルでの農山漁村女性の完全参画と意志決定を保障すること。

(n) 気候変動と環境悪化が農山漁村女性と女兒に与えるジェンダー差のあるインパクトを考慮に入れ、そのようなインパクトに対応し、緩和するためのジェンダーに配慮した堅固な証拠と調査、ツール、データベース、方法論、政策分析を開発する際に、社会的・経済的・政治的・科学的機関を支援すること。

(o) 性別・年齢別・その他の特徴別データを収集し、分析し、普及し、変動する気候の中で農山漁村女性と女兒の状況を改善し、「持続可能な開発」の実施を監視し、追跡するために農業調査を通してジェン

ダー統計を生み出す国の統計局及びその他の関連機関の能力を高めること。

75. 国連システムとその他の国際団体は、そのプログラムと戦略で農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを支援しつつ、あらゆるレベルで上記勧告を実施し、測定し、監視する際に、加盟国を支援するよう奨励される。

女性移動労働者に対する暴力(A/74/235)

事務総長報告書

概要

総会決議第 72/149 号に従って提出される本報告書は、女性移動労働者に対する暴力の問題に関して、現在の状況を概説するものである。本報告書には、この問題に対処し、移動女性の人権の保護を確保するために、加盟国が取った措置と国連システム内で行われた活動に関する情報が含まれる。本報告書は、今後の行動のための勧告で締めくくられる。

I. 序論

1. 女性移動労働者に対する暴力に関する決議第 72/149 の中で、総会は、加盟国、国連システムの団体、特に国際労働機関(ILO)、国際移動機関(IMO)、国連開発計画、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)からの最新の情報並びに女性移動労働者の状況に言及している特別報告者及び NGO を含めたその他の筋の報告書を考慮に入れて、女性移動労働者、特に家事労働者に対する暴力の問題と決議の実施に関する包括的で、分析的で、テーマ別報告書を第 74 回総会に提出するよう事務総長に要請した。総会は、非正規移動を抑止し、女性に対する差別と暴力を防止するための入国法にジェンダーの視点を組み入れることを検討するために、女性移動労働者の募集と配置を規制する政策を含め、その移動の地位にかかわらず、家事労働者を含めた女性移動労働者の人権を保護する措置を採用または強化するよう各国に要請した。本報告書は、2017 年 7 月から 2019 年 6 月までの期間をカバーするものである。

2. 前回報告書(A/72/215)の完成以来、総会は、2018 年 12 月にモロッコのマラケッシュで開催された政府間会議で、「安全で秩序ある正規の移動のためのグローバル・コンパクト」を採択した。「グローバル・コンパクト」は、移動に関するすべての関連行為者の間の国際協力を育成する枠組である。「グローバル・コンパクト」には、全体的な指導原則の一つとして、ジェンダーに対応した取組が含まれており、移動者に対する暴力の撤廃の問題は、目標 6、7 及び 17 で対処されている。目標 6 には、女性移動労働者の特に家事労働と技術の低い職における特別なニーズと貢献に対する配慮を含むことを保障し、性暴力とジェンターに基づく暴力を含め、あらゆる形態の搾取と虐待を防止し、通報し、対処し、効果的救済策を提供するための特別措置を採用する関連する国内労働法、雇用政策、プログラムを見直すことへの特別なコミットメントが含まれている。

3. 「北京行動綱領」は、女性が暴力を受けないで暮らすという夢を説明している。女性移動労働者を含

めた移動女性は、暴力及びその他の形態の虐待に対して特に脆弱であると述べられている。2020年は「北京宣言と行動綱領」採択の25周年に当たり、従ってジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの促進された実現と彼女たちに対する暴力をなくすための中核的年である。

4. 2017年に、女子差別撤廃委員会は、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告(第35号)を導入したが、この中で、移動の状況にある女性は、しばしば、暴力の高い危険に直面することを強調した。

5. 2019年6月に、国際労働総会は、仕事の世界での暴力とハラスメントの撤廃に関する新しい条約(第190号)と関連する勧告(第206号)を採択した。この条約は、暴力とハラスメントのない仕事の世界への万人の権利を認め、一方勧告は、送り出し国、経由国、目的国での移動の地位にかかわらず、すべての移動労働者、特に女性移動労働者を仕事の世界での暴力とハラスメントから保護する法的措置またはその他の措置を取るよう加盟国に要請している。

6. CSW63で採択された合意結論(E/2019/27-E/CN.6/2019/19)の中で、CSWは、労働権の保護と女性移動労働者のための安全な環境の重要性を強調し、移動女性、特に非正規経済と未熟練労働に雇用されている者は、虐待と搾取に対して特に脆弱であると述べた。さらに、社会保護制度が、万人、特に周縁化されている者、または脆弱な状況にある者の人権の成就に重要な貢献ができ、あらゆる技術レベルの女性移動労働者が社会保護にアクセスする手助けをするために措置が取られるべきであることが認められた。

7. 本報告書は、すべての公的・私的領域の女性移動労働者に対する暴力に関連して、25の加盟国²⁰、1つの国際団体²¹、6つの国連機関²²からの提出物を組み入れている。本報告書は、条約機関の最終見解、一般勧告、コメント及び人権理事会の特別手続きマンデート保持者の報告書に基づいている。

II. 状況

A. データと傾向

8. 推計2億5,800万人の国際移動者の約半数が女性であり²³、全世界で約6,660万人の女性移動労働者がいる²⁴。この推計にもかかわらず、移動に関する性別データとジェンダー統計のかなりの欠如が継続している。移動女性に対する暴力は、伝統的なデータ源によっては捉えられていない。さらに、女性移動労働者、特に未熟練セクターにいる者が直面する搾取、虐待、暴力を捉えているデータは驚くほど少

²⁰ アンドラ、アルゼンチン、アゼルバイジャン、バーレーン、ブルキナファソ、カンボディア、カナダ、コロンビア、コスタリカ、キプロス、チェキア、エルサルヴァドル、ジョージア、ギリシャ、モーリシャス、メキシコ、フィリピン、ポルトガル、カタール、サウジアラビア、セルビア、スペイン、スーダン、トルコ、ジンバブエ。

²¹ 太平洋島嶼国フォーラム事務局。

²² 国際労働機関(ILO)、国際移動機関(IOM)、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)、国連社会開発調査研究所、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)。

²³ 2017年国際移動報告書ケハイライト(国連出版物、販売番号E.18.XIII.4)。

²⁴ <https://migrationdataportal.org/themes/labour-migration> を参照。

ない²⁵。

9. 推定 1 億人の女性移動労働者が、毎年送金しており、世界のすべての送金者の半数を占めている²⁶。これは、ジェンダーに特化した差別のために移動女性は労働市場で不平等に直面しているという事実にもかかわらずである。例えば、女性移動労働者の賃金は、根強いジェンダー賃金格差のために普通男性よりも少なく²⁷、女性移動労働者は送金手数料で、男性よりも 20% 余計に払っているかも知れない²⁸。

10. 移動女性は、女性または移動者としてのみならず、年齢、所得、人種、民族性、国籍、宗教、婚姻・家族の地位、性的指向と性自認、障害、健康状態、HIV の状態、妊娠、居住地、経済的・社会的状況を含めた数多くの相互に関連する特徴に基づいて重複し、重なり合う形態の差別に直面し続けている。この差別が、女性と女兒によるその人権の享受に悪影響を及ぼし(A/HRC/35/10 を参照)、暴力の危険を含め、彼女たちが「対象を絞った、複雑なまたは構造的な差別」を経験する可能性を高めている(A/HRC/17/26 を参照)。先住民族女性が移動する時、彼女たちはしばしば、社会的・経済的排除、搾取、ジェンダーに基づく暴力及び人権侵害にさらされる²⁹。

11. 女性が移動する理由は、貧困と教育機会とディーセント・ワークの機会の欠如から人権侵害、紛争、環境悪化、災害と土地の喪失にわたって多様である。女性は、性暴力とジェンダーに基づく暴力、性的指向と性自認を根拠とした迫害、戦争・紛争中の性暴力、子ども結婚、早期・強制結婚、女性性器切除のような有害な慣行を含め、深く根差したジェンダー不平等に直面し続けている。

12. 移動に関する女性の意思決定に影響を及ぼす中心的要因には、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力が含まれる。例えば、中米全体にわたって、女性は、異常に高い割合のドメスティック・ヴァイオレンスに直面しており、この地域の構造的暴力の広がりのために---搾取、汚職、女性のニーズの無視の条件を生む---彼女たちは、国内法や司法制度によって裏切られ続けている³⁰。

13. 世界中で、女性の働き、移動の自由への制限が、法律においても慣行においても存在し続けている。37 か国で、女性は独立してパスポートを申請できないし、17 か国で、女性は独りで家を出ることができず、6 か国で、国内法が、女性が許可なしで外国旅行をすることを禁じている³¹。このような差別法は、女性のエンパワーメントを制限し、彼女たちの暴力の危険を高め、虐待の可能性を逃れる能力

²⁵ Letizia Palumbo と Alessandra Sciarba、「EU の農業における女性移動労働者の搾取に対する脆弱性: 人権とジェンダーに基づく取組の必要性」、欧州議会の国民の権利と憲法問題政策部が出した調査、2018 年。

²⁶ 国際農業開発基金、*家に送金する: SDGs に貢献する。一度に 1 家庭。*(2017 年)。

²⁷ Alison J. Petrozziello、*移動するジェンダー: ジェンダーの視点から移動と開発とのつながりに取り組む*(ドミニカ共和国、国連ウィメン、2013 年)。

²⁸ 世界移動グループ、*移動、送金、金融包摂: 女性の経済的エンパワーメントの課題と機会*(国連ウィメン、2017 年)。

²⁹ ILO、*ディーセント・ワークの未来のためのケア労働とケア職*(ジュネーヴ、2018 年)。

³⁰ Cecilia Menjivar と Shannon Drysdale Walsh、「ジェンダー暴力: 中米「キャラヴァン」のある運転手」、ジェンダー政策報告書、ミネソタ大学、2018 年 11 月 5 日; Shannon Drysdale Walsh と Cecilia Menjivar、「『私たちにどんな保証があるのか?』グアテマラのフェミニサイドに対する法的代償と根強い刑事責任免除」、*ラ米政治と社会*、第 58 巻、第 4 号(2016 年)、31-55 頁。

³¹ 国連ウィメン、*2019 年から 2020 年、世界の女性の進歩: 変化する世界の家族*(ニューヨーク、2019 年); 世銀グループ、*2018 年企業と法律*(ワシントン D.C.、世界銀行、2018 年)。

を制限し、正規の移動の選択肢を減らし³²、女性が非正規の移動のチャンネルまたは人の密輸者のサービスを利用する可能性を高める。

14. 女性は、移動のあらゆる段階で、その権利と責任を理解するために、完全で、明確で、アクセスできる情報を必要としている³³。情報へのアクセスは、女性が自分の旅について情報を得た決定をする能力³⁴を改善し、正規の移動チャンネルの利用を奨励することによって、命を救う手助けができる³⁵。しかし、情報の提供が、移動者が情報を捜し、アクセスする方法に対応していることが極めて重要である。混合移動センターが行った調査では、看板、リーフレット、ウェブサイト、国連及びNGOのような伝統的な情報源は、すべて、スマートフォンやソーシャル・メディアに比して、非正規のチャンネルを通して移動する人々の間の第一の情報源としては最低のランクにあった³⁶。

B. 移動の旅の危険

15. ある移動回廊に沿って旅することは、犯罪集団、人身取引者、他の移動者及び腐敗した役人による性暴力の危険を含め、女性と女兒にとって大きな危険となる。例えば、メキシコから米国へと旅する移動女性と女兒の60%から80%が、旅のある段階でレイプされていると見積もられている。中央地中海ルートに沿って、90%の女性と女兒がイタリアへ行く途中でレイプされていることを推計が示している³⁷。

16. 移動女性は、男性のパートナーまたはその他の男性の親戚と共に旅することによって、旅行中の暴力の脅威から身を守ることを求めるかも知れないが、この同じ家族が暴力的な残虐行為をおこなったことに対して責任のあるものでもあるかも知れない³⁸。しかし、限られた選択肢と頻繁に絶望的な状況を仮定すれば、多くの女性は、一人で旅するさらに悪い状況を恐れて、こういった違反の可能性に耐えるしかないと考える³⁹。

17. 多くの移動女性と女兒は、国境を横断し、国々を通り抜ける手助けをしてもらうために密輸業者に頼り続けており、搾取的な「進むにつれて支払う」取り決めの下で負債を抱えており、性的虐待、経済

³² Tam O'Neill, Anjali Fleury 及び Marta Foresti, 「移動する女性: 移動、ジェンダー平等及び『持続可能な開発 2030 アジェンダ』」、説明文書、ODI、2016年7月。

³³ www.oim.int/sites/default/files/our_work/ODG/GCM/IOM-Thematic-Paper-responsibilities-and-of-migrants.pdf を参照。

³⁴ <https://medium.com/@UNmigration/access-to-informatioltoln-is-essential-for-migrants-during-their-journeys-and-upon-arrival-3735693dd64e> を参照。

³⁵ Yermi Brenner と Bram Frouws, 「ごまかしか希望か? 混合移動におけるスマートフォンとソーシャ・メディアの利用に関する証拠」、混合移動センター、2019年1月23日。

³⁶ www.dhs.gov/news/2018/07/19/perils-illegal-border-crossing 及び <https://splinternews.com./is-rape-the-price-to-pay-for-migrant-women-chasing-the-1793842446> を参照。

³⁷ Sarah Chynoweth, 「百万以上の苦痛」: イタリアに至る中央地中海ルートでの男性と男児に対する母い暴力(女性難民委員会、2019年)。

³⁸ www.buzzfeednews.com/article/jinamoore/women-refugees-fleeing-thrbeyond-tough-europe-are-told-rape-is-not-a

³⁹ www.opendemocracy.net/en/beyond-trafficking-and-slavery/whos-responsible-for-violence-against-migrant-woman/ を参照。

搾取、人身取引に対して一層脆弱にされている⁴⁰。絶望と貧困が、例えば通過のための「代金」としてセックスを提供し、移動女性と女兒に生存のためのセックスを強いるかも知れない。UNODC は、あるアフリカの国で、犯罪集団が約 250 ユーロで運賃と偽の証明書を含めた欧州への非正規の移動パッケージを移動女性と女兒に提供していることを報告した。しかし、負債は、人身取引者によって 5 万ユーロから 7 万ユーロに変えられ、これを被害者は強制売春を通して払わされる⁴¹。

C. 移動のあらゆる段階での課題と危険

18. ジェンダーに対応した移動政策の欠如は、女性移動労働者に対する暴力と虐待の危険を増すこともある。例えば、家族の居住権をスポンサーの居住権に関連付け、扶養家族に働く許可を否定する移動政策が、家庭内の法的・財政的・社会的依存性を育て、男女間のすでに不平等な力関係を強化し、移動女性がさらに暴力にさらされることもある⁴²。

19. 多くの移動女性、特に非正規の移動ルートにある者は、自分の権利についての限られた知識、証拠の欠如、拘束、強制送還の恐れ、当局に対する信頼の欠如、予想される汚名のために、警察に暴力を通報しない。その結果、暴力の加害者が裁判にかけられることは減多にない⁴³。

20. 移動女性と女兒、特に非正規の移動状態にある者は、人身取引の高い危険にさらされている。ジェンダーに特化した差別的な移動法と政策のために、女性は、しばしば、自由に出入国できず、雇用を見つけれたり変更したりすることもできず、これが人身取引される危険を高める(A/71/223 を参照)。UNODC は、人身取引の発見された被害者の 60% は、発見された国では外国人であると報告した⁴⁴。

21. 移動する女兒、特に付き添いのない女兒は、密輸業者、人身取引者及びその他の行為者による性暴力とジェンダーに基づく暴力と、その旅に対する通過、シェルター、生計、または金銭を得るための労働に売られ、生存のためにセックスを強いられる高い危険にさらされている⁴⁵。そのような一つの例は、欧州への旅のための金銭を稼ぐために売春宿で働くよう強制されているニジェールを通過して旅する移動女兒の場合である⁴⁶。中央地中海移動ルートに沿って移動する子どもに対する暴力に関する国連子ども基金によって行われた調査の中で、面接を受けた女兒の大半が、旅の次の段階に対して支払うために、リビアで長期間働かなければならなかったことが分かった⁴⁷。中米での調査によれば、付き添いのない女兒は、地方の街頭ギャングである *maras* が従わせるために性的攻撃を用いて、その母国で麻薬の密輸と売買をさせるために彼女たちを募集しているために、国を逃れていた⁴⁸。

⁴⁰ 国連子ども基金(ユニセフ)、「子どもにとっての致命的旅: 中央地中海移動ルート」、2017 年 2 月。

⁴¹ 2014 年人身取引世界報告書(国連出版物、販売番号 E.14.V.10)。

⁴² 国連ウィメン、2019 年から 2020 年までの世界の女性の進歩。

⁴³ OHCHR、「閉ざされたドアの向こう: 非正規の状況にある移動家事労働者の人権を保護し、推進する」、2015 年、ニューヨーク。

⁴⁴ 2016 年世界人身取引報告書(国連出版物、販売番号 E.16.IV.6)。

⁴⁵ 国際赤十字赤新月社連盟、「独りで危険: 子ども、移動、性暴力とジェンダーに基づく暴力」、2018 年、ジュネーヴ。

⁴⁶ 同上。

⁴⁷ ユニセフ、「子どもにとっての恐ろしい旅: 中央地中海ルート」。

⁴⁸ Jessica Jones と Jennifer Podkul、家から追い出されて: 中米の行方不明の男児と女兒(女性難民委員会、2012 年)。

22. 現代の形態の人種主義、人種差別、排外主義、関連する不寛容に関する特別報告者が報告したように、国家主義的大衆迎合主義が、暴力と差別の危険をさらに悪化させて、人種、民族、宗教、性的マイノリティとジェンダー・マイノリティ、障害者のみならず、女性の人権の重大な侵害に繋がる国家へのテロ規範的、家父長的夢の推進を助長している。「伝統的価値」を再び主張しようとする政治的・政策的アジェンダの増加は、しばしば、国際法に反して、トランスジェンダーやジェンダーの一致しない人を含め、女性の権利を損なって現れる(A/73/305 及び A/73/305/Corr.1 を参照)。

23. 同性関係を犯罪とする法律と政策は、いまだに 68 以上存在し、トランスジェンダーの人は、少なくとも 17 以上で犯罪化されている(A/73/824 を参照)。この広がった差別は、ホモ恐怖症、人種主義、乏しい職の激しい競争によって複雑化されて、しばしば、トランスジェンダーの女性移動労働者が、生き延びるために、商業的性産業の仕事のような非正規のしばしば危険な仕事に大きく依存するよりは⁴⁹、合法的な雇用を見つけようともがく結果となる⁵⁰。2017 年にイタリアで行われた地図作成を通して、推定 3,280 名の個人が、路上での性労働にかかわっており、その 97.3%が非イタリア人であり、17.8%がトランスジェンダーであることが分かった⁵¹。

24. 女性はますます高い割合で、入国拘束に捕らえられつつある⁵²。拘束されている移動女性の大半は、何ら犯罪行為を行ったことはない。国際法の下では、証明書なしで国境を超えることは、人に対する、財産に対するまたは国家の安全保障に対する犯罪であるとは考えられておらず⁵³、従って、阻止された者は、犯罪者として扱われるべきではない。ますます、子ども連れで旅する移動女性は、入国管理局によって子どもと離別させられつつある。例えば、米国では、政府は、推定 2,737 名の子どもが 2019 年 1 月現在、親と離別させられたと報告した⁵⁴。

25. 女性と女兒、並びにトランスジェンダーと性が一致しない個人は、入国拘束で、恐ろしい虐待に直面することもある。拘束は、しばしば、乏しい条件、安全で、清潔で、私的な下水施設の欠如を特徴とする⁵⁵。女性難民委員会の報告書で、移動者は、拷問、性暴力、強制労働、性的搾取を目的とした人身取引が組織的であるリビアの「悪夢のような」公式の間に合わせの拘束センターで、法に訴える手立てもその他の形態の救済策もほとんどなく幽閉されていると描写された⁵⁶。

26. 暴力の高い人的・心理社会的・経済的コストは、移動女性を苦しめているのみならず、その家族、地域社会、国にも悪影響を及ぼしている。心理社会的カウンセリング、子どもと福祉支援を含めた保健サービスと司法制度の直接的経費並びに賃金、生産性、可能性の喪失のような間接的経費は、送り出

⁴⁹ Dean Spade、*正常な生活: 行政暴力、極めて重要なトランス政治及び法律の限界* (米国、ダーラム、デューク大学出版、2015 年)。

⁵⁰ Sarah Chynoweth、「100 万以上の苦しみ」: イタリアに向かう中央地中海ルートにある男性・男児に対する性暴力。

⁵¹ 同上。

⁵² 同上。

⁵³ *非正規の状況にある移動者の経済的・社会的・文化的権利*(国連出版物、販売番号 E.14.XIV.4)。

⁵⁴ 国連ウイメン、*2019 年から 2020 年世界の女性の進歩*。

⁵⁵ 世界拘束プロジェクト、「ジェンダーに配慮した移動法、政策、慣行の好事例とイニシャティヴ」、移動者の人権に関する特別報告者への提出物、2019 年 5 月。www.globaldeentionproject.org/submission-special-rapporteur-human-ights-migrants より閲覧可能。

⁵⁶ Sarah Chynoweth、「百万以上の苦しみ」: イタリアへ向かう中央地中海ルートでの男性・男児に対する性暴力。

し国、経由国、目的国が移動女性に対して加えられた暴力に対して支払うもののほんの一部である⁵⁷。

D. ディーセント・ワークと社会保護の欠如

27. 多くの移動女性は、不適切な職の安全性、出産休業と病気休業を含めた社会保護への限られたアクセス、長時間労働、非移動者に比してより低い賃金、育児施設の不在、組合を結成する権利の制限という状態で⁵⁸、非正規経済に集中しており、女性は職場でセクハラを受ける可能性が男性よりもはるかに高いので⁵⁹、雇用の選択肢が限られている。

28. すべての移動女性の推定 13%が、家事サービスに雇用を見つけ⁶⁰、女性はすべての移動家事労働者の 73%を占めている⁶¹。女性の移動は、しばしば、高所得国での有償の家庭ケア・家事労働に対する需要を生み出す、労働力への女性の参加の増加、人口学的変化、社会保障の縮小の結果である目的国でのケア不足への対応である⁶²。

29. 女性移動家事労働者は、雇用者と募集機関による言葉の上での、精神的な、身体的な、性的な虐待の高い危険にさらされており、奴隷のような条件に従わせられるかも知れない。その脆弱性は、移動労働者の居住状態を支配する力を雇用者に与え、彼らを特定の雇用者に縛り付ける虐待的労働慣行によってさらに悪化する。例えば、女性移動家事労働者が、贈り物、より良い労働条件、家を出る許可と交換で男性の雇用者とセックスを強制されている国もある⁶³。サウディアピアでは、死刑が女性移動家事労働者に適用されてきたことを報告書が示している(A/HRC/35/26/Add.3 を参照)。

30. 女性移動労働者は、しばしば、社会保護サービスが正規の移動の地位と働く権利を条件としているので、これへのアクセスを欠いている。従って、多くの女性移動労働者、特に非正規経済にある者は、保健ケア、障害者保険と失業保険、有償の出産休業と病気休業、年金給付のような社会保障給付を積み重ねることはできない⁶⁴。CSW63 で採択された合意結論の中で、CSW は、女性と女兒は、直面するかも知れない重複し、重なり合う形態の差別と周縁化のために社会保護制度と公共サービスに完全にアクセスし利益を得ることができないかも知れないことを強調した(E/2019/27-E/CN.6/2019/19 を参照)。

31. 女性移動労働者は、職場での暴力、搾取、虐待にさらされていることを仮定すれば、否定的な健康

⁵⁷ 国連ウィメンの副事務局長 Lakshmi Puri が、2016 年 9 月の女性に対する暴力の経済的コストに関する高官討議中に述べた言葉。
www.unwomen.org/en/news/stories/2016/9/speech-by-lakshmi-puri-on-economic-costs-of-violence-against-women より閲覧可能。

⁵⁸ Jenna Hennebry、Will Grass 及び Janet McLaughlin、*ヘリを通る女性移動労働者の旅: 労働、移動、人身取引*、調査文書(ニューヨーク、国連ウィメン、2016 年)。

⁵⁹ 国連ウィメンと ILO、*仕事の世界での女性に対する暴力とハラスメントに対処するハンドブック*(ニューヨーク、2019 年)。

⁶⁰ ILO、*ILO の移動労働者に関する世界的推計: 結果と方法論---移動家事労働者に特に重点を置いて*(ジュネーブ、2015 年)。

⁶¹ Maria Gallotti、「世界中の移動家事労働者: 世界と地域の推計」、ILO、2015 年。

⁶² ILO、*ディーセント・ワークの未来のためのケア労働とケア職*。

⁶³ Janie A. Chuang、「移動家事労働者の虐待に対する説明責任を達成する」、*ノース・カロライナ法律レビュー*、第 88 巻、第 5 号(2010 年); Katie McWue、「香港のメイドがどのように「人道津波」に捕らえられるのか」、*ガーディアン*、2019 年 7 月 22 日。

⁶⁴ ILO と国連ウィメン、「社会保護: アセアンの女性移動労働者」、政策説明シリーズ: アセアンの女性の労働移動、バンコック、2015 年。

成果の高い危険にさらされているかも知れないが、しばしば保健サービスへのアクセスがない多くの国々で、性と生殖に関する健康サービスを含めた保健サービスは、合法的居住の証明のある者にだけアクセスでき、しばしば、非居住者または健康保険のない者にとっては料金が高すぎる⁶⁵。世界保健機関は、多くの国々で公衆衛生に重要な貢献をしながら、ケア、労働、社会保護へのアクセスに対する健康上の危険と障害に直面している女性移動ケア労働者に関連する世界的なパラドックスを指摘した⁶⁶。非正規の移動状態にある移動女性は、しばしば、保健サービスを利用する時、逮捕と強制送還を恐れて治療を求めることができない⁶⁷。

32. 女性移動労働者には、正確でアクセスできる情報、安全で料金が手頃でアクセスできる自分が選ぶ避妊方法、質の高い出産前・出産後ケアを含め、ありとあらゆる性と生殖に関する健康サービスへのアクセスが必要である。暴力のサヴァイヴァーには、傷害を管理し、HIVを含めた性感染症を防止し、望まない妊娠を防ぐための医療を管理するために、包括的なレイプの臨床管理を含め、専門の保健ケアへのアクセスが必要である(S/2019/280を参照)。

33. 多くの移動女性は、危険な環境で働いており、搾取的な労働条件に直面しているかも知れず、これが傷害または永久的な身体障害という結果となるかも知れない。障害の形態の中には、強制乞食と労働搾取の慣行を含め、人身取引の異なったパターンに直接関連するものもあるという証拠がある(A/HRC/20/4/5及びA/HRC/20/5/Corr.1を参照)。精神的・知的障害を持つ女性も、人身取引を逃れる能力が限られていることを仮定すれば、特に強制労働の状況で、人身取引の高い危険にさらされている⁶⁸。

III. 加盟国によって報告された措置

34. 本報告書への寄稿の中で、加盟国は、女性移動労働者に対する暴力と差別と闘うために取った様々な措置を強調した。各国は、女性移動労働者と人身取引との間の重要ではあるが、しばしば曖昧な関連性を強調して、反人身取引政策に関するある程度の情報も提供した⁶⁹。

A. 国際条約

35. 女性移動労働者に対する暴力と差別と取り組むことに関連する国際条約の締約国の数は、2017年以來わずかに増えてきている⁷⁰。

条約	批准数	
	2017	2019
すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約	51	54
国連国際組織犯罪防止条約	187	180
国連国際組織犯罪防止条約を補う、人、特に女性と子どもの人身取引を防止し抑制し罰するための議定書	170	174

⁶⁵ 世界保健機関、*移動する女性：移動・ケア労働・保健*(ジュネーブ、2017年)。

⁶⁶ 同上。

⁶⁷ OHCHR、「ド刺されたドアの向こう：非正規の状況にある移動家事労働者の人権を保護し推進する」。

⁶⁸ IOM、*人身取引された人々の世話：保健提供者のためのガイダンス*(ジュネーブ、2009年)。

⁶⁹ 女性と女兒の人身取引に関する事務総長報告書は、2年毎に総会に提出されてきたが、最も新しいものは第73回会期に提出された(A/73/263を参照)。

⁷⁰ 国連条約批准に関するすべての情報は、https://treaties.un.org/pages/ParticipationStatus.aspx?clang=_en より閲覧可能。

36. 「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」は、アルゼンチン、アゼルバイジャン、ブルキナファソ、ギリシャ、メキシコ、フィリピン、ポルトガル、カタール、サウジアラビア、セルビア、スペイン、トルコ及びジンバブエによって批准されてきた。アンドラ、モーリシャス及びカタールは、これに署名してきた。

37. 「陸路・海路・空路による移動者の密輸を禁止する議定書」は、アルゼンチン、アゼルバイジャン、ブルキナファソ、カンボディア、カナダ、コスタリカ、キプロス、チェキア、エルサルヴァドル、ジョージア、ギリシャ、メキシコ、フィリピン、ポルトガル、サウジアラビア、セルビア、スペイン及びトルコによって批准されてきた。バーレーン、モーリシャス及びスーダンはこの加入してきた。

38. 本報告書に寄稿した国々の中には、関連する ILO 条約の締約国である国もある。ブルキナファソ、キプロス、モーリシャス、フィリピン、ポルトガル、セルビア及びスペインは、1949 年の「雇用のための移動条約(第 97 号)」の締約国である。アルゼンチン、アゼルバイジャン、バーレーン、ブルキナファソ、カナダ、チェキア、エルサルヴァドル、ジョージア、ギリシャ、モーリシャス、メキシコ、フィリピン、ポルトガル、カタール、サウジアラビア、セルビア、スペイン、トルコ及びジンバブエは、1958 年の「差別(雇用と職業)条約(第 111 号)」の締約国である。ブルキナファソ、キプロス、フィリピン、ポルトガル及びセルビアは、1975 年の「移動労働者(補足規定)条約(第 143 号)」の締約国である。チェキア、ジョージア、ポルトガル、セルビア及びスペインは、1997 年の「民間雇用機関条約(第 181 号)」の締約国である。

39. 2013 年 9 月 5 日に、2011 年の「ILO 家事労働者条約(第 189 号)」が発効した。2019 年 6 月 1 日現在、28 か国が、報告した国々のアルゼンチン、コロンビア、チェキア、モーリシャス、フィリピン及びポルトガルを含め、この「条約」を批准していた(2017 年の 24 か国から増加)。

40. 女性に対する暴力と取り組む地域条約の遵守も、移動女性労働者に対する暴力に対処することに貢献できる。アンドラ、キプロス、ジョージア、ギリシャ、ポルトガル、セルビア、スペイン及びトルコは、女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、これと闘うことに関する「欧州会議条約」を批准し、チェキアは、署名国である。2017 年 11 月に、東南アジア諸国連合(アセアン)の加盟国は、「移動労働者の権利の保護と推進に関する条約」に署名したが、これはディーセント・ワーク、公正な扱い、司法、倫理的募集、スキル訓練と開発及び情報への移動労働者の権利を保証することを求めている⁷¹。

B. 立法

41. 国家の中には(アゼルバイジャン、ブルキナファソ、エルサルヴァドル、ジョージア、カタール、サウジアラビア及びジンバブエ)、女性移動労働者を含め、法の下での万人の扱いの平等を保証している憲法の枠組内での特別な規定を強調したところもあった。アルゼンチンとメキシコでは、移動状態にかかわらず、すべての移動者に自国民と同等に権利と保護へのアクセスがあることを保障する法律がある。アゼルバイジャン憲法で概説されている平等条項は、「労働法」に反映されており、外国人と無

⁷¹ <https://asean.org/asean-leaders-commit-safeguard-rights-migrant-workers> を参照。

国籍者が国民と同じ権利と責務を享受するという条項が含まれている。モーリシャスでは、「労働法」は国民と移動労働者に平等に当てはまり、出身国に基づくものを含め、すべての労働者に対する差別を防止す条項が含まれている。

42. アンドラ、カンボディア、モーリシャス及びジンバブエは、移動女性を保護するドメスティック・ヴァイオレンスに関する特別法に言及した。モーリシャスの女性移動労働者は、「ドメスティック・ヴァイオレンスからの保護法」を通して、ドメスティック・ヴァイオレンスから保護されている。ジンバブエでは、2007年の「ドメスティック・ヴァイオレンス法」が、ドメスティック・ヴァイオレンスの被害者に援助を提供しているが、これには、女性移動家事労働者が含まれている。太平洋島嶼国フォーラムの12の加盟国(クック諸島、フィジー、キリバティ、ナウル、パラオ、パプアニューギニア、マーシャル諸島、サモア、ソロモン諸島、トンガ、トゥヴァル及びヴァヌアトゥ)は、移動労働者を含めたすべての女性をカバーする家族保護とドメスティック・ヴァイオレンス法を有している。

44. カンボディアとフィリピンでは、他国で働いている国民の待遇を統治する法律がある。フィリピンでは、改正「移動労働者と海外のフィリピン人法」が、移動労働者、特に移動家事労働者の権利と福祉が保護されている国々にのみ彼らを配置することにより、海外のフィリピン労働者のための保護を強化している。

45. 司法へのアクセスは、暴力と差別に直面している多くの女性移動労働者にとって課題であり続けている。スーダンでは、「労働法」と「家事使用人法」が、移動労働者を含めた万人のための訴訟を起こす権利を保証しており、サウディアラビアは、国内の居住者であるすべての移動者に、訴訟を起こす権利を提供している。チェキアとポルトガルでは、国民・非国民への無料の法的援助の範囲を拡大するために法改正が行われてきた。チェキアの法律職に関する法律第85号/1996の2018年の改正の下で、無料の法的援助が移動者と亡命者に提供されている。スペインでは、無料の法的援助は、ジェンダーに基づく暴力または人身取引の被害者であった女性移動労働者に提供されている。

C. 政策

46. 女性に対する暴力と闘う取組を強化するというコミットメントは、いくつかの報告した国々(アルゼンチン、カンボディア、コスタリカ、チェキア、ジョージア、ギリシャ、ポルトガル、スーダン及びトルコ)の国内行動計画に組み入れられてきた。2019年5月に、チェキアは、2019年から2022年までのドメスティック・ヴァイオレンスとジェンダーに基づく暴力の防止のための行動計画を採択したが、これは、ドメスティック・ヴァイオレンスとジェンダーに基づく暴力のすべての被害者のために司法へのアクセスを規定し、すべての措置の実施に含まれるべき脆弱な集団として、移動者を認めている。コスタリカは、2017年から2032年までの女性に対する暴力への注意と防止に関する国内政策を実施しているが、これは、移動女性にとっての暴力の危険に特に言及している。

47. エルサルヴァドルとメキシコでは、移動労働者の権利を監視するためのメカニズムが設立されてきた。メキシコでは、国立女性機関と国立移動機関が、移動女性の人権を推進し、保護し、尊重する活動を共同で管理するための協力協定に署名した。

48. 3か国(カンボディア、フィリピン及びジンバブエ)は、移動女性の社会保護へのアクセスを高める政策を開発して実施してきたと報告した。フィリピンでは、経済への女性の重要な貢献を認めて、その性

と生殖に関する権利の行使を推進するために、非正規経済にいる者を含め、すべての女性労働者のための有償の出産休業が、シングル・マザーのための追加の15日を伴って、105日に拡大されてきた。ジンバブエでは、社会保護のためのメカニズム、並びに移動労働者を保護し、エンパワーするための枠組を含めた労働移動性政策が策定されつつある。

49. 移動と人身取引の重なり合いに対処する努力は、いくつかの加盟国(アルゼンチン、バーレーン、カンボディア、ギリシャ、フィリピン、セルビア及びジンバブエ)から受け取った情報で強調された。送り出し国であるジンバブエでの「人身取引法」の導入は、大半が海外で働いている間に暴力の被害者であったジンバブエ人女性移動労働者がかかわる人身取引事件の通報を促進してきた。セルビアでは、人身取引の発生を減らす目的で、非正規の移動状態にある移動者の雇用と闘うために努力が強化されてきた。コロンビアとギリシャは、人身取引被害者へのサービスの提供を強化するための特別な政策措置を明らかにした。例えば、2019年から2023年までのギリシャの国内行動計画は、人身取引の被害者である女性と女兒のためのシェルターを指定している。

D. データ収集と調査

50. 女性移動労働者に対する暴力に関するデータの欠如は、依然して極めて重要な問題である。国家の中には(カンボディア、コロンビア、ギリシャ、フィリピン及びセルビア)、国際移動に関する性別データを収集していると報告したところもあり、その中のあるものは人身取引被害者に関連するデータも含まれているが、女性移動労働者の暴力の経験に関する比較できるデータの欠如は依然として続いている。アンドラとフィリピンは、移動に関する性別データを収集する努力を強化していると報告した。2019年に、フィリピンは、新しい国内移動調査を承認したが、その結果は、女性移動労働者に対する暴力のより包括的な姿を提供するために、女性に対する暴力に関する利用できるデータと共に取り上げられるであろう。

51. エルサルヴァドル、ジョージア及びセルビアは、女性に対する暴力の問題に関して行われた国内調査の例を強調したが、その中には、移動女性に特に重点を置いたものもあった。2017年に、ジョージアの国立統計局と国連ウィメンは、障害を持つ女性、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダーの女性、移動女性及び民族的マイノリティを含め、ジョージアの周縁化された女性のユニークな経験を分析するために、女性に対する暴力に関する国内調査を行った⁷²。2009年の前回の調査以来、警察に親密なパートナーからの暴力事件を通報する女性の数が増加し、暴力に対する態度が変化するにつれて暴力的なパートナーと共にとどまる女性の数が減少したことが分かった⁷³。カンボディアの労働・職業訓練省は、IOMとのパートナーシップで、正規のチャンネルを通して移動するカンボディア人労働者の数に関する性別・セクター別データを収集する労働移動情報制度を開発してきた。アルゼンチンでは、国立女性機関が、移動女性の特別な状況を含め、職場でのジェンダーに基づく暴力の状況に関する調査を行ってきた。

⁷² 国連ウィメン、「2017年女性に対する暴力に関する国内調査: 概要報告書」、2017年。

⁷³ 同上。

F. 予防措置、訓練、能力開発

52. 女性移動労働者に対する暴力を撤廃するために、防止を国の戦略のカギとなる構成要素として明らかにしてきた国々もあった(アルゼンチン、カンボディア、チェキア、ジョージア、ギリシャ及びフィリピン)。カナダは、ジェンダーに基づく暴力と地域社会を基盤とした暴力防止プログラムの導入に対処するための戦略の開発を含め、定住プログラムを強化するために、「入国・難民・市民権カナダ」に150万カナダ・ドルを提供してきた。

53. 意識啓発が、女性移動労働者の暴力に対する脆弱性を減らす際に重要な役割を果たすものとして強調した国々もあった(アルゼンチン、アゼルバイジャン、バーレーン、ブルキナファソ、キプロス、チェキア、エルサルヴァドル、ギリシャ、モーリシャス及びサウディアラビア)。スペインでは、2018年労働検査官管轄区域が、自分の労働権とそれをどのように行使するかについての意識を高めるために女性移動労働者のための能力開発に関するセッションを含めている。アゼルバイジャンでは、国内法の下での権利と責務に関する訓練を含む言語と文化コースが無料で提供されている。サウディアラビアは、その権利と責務に対する意識を啓発するために、到着前に送り出し国で女性移動労働者と協力している。チェキアでは、「私は被害者にならない」キャンペーンが、移動女性に対するドメスティック・ヴァイオレンスに重点を置いて、開始された。

54. 人身取引の防止は、ギリシャの「鎖を断ち切る」キャンペーンのように、国の意識啓発戦略の中で重要な役割を果たしているところもある(コロンビア、エルサルヴァドル、ギリシャ、メキシコ、ポルトガル、カタール及びスーダン)。エルサルヴァドルの女性開発機関は、人身取引を発見し防止することについての意識を啓発するために、一般国民と公務員のための継続中のキャンペーンを行っている。カンボディアでは、女性課題省が、安全な移動に関する情報を提供し、結婚のための人身取引の危険を強調するために、ほとんどがメディアのトーク・ショーであるメディア・プラットフォームを利用している。カタールは、女性を含めた移動労働者が直面する特別な形態の差別、暴力、人身取引の危険を概説するために送り出し国の当局とセミナーを開催している。

55. 国々の中には(バーレーン、カンボディア、コロンビア、カタール及びスペイン)、移動女性の労働搾取を防止する問題に対処したところもあった。コロンビアでは、労働搾取の防止と撤廃に関するセッションを含め、移動労働者の募集に関して、雇用者のための2,889回の訓練セッションが行われてきた。スペインの法律は、暴力、人身取引またはその他の形態の搾取または虐待の被害者である移動女性のために、その虐待的な雇用者または機関への依存を減らし、女性が独立して証明書にアクセスできることを保障するために、一時的な居住・労働許可証を提供している。

F. 保護と援助

56. 国々の中には(バーレーン、キプロス、エルサルヴァドル、ジョージア、メキシコ、スペイン及びトルコ)、暴力の被害者であった移動女性にサーヴィスと支援へのアクセスを提供することの重要性を強調したところもあった。エルサルヴァドルの被害者援助事務所は、非正規の移動状態の移動女性を含め、暴力被害者であった女性に即座の注意を払っている。アルゼンチンでは、すべての移動者に、移動の状態にかかわらず保健ケアと社会的援助への権利があり、ジェンダーに基づく暴力の被害者のための国の無料で機密のホットラインがある。サウディアラビアでは、暴力を含めた権利侵害の事件を通報

するためのメカニズムと法的援助を受けるための手段に関する情報を含む、移動労働者のためのリーフレットが作成されている。2014年から2020年までの男女の平等のためのチェキア政府の新しい戦略は、保健ケア並びに法的・社会的カウンセリングを含めたジェンダーに特化したサービスを移動者に提供している。メキシコは、労働権・市民権・移動権に関連した問題に関する助言と情報を提供する女性の統合ケア窓口をすべての領事館に含めることにより、米国にいるすべての移動女性に援助を提供している。太平洋島嶼国フォーラム事務局は、「太平洋開発形成太平洋女性」プログラムが地域の女性に対する暴力が減少し、暴力サヴァイヴァーが支援サービスと司法にアクセスできることを保障することを求めており、移動女性と女兒もアクセスできることを報告した。

57. カンボディア、フィリピン及びポルトガルは、移動女性、特に暴力の被害者である女性のための法的援助を強化することの重要性を強調した。「フィリピン海外雇用行政」の弁護士たちは、労働搾取またはその他の人権侵害の事件の捜査を行うために、特に女性移動家事労働者が集中している国々にいる者が領事事務所に配置されている。バーレーンでは、労働省が、移動家事労働者を含めた移動労働者がアクセスでき、労働苦情を提出できる調停と労働助言のための機関を設立した。

G.2 国間・地域・国際及びその他の協力

58. バーレーン、コロンビア、フィリピン、カタール及びサウディアラビアは、労働移動に関連して2国間協定を有していると報告した。フィリピンは、12の目的国と1つの送り出し国との2国間協定を維持している。カタールは、36の2国間協定に署名し、入国してくる移動労働者に到着に先立って法的保護を提供する13の理解覚書に署名した。クウェートとジンバブエは、そのスポンサーの手で暴力にさらされるジンバブエ人女性移動者の数のために、半熟練の労働者のための査証の発行を終わらせることで、2国間で合意した。

59. ブルキナファソは、すべての参加国で社会保護へアクセスを確保する社会保障法を調和させる「社会保障に関する汎アフリカ会議の社会保障に関する一般条約」のような移動労働者の権利を推進し保護するための様々な地域条約に署名し、批准してきた。メキシコは、ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会と相談して、メキシコと中米のために移動の動きの中でジェンダーに基づく暴力の程度を下げるための措置が含まれる地域の移動の流れを管理する包括的な開発計画を作成している。

IV. 国内努力を支援する国連及び関連機関のイニシャティヴ

A. 調査とデータ収集

60. 国連システムの諸機関は、移動女性に対する暴力に関するデータを含め、彼女たちに関するデータの強化された収集、分析、利用可能性を支援し続けた。国連社会開発調査機関は、目的国での労働法からの排除のために暴力に対する女性移動家事労働者の脆弱性を示す調査を行ってきた。2019年6月に、国連ウィメンは、*2019年から2020年までの世界の女性の進歩: 変化する世界での家族*を出版したが、その中で、スポンサーの居住権に家族の居住権をつなげ、扶養家族に働く許可を否定する移動政策が、家庭内の法的・財政的・社会的依存性を育て、すでに不平等な力関係と女性が暴力にさらされる可能性を高める可能性のあることが強調された。

61. 2018年に、国連人権高等弁務官事務所は、脆弱な状況にある移動者に人権保護を提供するための既

存のメカニズムに対するより良い理解を得るために、国の入国と滞在の形態の地図作成を行った⁷⁴。本報告書に関連する重要な結果の中には、妊娠している時、特にそのような措置が妊娠または女性の健康を危険にさらす時にその国外追放を禁止するモロッコとスペインの移動女性のための法的保護が含まれるものもあった。ニュージーランドとスペインのドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力に対する移動女性の脆弱性を緩和するための既存のメカニズムもその地図作成の中で概説された。ニュージーランドでは、ニュージーランドの国民または永住者とパートナー関係にある人々及びそのパートナーシップがドメスティック・ヴァイオレンスのために終わった人々は、もし財政的理由または汚名または差別を恐れて本国に戻ることができないならば、居住を許されるかも知れない。

62. 女性移動労働者に対する暴力の問題に対処する際に、人身取引とのつながりを認めることが最も重要である。2018年世界人身取引報告書の中で、UNODCは、性的搾取のための人身取引の発見された被害者の94%が女性と女兒であり、強制労働のために人身取引された者の35%が女性であることを見出した。2017年に、IOMは、「反人身取引データ共同作成」を開始し、人身取引に関する最も包括的な性別・セクター別データ・セットを提供した。このデータは、男性に比して女性は心理的・身体的・性的虐待に直面する可能性がより高く、トランスジェンダーとジェンダーが一致しない被害者の83%が性的搾取の目的で人身取引されることを示している。

B. 法的・政策的開発のための支援

63. 国連システムの諸機関は、法律が首尾一貫して女性移動労働者に対する暴力を防止し、被害者に保護と援助を提供することを保障するために各国政府との協働を継続した。

64. 本報告書の完成以来、女子差別撤廃委員会は、女性移動労働者に対する暴力への対処に関する最終見解を4か国(イタリア、クウェート、オマーン及びブルマニア)に提供した。クウェートへのその最終見解の中で、委員会は、非正規の移動状態にある者を含めたすべての女性移動労働者を虐待、セクハラ、強制労働から保護するために適切な法的救済策と苦情処理メカニズムを含む法律と規則の採択と施行を勧告した。2018年の第69回会期で、委員会は、世界的移動の状況での女性と女兒の人身取引に関する一般勧告を作成することを決定した。

65. 「世界移動コンパクト」の女性の人権への対処に関する専門家作業部会の実体的事務局として、国連ウイメンは、国連システム、人権条約機関、特別手続きマンデート保持者、市民社会団体及び学会からの専門家と、「グローバル・コンパクト」全体にわたってジェンダー平等への配慮がしっかりと組み入れられ、実施がジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを推進することを保障する手助けをするために、加盟国に技術ガイダンスを提供するため⁷⁵に活動した。

66. UNODCは人身取引と移動者の密輸に関する新法を作成する際に、パキスタンを支援した。この法律はUNODCのモデル法を利用して開発され、密輸された移動者と人身取引被害者の非犯罪化と人身取引被害者へのサービスの提供を組み入れた。法律の中で、女性と子どもに特に言及され、こういっ

⁷⁴ OHCHR、「人権と人道を根拠とした入国と滞在：国の慣行の地図作成」、DLA Piper、2018年。

⁷⁵ 「世界移動コンパクト」のジェンダー・ガイダンス・メモ・シリーズは、www.empowerwomen.org/en/who-we-are-initiatives/expert-working-group-migration?tab=related-resources&tab=related-resources より閲覧可能。

た犯罪を行った加害者のためのより多くの懲罰措置が概説されている。

67. 移動者の人権に関する特別報告者は、移動が移動女性と女兒に与えるインパクト：ジェンダーの視点に関するその報告書(A/HRC/41/38)の中で、ジェンダー化した現象として移動に対する理解を高めることが、移動のすべての段階でジェンダーに基づく差別、虐待、暴力から国家が移動女性と女兒をより良く保護することができるようにし、その人権を実現できるようにすることを繰り返し述べた。

C. アドヴォカシー、意識啓発、能力開発

68. 国連システムの諸機関は、女性移動労働者に対する暴力を防止するためのアドヴォカシー、意識啓発、能力開発努力を支援し続けた。

69. ILO と国連ウィメンは、UNODC との協働で、アセアン地域における「安全・公平」プログラムを実施しているが、これは、女性と女兒に対する暴力を撤廃する欧州連合と国連との合同スポットライト・イニシアティブの一部である⁷⁶。このプログラムの目的は、情報とうまく調整されたジェンダーに対応したサービスへのアクセスの改善を通して、暴力と人身取引に対する女性移動労働者の脆弱性を減らすことである。このプログラムは、公共キャンペーンと第一線のサービス提供者を対象とした能力開発活動を通して、女性に対する暴力に関連して広がった文化的固定観念と被害者を責めることに挑戦している。

70. モロッコでは、国連ウィメンが、移動女性に重点を置いて、人身取引の危険に関する公共の意識啓発キャンペーンを開発して実施し、どのように効果的に効率的に被害者を保護するかに関して公務員と司法関係者を訓練する際に、検察局を支援した。

V. 結論と勧告

71. 移動が女性の働きと経済的エンパワーメントを推進する可能性にもかかわらず、安全で正規の移動の道の欠如と制限的な移動・労働法が、女性移動労働者の暴力と搾取に対する危険を高めこともある。女性移動労働者の搾取または虐待の危険は、根強いジェンダー不平等と重複し重なり合う形態の差別によってさらに悪化している。

72. 国々の中には職場でのセクハラに直面している女性を保護する特別措置の導入を強調した国々もあり、その中には移動女性に特に重点を置いたものもあったが、根強いギャップが、女性移動労働者に対する暴力に関する性別データの収集と普及に依然として残っている。

73. 国々の中には、国際労働大会による新しい条約(第 190 号)と仕事の世界での暴力とハラスメントの撤廃に関する関連一般勧告(第 206 号)の採択に支えられて、職場でセクハラに直面している女性を保護する特別措置の導入を強調したところもあった。国々の中には、ドメスティック・ヴァイオレンスに関する法律を有していると報告したところもあったが、移動女性、特に女性移動家事労働者の保護においては依然としてギャップが残っている。

74. 国々の中には、公務員の意識を啓発し、自分の権利を理解し、行使するために移動女性労働者の能

⁷⁶ 詳細は、www.ilo.org/asia/project/WCMS_632458/lang--en/index.htm より閲覧可能。

力を強化することにより、司法への移動女性のアクセスする能力を改善するための手段を取ってきたところもある。法的援助の範囲を拡大するための法改正の採択を含め、その移動の地位にかかわらず社会保護と公共サービスへの移動女性労働者のアクセスを改善するために措置が取られた。

75. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の中で、国々は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃し、その労働と人権を保護し、女性移動労働に安心・安全な労働環境を推進することにコミットした。「安全で秩序ある正規の移動グローバル・コンパクト」---「2030 アジェンダ」に基づく---は、女性移動労働者に対するあらゆる形態の暴力と取り組む政策を開発して実施するユニークな機会を各国に示して、性暴力とジェンダーに基づく暴力を防止し対処するための労働法での特別措置を要請している。

76. すべての女性移動労働者に対する暴力を撤廃し、その司法、公共サービス、ディーセント・ワーク及び社会保護へのアクセスを高めるために、各国は、以下の勧告を実施するよう奨励される:

(a) 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「北京宣言と行動綱領」及び「2030 アジェンダ」に沿って、女性移動労働者の人権と労働権の実現を保障すること。

(b) 女性移動労働者に関連する持続可能な開発目標」のすべてのターゲット、特に女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関するターゲット 5.2 と女性移動労働者のための安全・安心な労働環境の推進に関するターゲット 8.8 を達成する措置を取ること。

(c) ジェンダー平等とすべての移動女性と女兒のエンパワーメントを推進し、彼女たちに加えられるあらゆる形態の暴力と取り組む「安全で、秩序ある、正規の移動グローバル・コンパクト」のジェンダーに対応した実施を確保すること。

(d) 女性移動労働者に対する暴力と差別と取り組むことに関連する国際条約を遅滞なく批准し、実施すること。

(e) 送り出し国、経由国、目的国で、仕事の世界での暴力を含め、性暴力とジェンダーに基づく暴力とハラスメントからすべての移動労働者を保護し、法的またはその他の措置を取り、移動女性に対するあらゆる形態の暴力とハラスメントを犯罪化し罰する措置を設置するための法的及びその他の措置を取ること。

(f) 国際労働基準、特に 2019 年の「国際労働大会暴力とハラスメント条約(第 190 号)」と関連する「勧告(第 190 号)」と関連「勧告(第 206 号)」及び 2011 年の「ILO 家事労働者条約(第 189 号)」とその関連「勧告(第 201 号)」を批准し、実施すること。

(g) 雇用者と募集機関による女性移動労働者の公正で倫理的な募集を施行し、ディーセント・ワークの条件とあらゆる形態の虐待、ハラスメント及び暴力からの保護を保障するための行動をとること。

(h) 女性と女兒を差別する移動政策を撤廃し、国の移動政策がジェンダーに対応するものであることを保障し、女性移動労働者が直面する重複し重なり合う形態の差別に対処すること。

(i) 国境横断時に、受け入れセンターで、登録中または拘禁及び国外追放中に、子どもが両親またはその他の家族から離別させられることを防ぐために手段を取り、遅滞なく家族を統合させ、ともに居られるようにするために活動すること。

(j)教育、ディーセント・ワーク及び社会保護の女性にとっての利用可能性を高めることにより、女性の移動の牽引力となるかも知れないすべてのジェンダー不平等に対処すること。

(k)セクターと国境にわたって、社会保護、社会保障、年金の通算可能性を保障すること。

(l)移動女性と女兒に、健康、特に性と生殖に関する健康と権利、教育、住居及び司法へのアクセスを含め、移動の地位にかかわらず、言語的に、文化的に適切な方法で出発前及び到着時に提供されるアクセスできる情報を伴って、公共サービスへのアクセスがあり、公共サービスの提供から入国施行活動を切り離すことを保障すること。

(m)移動女性労働者の権利に関する情報を含め、言語的に、文化的に適切なアクセスでき、機密のジェンダーに基づく暴力防止と保護サービス、ホットライン、紛争解決メカニズム、法的援助、心理的支援とトラウマのカウンセリング、性と生殖に関する健康サービスと社会サービス、女性のみスペース及び女性のシェルターを設立すること。

(n)女性移動労働者に対する暴力とその権利侵害の事件を含め、移動に関する性別データとジェンダー統計の収集と普及を改善すること。

77. 国連システムは、あらゆるレベルでの措置の実施において加盟国を支援し、女性移動労働者を支援している市民社会団体、協同組合及び労働組合を含め、すべてのステイクホルダーとのパートナーシップを強化するよう奨励される。国連システムは、「国連移動ネットワーク」を通して、あらゆる形態の暴力からの女性移動労働者の保護を強化するために、機関間協働をさらに強化するべきである。

出産と産科暴力に重点を置いて性と生殖に関する健康サービスにおける女性に対する虐待と暴力に対する人権に基づく取組 (A/74/137)

事務総長メモ

事務総長は、総会決議第 71/170 号に従って提出された女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、Dubravka Simonovic の報告書を総会のメンバーにお伝えする。

出産と産科暴力に重点を置いて性と生殖に関する健康サービスにおける女性に対する虐待と暴力に対する人権に基づく取組に関する女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者報告書

概要

本報告書の中で、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、出産と産科暴力の問題、並びにそのような形態の虐待と暴力と闘うために対処する必要がある根本原因と構造的問題を分

析している。

I. 序論

1. 本報告書は、女性に対する暴力、その原因と結果に関する人権理事会の特別報告者 Dubravka Simonovic によって、総会決議第 71/170 号に従って提出されるものである。報告書のセクション II で、特別報告者は、2019 年 7 月までの報告期間中にマンデートの下で行われた活動を概説している。セクション III では、報告者は、出産と産科暴力に重点を置いて、性と生殖に関する健康サービスにおける女性に対する虐待と暴力を分析している。セクション IV では、報告者は、性と生殖に関する健康サービスと出産中の女性に対する虐待と暴力の防止と闘いに関してその結論と勧告を述べている。

II. 活動

2. 報告期間中に、特別報告者は、マンデートの下でのイニシャティヴとして開始された女性に対する暴力と女性の権利に関する国際独立メカニズムと地域独立メカニズムとの間の協力のためのプラットフォーム、並びに女子差別撤廃委員会との協力を強化するために活動した。2019 年 6 月の人権理事会の第 41 回会期で、特別報告者は、(a)その存在の 25 年とその進展、現在の課題及び前進の道の分析に関する章を含むマンデートに関するテーマ別報告書---「北京宣言と行動綱領」の 25 年目の見直しへの寄稿 (A/HRC/41/42) 及び (b) カナダ (A/HRC/41/42/Add.1) 及びネパール (A/HRC/41/42/Add.2) への国別訪問に関する報告書を提出した。

3. 2019 年 7 月 1 日に、特別報告者は、女子差別撤廃委員会の第 73 会期に参加し、ここで、彼女は、女性に対するジェンダーに基づく暴力と国際独立女性の人権メカニズムと地域独立女性の人権メカニズムとの間の協力のためのプラットフォームの設立に関する一般勧告第 35 号の推進に関連して、マンデートと委員会との間の協力を議論した⁷⁷。

III. 出産と産科暴力に重点を置いた性と生殖に関する健康サービスにおける女性に対する虐待と暴力に対する人権に基づく取組

A. 序論

4. 近年、施設に基づく出産とその他の性と生殖に関する健康サービス内で経験される女性に対する虐待と暴力が、特に、ソーシャル・メディアに女性と女性団体によってポストされる数多くの証言を通して世界的な注意を集めてきており、この形態の暴力が広がっており、その性質は組織的であることが示されてきた。こういった問題が人権の視点から完全には対処されてこなかったことを認める際に、特別報告者は、出産と産科暴力に重点を置いて、性と生殖に関する健康サービスにおける女性に対する虐待と暴力についてテーマ別報告書を準備することを決定した。

5. 国連システムの主導的保健機関として、世界保健機関(WHO)は、「徹底的な身体的虐待、深い屈辱と暴言、強制的または同意のない医療手続き(不妊手術を含む)、機密性の欠如、完全な情報を得た同意の

⁷⁷ <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=24780&LangID=E>。

欠如、痛み止めの拒否、プライバシーの重大な侵害、医療施設入所の拒否、出産中に命を脅かす、避けることのできる併発症に苦しむ女性を無視すること、料金が支払えないための女性と新生児の施設での拘束」を非難する声明を 2015 年に出すことによって、出産中の女性の増加する懸念に対応した⁷⁸。その声明の中で、WHO は、「そのような治療は、尊重されるケアへの女性の権利を侵害するのみならず、その生命、健康、身体的完結性、差別からの自由への権利も脅かす」ことも認めた。

6. 報告書を準備する際に、特別報告者と WHO は、人権と女性に対する暴力の状況内で出産中の虐待に関して、2019 年 4 月 25 日と 26 日にジュネーブで専門家グループ会議を合同で開催した。特別報告者は、インプットの呼びかけも出し、誤診、情報を得た同意、説明責任メカニズム及び女性に対する暴力に対する国の保健対応の例に関する情報を要請した。128 を超える提出物が国々、NGO、独立機関及び学会から寄せられた⁷⁹。NGO の中には、世界中の保健ケア施設で出産中に女性と女兒が経験する虐待を文書化した報告書を出版したところもある⁸⁰。

7. 欧州会議の議会総会も、産科・婦人科暴力に関する報告書を出版することを決定し、特別報告者は、その報告書と取り組んでいる議会総会の報告者と意見交換をしてきた⁸¹。

B. 報告書の範囲

8. 本報告書の中で、特別報告者は、出産と産科暴力に重点を置いて、性と生殖に関する健康サービスに人権に基づく取組を適用することを目的としている。女性に対する虐待と暴力は、暴力を受けないで暮らす女性の権利を侵害するのみならず、女性の生命・健康・身体的完結性・プライバシー・自治・差別からの自由への権利も脅かすこともある。

9. 性と生殖に関する健康サービス中及び出産中の女性に対する虐待と暴力は、構造的不平等、差別及び家父長制の幅広い状況で起こる侵害の連続の一部として報告書の中で対処されており、女性の平等な地位と人権の尊重の欠如のみならず適切な教育と訓練の欠如の結果でもある。そのような暴力は、婦人科検診、中絶、不妊治療と避妊及びその他の形態の性と生殖に関する健康の状況を含め、女性と女兒がその他の形態の性と生殖に関する健康ケアを求める時に経験される。

10. 報告書は、構造的問題と出産と産科暴力に重点を置いて性と生殖に関する健康サービスにおける女性に対する暴力の根本原因にどのように対処するかに関して勧告を提供している。報告書は、保健ケアと人権侵害に対する説明責任に対する人権に基づく取組を確保するために、人権責務を支持し、適切な法律、政策、国の女性の性と生殖に関する健康戦略及び苦情処理メカニズムを開発する際に、国家の

⁷⁸ 世界保健機関 (WHO 声明、「施設に基づく出産中の無礼と虐待の防止と撤廃」、WHO/HRH/14.23(2015 年))。

⁷⁹ すべての提出物は、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者のウェブサイト:

<https://ohchr.or/EN/Issues/women/SRWomen/Pages/Mistreatment.aspx> より閲覧可能。

⁸⁰ 例えば、性と生殖に関する権利センター、*出産の失敗: ケニアの保健機関での女性の人権侵害*(2007 年); アムネスティ・インターナショナル、*致命的出産: アメリカにおけ妊産婦保健ケアの危機*(2011 年); Jonka Debrececniova 編、*女性---母親---身体: スロヴァキアの保健ケア施設での産科ケアにおける女性の人権、国民、民主主義、説明責任*(2015 年); 性と生殖に関する権利センター、*Vakeras Zorales--声を上げる: スロヴァキアの性と生殖に関する保健ケアにおけるロマ人女性の経験*(2017 年)。

⁸¹ 欧州会議議会総会、文書第 14495 号(2018 年 1 月 26 日)、2019 年 7 月 3 日にザグレブで開催された産科・婦人科暴力に関する会議。

ための土台を築くことも求めている。国際法の下で、国家に帰することのできる非国家行為者による作為または不作為には、「保健ケアまたは教育または拘束所の運営のような公共サービスを提供する民間団体を含め、政府当局の要素を行使するよう(国家の)法律によってエンパワーされた民間行為者の作為または不作為が含まれ、国家自身に帰する行為と考えられている」⁸²。締約国も、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の下で、保健の分野を含め、女性に対する差別とジェンダーに基づく差別を撤廃する政策をあらゆる適切な手段で、遅滞なく追求する責務がある。これは、緊急を要する責務であり、遅滞は経済的・文化的・宗教的根拠を含め、いかな根拠に基づいても正当化できない。

11. 国連人口基金(UNFPA)が、「世界レベルで、施設を基盤とした出産中に女性に対する暴力がどのように定義され、測定されているかに関して世界的な合意が欠如しており」⁸³、「...出産中の女性に対する暴力はあまりにも当たり前のことであるので、(まだ)女性に対する暴力とは考えられていない」⁸⁴と述べたある NGO によって同様の懸念が表明された⁸⁵ことを認めており、特別報告者は、「女性に対する暴力撤廃宣言」の第 1 条で述べられているように、「公的生活または私生活で起ころうとも、暴力行為の脅し、強制、または恣意的な自由の剥奪を含め、女性に身体的、性的または心理的害悪または苦しみを与える結果となるまたは結果となる可能性のあるジェンダーに基づく暴力行為」⁸⁶という女性に対する暴力の定義が性と生殖に関する健康サービスと出産におけるあらゆる形態の女性に対する虐待と暴力に当てはまることを指摘している。女子差別撤廃委員会の一般勧告第 19 号は、女性に対するジェンダーに基づく暴力を「女性であるがために女性に向けられる暴力または女性に不相応に悪影響を及ぼす暴力」⁸⁷と定義しており、一方個々の事件における委員会及びその他の司法・監視機関の法律学は、さらに、女性の性と生殖に関する健康と人権に関連する暴力の特別な形態について説明している。

12. 用語に関連して、特別報告者は、施設に基づく出産中に女性が経験する暴力を言う時、「産科暴力」という用語を用いるであろう。産科暴力は、南米で広く用いられている用語であるが、国際人権法ではまだ用いられておらず、女性の人権に関する既存の国際枠組の中で対処するために、特別報告者は、「出産中の女性に対する暴力」も用いるであろう。地域レベルでは、人権侵害として産科暴力を認めた初めてのメカニズムである「ベレム・ド・パラ条約」のフォローアップ・メカニズム専門家委員会は、産科暴力を犯罪化する法的規定を国家が採択することを勧告した。その結果、ラテンアメリカ・カリブ海地域の国々の中には、産科暴力を犯罪化する法律を採択してきたところもある。

13. 「虐待」、「無礼」、「いじめ」、「身体的暴力」、「女性に対する暴力」を含め、様々な既存の用語があるが、明確化のために、特別報告者は、「虐待」と「女性に対する暴力」という用語を、その報告書の

⁸² 女子差別撤廃委員会、一般勧告第 19 号を更新する女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第 35 号、CEDAW/C/GC/35、バラ 24(a)。

⁸³ 特別() 報告者への国連人口基金(UNFPA)の提出物; <https://www.ohchr.org/EN/Issues/Women/SRWomen/Pages/Mistreatment.aspx> より閲覧可能。

⁸⁴ 特別報告者への Mother Hood e.V の提出物; <https://www.ohchr.org/EN/Issues/Women/SRWomen/Pages/Mistreatment.aspx> より閲覧可能。

⁸⁵ 「女性に対する暴力撤廃宣言」(1993 年 12 月 20 日の決議第 48/104 号)。

⁸⁶ 女子差別撤廃委員会。一般勧告第 19 号を更新する女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第 35 号 (CEDAW/C/GC/35、バラ 1)。

⁸⁷ 例えば、女性の統合された保護に関する法律の第 15 条、第 26/485/2009 号、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国。

中で用いることに決めている。特別報告者は、出産とその他の性と生殖に関する健康サービスに関連する多くの形態の虐待は、ある作為または不作為(上記パラ 10 を参照)はそのように考えることができるが、女性に対する暴力のわざと意図した行為ではないことを認めている。しかし、ある状況では、虐待の形態の中には、状況により、個々の事件で、女性に対する暴力となるものもあり、また人権基準と人権法律学に基づいて人権侵害であると決定されるものもあることが留意されるべきである。

14. 報告書は、人権として、そのような暴力からの保護として、情報を得た同意の問題にも対処している。女性は、しばしば、出産中及びその他の性と生殖に関する健康サービス中に受ける保健ケアについて情報を得た決定を下すこの権利を否定されており、この情報を得た同意の欠如が、国家と国の保健制度に帰することができる人権侵害となる。

C. 性と生殖に関する健康サービスと施設に基づく出産中の虐待とジェンダーに基づく暴力の表れ

15. 受け取った提出物及びその他の筋を通して、特別報告者は、性と生殖に関する健康サービスと施設に基づく出産中のジェンダーに基づく暴力の表れを明らかにすることが可能となってきた。このリストは徹底したものではない。

16. 特別報告者が受け取った提出物を通して女性によって語られた辛い話は、性と生殖に関する健康サービスと保健施設での出産中の女性に対する虐待と暴力が世界中で起こっており、あらゆる社会経済的レベルにわたって女性に悪影響を及ぼしていることを明らかにした。新しいデジタルの社会プラットフォームが、沈黙を破る際に重要な役割を果たし、女性がその経験を分かち合い、その話を語るようにしてきた。#MeeToo 運動と同様に、そのようなプラットフォームにポストされた情報が、産科暴力の被害者である女性はしばしば沈黙させられ、タブー、汚名または彼女たちが経験してきた暴力は孤立した出来事であることもあるという気持ちのために声を上げることを恐れていることを確認し、女性からの証言は、出産中の虐待と暴力は広がっており、保健制度に深く根差していることを示してきた。

17. いくつかの国々で 2015 年以来起こってきた性と生殖に関する健康サービスと出産中の女性の権利を要求する新しい社会運動は、女性が受ける虐待と暴力のパターンに光を当て、イタリア(#bastacere: le madri hanno voce)、クロアチア(#PrekinimoSutaju)、フランス(#PayeTonUterus)、オランダ(#Genoeggezwegen)、ハンガリー(#Masallapotot)、及びフィンランド(薔薇革命と#Mena Myos Synnyuajana)におけるキャンペーンが含まれる。このキャンペーンは、2019 年 5 月の導入のわずか 2 週間以内に、出産前ケアと出産中並びに出産後のケア中に、妊産婦ケアにおける暴力、人権侵害及び不適切な行為の 150 の話を受けていた。

18. アイルランドでは、2019 年 1 月の妊産婦ユニットでの母親とその子の死亡に続いて、ある女性が最近の出産と出生中の虐待、ネグレクト、危険な条件の自分の経験を説明するために国のラジオ局に電話した。この最初の電話に続いて、1,000 名以上の女性がこの番組に連絡し、4 月 2 日から 10 日まで流された続く放送で、アイルランドの妊産婦制度での危険なケア、無礼、虐待が詳しく示された⁸⁸。

⁸⁸ 特別報告者へのアイルランド妊産婦支援ネットワークの提出物、

19. スウェーデンのある NGO は、証拠に基づくケアの欠如としばしば出産傷害に繋がる出産の過度の医療化の身体的結果のみならず、選択肢の証明された優れた安全性と産科暴力の問題を緩和する可能性にもかかわらず、政府が病院の外での出産(介助された家庭での出産のみならず出産センターでの)の選択肢を提供できないことを指摘した。この団体の見解では、そのように提供できないことは、女嫌いとして女性の直接的で長期的な精神的・身体的健康は優先されていないという事実を反映している⁸⁹。

20. 骨盤切開術として知られている技術は、拷問に当たることもある侵害であり、一形態の女性に対する暴力であるとすでに決定されてきたが、出産を促進する骨盤を広げる外科的切開である。当該女性の知識も自由な情報を得た同意もなく、1990年代初めまで主としてアイルランドで用いられてきたこの出産慣行は、多くの女性の生涯にわたる痛みと障害を引き起こした。拷問禁止委員会は、この技術に関連して数多くの女性からの苦情に対処し、これは拷問に当たるとした。2017年に、委員会は、これを受けてきた女性の事件を「公平に徹底的に捜査し、骨盤切開術のサヴァイヴァーが個人ベースで決定される補償とリハビリを含めた救済策を得ること」を国家が行うよう勧告した。委員会は、「医師たちは、医学的理由よりもむしろ宗教的理由で、実体的にあまり痛みや苦痛を起ささない代替の手続きを行うことを断る」ことも宣言した⁹⁰。人権委員会は、自由で情報を得た同意なしに、1944年から1987年までの間に1,500名の女性と女兒が骨盤切開術を受けていたものと決定した⁹¹。女子差別撤廃委員会は、骨盤切開術を含めた虐待のすべての申し立ての事件の速やかで、独立した、徹底的捜査を行うよう国家に要請し、そのような虐待のすべての被害者/サヴァイヴァーが効果的な救済策とリハビリ・サーヴィスを受けるよう勧告した⁹²。

21. 強制不妊手術と強制中絶は、犯罪であり、女性に対するジェンダーに基づく暴力の形態である。「イスタンブール条約」として知られている女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、闘うことに関する「欧州会議条約」は、双方を明確に禁止しており、一方、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及びその他の国連人権条約は、女性の人権と性と生殖に関する権利の保護を通して、これらを禁止している。強制不妊手術と中絶は、世界中で情報を得た同意なく行われている医療処置である。これらは、例えば、ある程度いわゆる女性の最高の利益であるとして⁹³、またはロマ人女性、先住民族女性、障害を持つ女性及び HIV と共に暮らしている女性のようなマイノリティ集団のある女性の集団は、生殖に「値せず」、避妊に関して責任をもって決定を下すことができず、「良い母親」なるにふさわしくなく、その子孫は望ましくないという信念に基づくような様々な理由で保健専門家によって行われている。提供者の中には、欧州裁判所の言葉によれば、「患者としての自治と選択への権利を完全に無視して」⁹⁴行動し、情報を控え、女性たちを不妊手術に同意させるように仕向ける者もある。こういった医療介入は、女子差別撤廃委員会と地域裁判所で対処され、身体的・心

<https://www.ohchr.org/EN/Issues/Women/SRWomen/Pages/Mestreatment.aspx> より閲覧可能。

⁸⁹ <https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/SR/ReproductiveHealthCare/F%3b6delsehuset.pdf> を参照。

⁹⁰ 拷問禁止委員会、最終見解、アイルランド(CAT/C/IRL/CO/2、パラ 29-30)。

⁹¹ 人権委員会、2014年、第4回定期報告書に関する最終見解、CCPR/C/IRL/CO/4、パラ 11。

⁹² 女子差別撤廃委員会、2017年、最終見解、アイルランド、CEDAW/C/IRL/CO/6-7、パラ 15(a)。

⁹³ 拷問及びその他の残酷かつ非人間的及び品位を落とす扱いに関する特別法報告者報告書、A/HRC/22/53、パラ 32。

⁹⁴ *V.C.v.Slovakia*、第 18968/07 号、欧州人権裁判所、(2012年)、パラ 119。

理的害悪という結果となり、拷問または残酷、非人間的、及び品位を落とす扱いになるかも知れない女性に対するジェンダーに基づく暴力の形態として資格づけられてきた⁹⁵。

22. ある国々では、拘禁中の女性は、「出産中にベッドに縛り付けられ、猿轡をはめられて身体的に制限されている」⁹⁶。さらに、刑務所に入っている妊婦または入国状態のために拘束されている妊婦は、「武装した看守がついているという事実にもかかわらず、何時間も、何日間も出産中や出産後の回復期に」手錠をかけられ、制限されていると報告されている⁹⁷。そのような措置は人権侵害であると認められてきた。その最終見解で、拷問禁止委員会は、出産中の女性の手錠を非難してきた⁹⁸。女性は出産中、中絶中または流産中にベッドに縛りつけられていると報告され、これは WHO が支持しない慣行であり、女性に対する暴力及びその他の人権侵害となるかも知れない。

23. 入院料を支払えないために保健施設内にいる女性とその新生児の出産後の拘禁は、人権侵害のもう一つの例である。この慣行は、アジア、サハラ以南アフリカ、ラテンアメリカ及び中東のいくつかの国々で報告されてきた⁹⁹。ケニアでは、拘束されている女性とその幼児は、床で眠らされており、適切な食物を否定され、看守に見張られている。そのような条件で何週間も何年も過ごしている女性と子どもの報告書がある¹⁰⁰。その最終見解の中で、拷問禁止委員会は、ケニアにおける「医療請求書を支払えない女性の出産後の拘禁の慣行」を非難してきた¹⁰¹。

24. 帝王切開または帝王切開出産は、医療的に必要な時及び経膣出産が母親または赤ん坊を危険にさらす時の赤ん坊を生むための外科手術の利用である。医療的に正当化される時、これは救命手続きである。しかし、最近、世界中でこの手続きの過度の利用が増えてきており、ラテンアメリカと欧州では、経膣出産にとって代わっているかまたは好ましい出産方法として選ばれつつある。多くの法的情況で、胎児の利益が妊婦の権利を上回り、これが、帝王切開によって赤ん坊を生むかどうかに関する決定に関して、女性がわざわざ相談を受けることがない状況に繋がっている。女性が、サービスが対時間・対費用効果に重点を置いて計画され、管理される保健制度の失敗の被害者となっていることを示す証拠もある。さらに、帝王切開は、週末に対して選ばれた週日に予定し行うことができ、医師たちは普通この手続きに対して民間の保険会社から比較的高い料金を得ている¹⁰²。女性の同意なしで行われる時、帝王

⁹⁵ 女子差別撤廃委員会、一般勧告第 19 号を更新する女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第 35 号、パラ 18。

⁹⁶ M.A. Bohren J.P. Vogel, E.C. Hunter 他、「世界中の保健施設での出産中の女性の虐待：混合方法組織的レビュー」、*PLoS Medicine*、第 12 巻(6)(2015 年)[以後"Bohren 他(2015 年)"]。

⁹⁷ 性と生殖に関する権利センター(https://www.reproductiverights.org/sites/crr.civicactions.net/files/documents/CRR_Submission_on_Human_Rights_Abuses_of_US_incarcerated_Pregnant_Women.pdf)。

⁹⁸ 拷問禁止委員会、最終見解、米国、CAT/C/USA/CO/2、パラ 33。

⁹⁹ Yates 他、*料金未払いのための病院での拘禁：権利と尊厳の否定*、Chatham House (2017 年)、<https://www.chathamhouse.org/sites/default/files/publications/research/2017-12-06-hospital-detentions-non-payment-yates-brookes-whitaker.pdf> より閲覧可能；「AP 調査：現金のために人質に取られている入院患者」、AP ニュース、(2018 年 10 月 25 日)(<https://apnews.com/4ee597e099dfce899f85e652605b5>)；及び Bohren 他(2015 年)、19 頁。

¹⁰⁰ 性と生殖に関する権利センター、*責務を果たせない：ケニアの保健施設での女性の権利侵害* (2007 年)、56-58 頁。

¹⁰¹ 拷問禁止委員会、最終見解、ケニア、CAT/C/KEN/CO/2、パラ 27。

¹⁰² 女性に対する暴力に関する特別報告者への UNFPA の提出物、<https://www.ohchr.org/EN/Issues/Women/SRWoen/Pages/Misgtreatment.aspx> より閲覧可能。

切開は、女性に対する暴力及び拷問にさえなるかも知れない。法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会は、出産の過度の医療化の証拠として多くの国々における帝王切開手続きの過度の利用を特に指摘し、特に最初の出産が帝王切開であるならば、「女性は出産の異なった方法を自由に選択する権利を与えられていない」のではないかと述べてきた¹⁰³。

25. 会陰切開は、骨盤底筋まで女性の会陰を深く切り込むことであり、膣で赤ん坊を出産している女性を外科的に助けるために立案されたものである。この手続きは、幼児と母親の利益になるかも知れないが、もし医療的に必要であり、情報を得た同意が不必要で、これなくして行われるならば、母親に否定的な身体的・心理的影響を与えるかも知れず、死亡に繋がることもあり、ジェンダーに基づく暴力と拷問と非人間的で品位を落とす扱いとなるかも知れない。情報を得た同意なしでのその利用について当該女性たちから多くのインプットが受領された。もう一つの問題は、WHOの勧告に反する¹⁰⁴その過度のまたは日常的利用である。会陰切開の利用は、メキシコの膣を通して出産する女性の30%とイタリアでの50%から¹⁰⁵、スペインでの89%にまで¹⁰⁶様々である。特に、会陰切開を受けたイタリアの女性の61%が適切な情報を与えられておらず、その情報を得た同意は、求められていないことが報告された。情報を得た同意なく、麻酔薬もなく行われる時、出生後の縫合を含め、会陰切開は、女性の性と生殖に関する生活と精神衛生に重要な影響を及ぼし、この慣行からの長期的傷は残りの人生の間中女性に付きまとうかも知れない。医療的必要性によって正当化されない時、これは女性の権利侵害であり、一形態の女性に対するジェンダーに基づく暴力であると考えられるべきである。

26. 婦人科検査を行うために経験のない医療職員を利用することは、妊婦に害を引き起こすかも知れず、収縮と陣痛を促すために用いられる薬品としての合成オキシトシンの過度の使用もその健康にとって危険となる。管理が不適切であると、オキシトシンの使用は、死産や子宮破裂を引き起こすこともあり、適切な鎮痛剤を伴わなければ母親の劇痛を引き起こすこともある¹⁰⁷。

27. 低圧(クリステラー操作)として知られている陣痛の第二段階中のお産を促すための手による子宮底部圧の適用は、もはやWHOによって勧められていないが¹⁰⁸、赤ん坊の排出を促すために時には肘、前腕、または全身で、いまだに広く行われている。その適用は、国によって様々であり、膣を通した出産の50%から70%で用いられているホンデュラスで適用率が最も高い。

28. さらに、第三者の面前を含め、陣痛中に膣検査を行う時に、提供者の中にはプライバシーと機密

¹⁰³ 法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会報告書、A/HRC/32/44、パラ 74。

¹⁰⁴ <https://extranet.who.int/rhl/topics/preconception-pregnancy-childbirth-and-postpartum-care/care-during-childbirth/care-during-labour-2nd-stage-who-recommendation-episiotomy-policy-0>。

¹⁰⁵ 特別報告者へのドメスティック・ヴァイオレンス・イタリア観測所の提出物
<https://www.ohchr.org/EN/Issues/Weomen/SRWomen/Pages/Mistreatment.aspx> より閲覧可能。

¹⁰⁶ Wagner, Marsden (2000 年)、El Nacimiento en el nuevo milenio, ponencia presentada en el I Congreso Internacional de Parto en Gasa, Jerez de la Frontera, Cadiz disponible en
<https://www.elpartoenuestro.es/sites/default/files/public/documentos/parto/partomedicalizado/0>。

¹⁰⁷ <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC4982443/>。

¹⁰⁸ <https://extranet.who.int/rhl/topics/preconception-pregnancy-childbirth-and-postpartum-care/care-during-childbirth/care-during-labour-2nd-stage-who-recommendation-fundal-pressure-facilitate-childbirth>。

性を尊重せずに行動してきた者もあり¹⁰⁹、医学生たちが出産中に女性を観察することを認め¹¹⁰、HIVの状態を含め、女性たちの健康情報を、出産の状況で第三者と分かち合っていることを女性たちは報告してきた。

29. さらに、外科的流産手続き、搔把、出産後の縫合、医療的補助生殖中の卵子回復がしばしば麻酔なしでおこなわれていることが報告された。さらに、会陰切開後のきつい縫合の被害者であると説明された女性たちの中には、「夫のための縫合」として知られているこの手続きが多分夫を喜ばせるために行われていると説明した者もあった。この慣行は、有害な家父長的固定観念の結果であり、男女間の不平等な関係の結果である。人権理事会の拷問に関する特別手続きは、「虐待は、出産後の縫合のような医療ケアの提供の大幅な遅れから麻酔の不在にまでわたる」と述べてきた¹¹¹。

30. 女性たちは、民間の妊産婦施設では出産体位の選択についてより柔軟性があるが、公立の病院では、出産中の陣痛のために好まれる体位を選択するチャンスを含め、自治と意志決定の欠如を報告した。

31. 出産中の深い屈辱、暴言、性的言葉の慣行は、世界の様々な部分の数多くの女性によって報告され、これらは保健施設の閉ざされたドアの向こうで起こっている。ほんの最近になって、女性たちは、保健ケア・ワーカーによってからかわれ、叱られ、どなられることについて声を上げ始めた。特に、性差別主義の腹立たしい言葉も報告された。ホンデュラスの女性からの証言は、「やる時叫泣かなかったね、脚を広げろ、さもないと赤ん坊は死ぬぞ、お前のせいになるぞ」のようなコメントを報告した。ある保健ケア・ワーカーは、出産しているある思春期の女子に向かってこう述べた:「ベニスがある時泣かなかったね。それなのにどうして今泣くのか?」。社会経済的地位が低い女性は、その貧困に対して読み書きができないことに対して、農山漁村またはスラム地域で暮らしていることに対して、汚くて、だらしのないことに対して、保健ワーカーによって辱めを受けていることを説明してきた¹¹²。女性は、いうことを聞かなければ殴打する、赤ん坊または自分の乏しい保健成果のための責めるという脅しを含め、治療をしないというまたは身体的暴力または出産中の保健ケア・ワーカーによる乏しい結果の脅しを経験していることも説明してきた。このような慣行は、心理的害悪と苦しみを引き起こし、女性に対する心理的暴力となるかも知れない。

情報を得た同意

32. 性と生殖に関する健康サービスと出産に関連する医療処置に対する情報を得た同意は、基本的な人権である。女性には、情報を得た、熟慮した決定ができるように、推奨される処置について完全な情報を得る権利がある。国際産婦人科連盟は、情報を得た同意の実施は、課題が多く、時間がかかるものであるけれども、責務であることを認めている¹¹³。情報を得た同意の欠如またはその誤用は、40 を超える

¹⁰⁹ Bohren 他、(2015年)、17頁。

¹¹⁰ *Konvalova 対ロシア事件*、第 37873/04 号、欧州人権裁判所(2014年)。

¹¹¹ 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者、A/HRC/31/57、パラ 47。

¹¹² メキシコのグエレロ州の先住民女性によって提供された情報に腹立たしいコメントと伝統文化に対する理解の欠如が含まれており、これが、女性は体の寒暖のバランスを保つために出産前に入浴してはならないと述べている。

¹¹³ 国際産婦人科連盟、*産婦人科における倫理の問題*(情報を得た同意に関するガイドライン、13頁)、ロンドン、2012年。

NGO から送られた提出物の中で報告された。イスラエルのある NGO が指摘したように、女性はいくつかの書類に署名するよう求められ時、入院するとすぐにすべての介入に対して女性の同意が求められる。そのような同意書は、実際は情報を得た同意を回避するものであり、管理を医療チームの手にゆだねるものである。硬膜外麻酔や帝王切開のような処置に対するその他の同意書は、出産中、時には陣痛中に、普通女性に示され、これが、女性が書式に書かれている情報を理解し、または関連する質問をすることを難しくしている。このことから、同意書がしばしば情報を得た同意の実際のプロセスの代替手段として用いられていることは明らかである¹¹⁴。

33. ドイツの NGO は、ドイツの患者法によれば、完全な情報を得た同意が、いかなる型のケアにも治療にも必要であるが、法律は尊重されていないと語った。実際には、保健ケア提供者は、法律に従って情報を得た同意を管理するために訓練されていない¹¹⁵。

34. スウェーデンの NGO は、女性を中心としたケアの概念が、まったく尊重されておらず、2015 年になって初めてスウェーデン法に含まれた概念である治療に対する情報を得た選択と同意は、産科の世界に広がっている家父長的医療文化にまだ同化していないと説明した。合成オキシトシン注射、紐帯血液検査、またはビタミン K 注射の利用のような病院での日常の処置は、同意を求めずに女性とその赤ん坊に何度も行われている¹¹⁶。

35. 米国に拠点を置く NGO は、ほとんどの国々で、他の治療のために麻酔に掛けられており、内診を必要としないし、これにはっきりと同意していない意識のない女性に、医師や医学生が内診を行うことを合法としていると報告した¹¹⁷。

36. フランスの NGO は、「産科暴力の核心にある主要な問題は、我々の意見では、一旦保健ケア施設と接触すれば、自治への女性の権利の組織的剥奪であり、この剥奪は、女性の同意の欠如にもかかわらず行う手術のような最も明白なものから、あらゆる『病院プロトコール』または女性が署名を求められる空白の同意書の適用のようなより狡猾な形態にまでわたる多くの形態をとることもあり、これがさらな同意を必要とせずに医療職員が必要と考えることをできるようにしている」ことを示した¹¹⁸。

37. その最近の事件で、経済的・社会的・文化的権利委員会は、不妊治療の状況で、女性の情報を得た同意なしに胎児をその子宮に移すことは、最高の水準の健康への権利の侵害となると結論づけた¹¹⁹。

¹¹⁴ 特別報告者への出産を求める Sivan Lienhart 女性("Nashim Korot Laledet")の提出物、<https://ohchr.org/EN/Issues/Women/SRWomen/Pages/Mistreatment.aspx> より閲覧可能。

¹¹⁵ 特別報告者への母性 e.V.の提出物、<https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/SR/ReproductiveHealthCare/Mother%20Hood%20e.V.pdf> より閲覧可能。

¹¹⁶ 特別報告者への Fodelsehusetk の提出物、<https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/SR/ReproductiveHealthCare/F%3b6delsehuset.pdf> より閲覧可能。

¹¹⁷ 特別報告者への黒人ママが大事同盟と性と生殖に関する権利センターの提出物、<https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/SR/ReproductiveHealthCare/Black%20Matter%20Alliance%20and%20the%20Center%20for%20Reproductive%20Rights.pdf> より閲覧可能。

¹¹⁸ 特別報告者への母親が大事の提出物、<https://www.unhcr.org/EN/Issues/Women/SRWomen/Pages/Mistreatment.aspx> より閲覧可能。

¹¹⁹ 経済的・社会的・文化的権利委員会、S.C.と G.P.対イタリア事件、通報第 22/2017 号、E/C.12/65/D/22/2017、パラ 10.3 と

38. 情報を得た同意は、患者と提供者との間の継続中のコミュニケーションと相互作用のプロセスであり、署名だけが、情報を得た同意を示すものではない¹²⁰。提供者は、その情報の提供において積極的である必要がある。同意が有効であるためには、それが任意のものであり、完全に情報を得たものでなければならない。患者の同意は、手続きにかかわらず必要とされ、同意は、患者を中心とした取組の下でいつでも引き出すことができる。情報は、理解でき、アクセスでき、個人が決定を行うニーズにとって適切である様態と言語で提供されるべきである。教育程度、身体的または知的損傷と個人の年齢が、カウンセリングと情報が提供される様態を決定する際に、考慮されるべきであり、個人のニーズと好み尊重されるべきである。障害者は、決定を下す際に必要なすべての支援を提供されるべきである。支援された意思決定のプロセスを用いてなされる決定が事実上の実体的決定ではないことを保障するために、特に他人に理解してもらう方法が限られている個人の場合には、極度の注意が払われなければならない¹²¹。

D. 性と生殖に関する健康サービスにおける女性に対する虐待と暴力の根本原因

産科暴力の構造的原因としての保健制度の条件と制約

39. 妊産婦と性と生殖に関する健康ケアの状況で、保健制度の条件と制約は、出産中の女性に対する虐待と暴力の根本原因である。多くの保健専門家の乏しい労働条件と産婦人科の分野での男性の歴史的な数の多さが、妊産婦保健ケア施設、品物とサービスの利用可能性と質、提供者の適切な訓練、及び保健専門職のジェンダー・バランスを確保する国家の責務と対照をなしている。この責務を果たすために、国家は、「性と生殖に関する健康に利用できる最大限の資金を捧げ」、予算上の必要と配分を明らかにする人権に基づく取組を採用しなければならない¹²²。しかし、多くの国々は、その予算で女性の保健ケアを優先することができないでいる。国家が、女性の特別な健康ニーズに適切な資金を使うことができないことは、差別を受けない女性の権利の侵害である¹²³。さらに、多くの国々は、保健ワーカーが、尊重する非差別的なケアを提供する責務を含め、医療倫理と患者の人権に関する適切な訓練を受けることを保障することができないでいる¹²⁴。

40. 資金の制約に沿って、保健制度内の労働条件は、出産中の女性に対する虐待と暴力を牽引する際に役割を果たすこともある。2016年にWHOによって行われた助産師の世界調査は、「保健制度内の不平等な力関係によってその努力が制約されると、あまりにも頻繁に助産師が報告し、多くの助産師が、文化的孤立、危険な宿泊所、低賃金にも直面している」ことを明らかにした¹²⁵。さらに保健ワーカーは、

11.2。

¹²⁰ 女子差別撤廃委員会、通報第4/204号、Ms. A. S.対ハンガー事件(CEDAW/C/HUN/CO/6)を参照; 産婦人科連盟、*産婦人科における倫理も問題*女性の避妊不妊手術、122頁)、ロンドン、2012年も参照。

¹²¹ 国際産婦人科連盟、*産婦人科の倫理の問題*(情報を得た同意に関するガイドライン、13頁、ロンドン、2012年)。

¹²² 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、予防できる妊産婦死亡と罹病を減らすための政策とプログラムの実施に対する人権に基づく取組の適用に関する技術ガイダンス、A/HRC/21/22、A/HRC/21/22/Corr.1及びA/HRC/21/22/Corr.2、4-8頁。

¹²³ 例えば、女子差別撤廃委員会、*Alyne da Silva Pimentel Teixeira 対ブラジル事件*、通報第17/2008号、CEDAW/C/49/D/17/2008、パラ7.6; 女子差別撤廃委員会、一般勧告第24号、女性と健康(「条約」第12号)(1999年9を参照)。

¹²⁴ WHO 声明、「施設に基づく出産中の無礼と虐待の防止と撤廃」、WHO/RHR/14.23(2015年)る

¹²⁵ WHO、国際助産師連合、白いリボン同盟、合同ニュース・リリース、「WHOとパートナーは、助産師のために優良な労働条件を

「職員不足、患者数の多さ、低賃金、長時間及びインフラの欠如のような保健制度の問題が、非専門的
行為を促進するストレスの多い環境を生み出す「関連要因であり」、保健ケア提供者のための支援と監
督の欠如が、提供者の間のモラルの低さと否定的態度を助長し、これが代わって女性の虐待を永続化し
ていることが分かった」と説明してきた¹²⁶。

41. さらに、保健制度は、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する人権条約と WHO の保健管理
者のためのマニュアルに沿って、親密なパートナーからの暴力または性暴力を受けている女性への対応
と援助を強化する必要がある¹²⁷。

差別的な法律と慣行及び有害なジェンダー固定観念

42. 国家の中には、女性の医療処置に対して配偶者または第三者の同意を含める差別的な国内法または
慣行を有しているところもある。これは女性を差別し、その意思決定についての選択を家族またはその
他の制度的権威の選択に置き換える。そのような法律は、性と生殖に関する健康サービスにおける女
性に対する暴力と虐待を助長する。

43. 女性の中には、悪化する否定的インパクトを与える重なり合う形態の差別を経験している者もあ
り、ジェンダーに基づく暴力は、異なった程度または異なった様態で悪影響を受ける女性もあり、この
点で、適切な法的・政策的対応が必要とされる¹²⁸。例えば、インドのある調査が結論づけたように、
[「無礼と虐待を」経験する危険に最もさらされているのは、公立の保健施設で出産し、医師以外の保
健提供者の手で経膈出産をする貧しい、農山漁村の女性の集団であり、これらは、妊産婦死亡の危険に
よりさらされている女性たちでもある]¹²⁹。この調査で、無礼と虐待を経験するチャンスは、社会経済
的地位が低い女性の間では 3.6 倍高いことが分かった¹²⁹。

44. 強制不妊手術は、マイノリティに属する女性と先住民族女性をしばしば対象とする重なり合う差別
の例である。妊産婦病院の中には、人種と民族性に基づいて施設内で女性を隔離する差別的慣行を採用
してきたところもある。例えば、スロヴァキアのロマ人女性は、指定された「ロマ人専用」室に入れら
れるが、ここはしばしば人口過密で、病院は、ロマ人女性に 2 人が一つのベッドで眠るよう強いたりま
たは通路にそのベッドを置いたりするかも知れない¹³⁰。

45. 障害を持つ女性と女兒は、ジェンダーと障害を含め、そのアイデンティティの重複する側面に基

要請する」(2016 年 10 月 13 日)(<https://who.int/en/news-room/detail/13-10-2016-who-and-partners-call-for-better-working-conditions-for-midwives>)。

¹²⁶ Bohren 他(2015 年)、14 頁、20 頁。

¹²⁷ WHO、女性に対する親密なパートナーからの暴力と性暴力に対応する:WHO の臨床・政策ガイドライン、ジュネーヴ、2013 年;
及び WHO、親密なパートナーからの暴力または性暴力を受けている女性に対応するために保健制度を強化する:保健管理者のためのマ
ニュアル、ジュネーヴ、2017 年。

¹²⁸ 女子差別撤廃委員会、一般勧告第 28 号、バラ 12。

¹²⁹ T. Nawab, U. Erum, N. Khalique, M.A. Ansari, A. Cauhan、「施設に基づく出産中の無礼と虐待及びその社会人口学的決定要因---農
山漁村母集団の保健ケア利用に対する障害」、*家庭医学とプライマリー・ケア・ジャーナル*、第 8 巻、2019 年、239-245 頁。

¹³⁰ 性と生殖に関する権利センター、*Vekaras Zorales---声を上げる: スロヴァキアの性と生殖に関する保健ケアにおけるロマ人女性の経験*
(2017 年)、13 頁(<https://reproductiverights.org/sites/default/files/webform/GLP-Slovakiaomaepor-Final-Print.pdf>)。

いて差別を経験する¹³¹。彼女たちは、しばしば性的であるまたは性的に不活発であると考えられている。障害者の権利に関する特別報告者は、「障害を持つ女兒と若い女性は、親としての技術と障害を持つ子を出産することについての優生学に基づく懸念についての否定的固定観念のために、妊娠を終わらせるよう頻繁に圧力をかけられる」とも述べてきた¹³²。

46. 女性の意思決定能力、社会における女性の自然な役割及び母親であることに関する性と生殖に関する健康の状況での有害なジェンダー固定観念は女性の自治と働きを制限する。こういった固定観念は、セクシュアリティ、妊娠及び母親であることについての強い宗教的・社会的・文化的信念と考えから生じている¹³³。こういった有害な固定観念は、出産は、女性の側での苦しみを必要とする出来事であるという信念によってさらに正当化される。女性は、健全な赤ん坊について幸せであると告げられ---女性自身の身体的情緒的健康などは評価されない。

47. 人権委員会は、*Mellet 対アイルランド事件*で、ジェンダー固定観念は、「女性の主要な役割は母親となり、ケア提供者となることであるので、状況、そのニーズ、願いにかかわらず、妊娠を継続すべきである」ことを要求していることを認めた¹³⁴。

48. 国際産婦人科連盟は、女性へのケアの提供における有害な固定観念化の性質とインパクトを述べ、保健ケアの提供においてどのように否定的な固定観念化を避けるかに関して世界中の提供者のために特別なガイダンスを提供している「保健ケアにおける女性の有害な固定観念化」(2011年)に関してガイドラインを開発してきた¹³⁵。

権力力学と医学的必要性の教義の乱用

49. 提供者と患者の関係の権力力学は、虐待と暴力のもう一つの根本原因であり、これは女性の役割に関するジェンダー固定観念によって複雑化される。保健提供者は権威ある医学知識の権力と医学的権威の社会的に有利な立場を有しているが¹³⁶、女性は情報とケアを提供者に大きく依存している。出産中の女性は、特に脆弱でもある。提供者は、必ずしも患者を悪く扱う意図はないが、「医学的権威が、このようにして、人権侵害が救済されないままになるのみならず、気付かれないままになる刑事責任免除の文化を育てることもある¹³⁶。」この権力の不均衡が、提供者が出産中の虐待を正当化するために、医学的必要性の教義を乱用する場合に特に明らかとなる。

E. 性と生殖に関する健康サーヴィスにおける虐待と暴力への国際・地域人権枠組の適用

50. 人権侵害として、また女性に対する一形態の差別としての女性に対する暴力は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「国際女性に対する暴力撤廃宣言」、「女性に対する暴力の防止・

¹³¹ 例えば、障害者の権利に関する特別報告者の障害を持つ女兒と若い女性の性と生殖に関する健康と権利に関する報告書 A/72/133、パラ 21 を参照。

¹³² 同上、パラ 31。

¹³³ Rebecca J. Cook 及び Simone Cusack、*固定観念: 国際的な法的視点* (ペンシルヴァニア出版、2010年)、34頁。

¹³⁴ 人権委員会、*Mille 対アイルランド事件*、通報第 2324/2013 号、CCPR/C/116/D/2324/2013、パラ 3.19。

¹³⁵ 国際産婦人科連盟、*産婦人科における倫理の問題* (保健ケアにおける女性の有害な固定観念化、28頁)、ロンドン、2012年。

¹³⁶ Joanna N. Erdman、「コメンタリー: 生物倫理、人権、出産」、*保健と人権ジャーナル*、17/1、2015年6月。

懲罰・根絶に関する米州条約]、「アフリカ女性の権利に関する人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章」、「女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、闘うことに関する欧州会議条約」、「国際人口開発会議行動計画」及び「第4回世界女性会議行動綱領」によって禁止されている。

51. これら人権条約に加えて、2015年に、国連加盟国は、「持続可能な開発 2030」を採択したが、その中で、加盟国は、いたるところにいるすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の差別をなくし(ターゲット 5.1)、公的・私的領域でのすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃し(ターゲット 5.2)¹³⁷、このようにして質の高い妊産婦保健ケアへのアクセスを保障し、女性と女兒の性と生殖に関する自治を保証することにより、あらゆる年齢の万人のための健全な生活と福利(目標 3)という目標を達成することにコミットした。

52. 2015年に、いくつかの国連機関と特別報告者を含めた地域人権専門家は、「2030 アジェンダ」の実施に関する共同声明を出し、「保健ケア施設で女性が受けている産科暴力と施設暴力行為に対処し」、「そのような行為を防止し、禁止し、罰し、救済策を保障するあらゆる実際的で法的な措置を取る」ことを各国に要請した¹³⁸。

到達できる最高の水準の身体的・精神的健康への女性の権利

53. 健康への権利は、WHOの定款、「世界人権宣言」及びその他の人権条約、特に女性の権利には「強制や差別や暴力を受けない性と生殖に関する健康」への権利が含まれることを確立している「北京行動綱領」に書かれている¹³⁹。

54. さらに、「女性に対する暴力撤廃宣言」と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、女子差別撤廃委員会の一般勧告第19号と35号と共に、到達できる最高の水準の身体的精神的健康への女性の権利を支持している。「条約」第12条は、国家が女性に「必要ならば無料のサービスを認めて、妊娠、出産、産後の期間に関連する適切なサービス」を保障することを勧告しており、一方委員会の一般勧告第24号は、ある医療処置は女性にのみ必要とされ、「自治、プライバシー、機密性、情報を得た同意及び選択への権利を含め、すべて保健サービスが女性の人権に沿うものである必要がある」ことを認めた¹⁴⁰。

55. 国際人権条約機関と人権理事会の独立専門家または特別報告者は、性と生殖に関する健康サービスにおける女性の人権侵害のかなりの数に重点を置き、起こる状況を含め、出産中に女性が経験する様々な虐待を分析し、特に健康、生命、プライバシー、差別を受けない自由、非人間的で品位を落とす扱いを受けない自由及び効果的な救済策への権利の侵害を明らかにしてきた。

¹³⁷ 決議第 70/1。

¹³⁸ 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に関する人権分野での国連専門家(最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利に関する特別報告者、人権擁護者の状況に関する特別報告者、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、法律と慣行における女性差別に関する作業部会議長)、人権と諸国民の権利に関するアフリカ委員会の専門家(アフリカにおける人権擁護者と報復に関するフォーカル・ポイントに関する特別報告者とアフリカの女性の権利に関する特別報告者)、汎米人権委員会の専門家(女性の権利に関する特別報告者)による共同声明(<https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=16490&LangID=E>)。

¹³⁹ 1995年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第1章、決議 I、付録 II.6。

¹⁴⁰ 女子差別撤廃委員会、一般勧告第 24 号、女性と健康(第 12 条)(1999 年)、パラ 31(e)。

56. *Alyne da Silva Pimentel Teixeira* 対ブラジル事件で、女子差別撤廃委員会は、初めて、政府に予防できる妊産婦死亡に対して責任ありとした。この事件は、民間の保健ケア施設でも公立の保健ケア施設でも質の高い妊産婦保健ケアを否定された後で、産科併発症で亡くなったアフリカ系ブラジル人女性に関係していた。委員会は、これら侵害が、国の政策の不適切な資金と非効果的な実施を含め、ネグレクトの「度レベルの要因にまで達していることを認め、「女性の特別なはつきりとした保健ニーズと利益に応えることができないことは、『条約』第 12 条、パラグラフ 2 の違反となるのみならず、『条約』の第 12 条、パラグラフ 1 と第 2 条の下で、女性差別ともなる」ことを強調した¹⁴¹。

57. クロアチアにおける出産中及びその他の性と生殖に関する健康サービス中の女性に対する暴力事件に関する通報において、女性に対する暴力に関する特別報告者は、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者と法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会と共に、政府に、「その申し立ての独立した捜査を行い、結果を公表し、女性が経験する虐待に対する説明責任を確保するために、女性の健康のための国内行動計を策定するよう」要請した¹⁴²。

58. 英国に対する調査の中で、女子差別撤廃委員会は、致命的な胎児の異常を含め、重度の胎児の障害の場合、レイプの被害者または近親姦の場合に、末期まで妊娠を続けることを女性に強い、それによって厳しい身体的・精神的苦痛を女性に加える」刑法は、ジェンダーに基づく女性に対する暴力となることを明確にした¹⁴³。女性にだけ悪影響を及ぼすそのような性と生殖に関する選択権の行使の制限は、ほとんどすべての妊娠を最後まで続けることを女性に強いる結果となり、精神的または身体的苦しみがかかり、女性に対する暴力となり、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第 1 条と読み合わせれば、第 2 条及び 5 条に違反して、拷問または残酷かつ非人間的及び品位を落とす扱いとなる可能性があることもさらに分かった。

59. *L. C.* 対ペルー事件では、女子差別撤廃委員会は、ペルーは、レイプと性的攻撃の場合には女性に中絶を認めるよう法律を改正し、このような中絶サービスの利用可能性を確保し、女性の生命または健康が危険にさらされている時---現在では国内で中絶が合法とされている状況---には、中絶サービスへのアクセスを保証するメカニズムを設立しなければならないとの判断を下した¹⁴⁴。同様の決定が、*K. L.* 対ペルー事件で、人権委員会によって採択されてきた¹⁴⁵。委員会の結果は、*Millet* 対アイルランド事件で、約 15 年後に再確認された¹³⁴。

60. 2018 年に、特別報告者は、「ベレム・ド・パラ条約」のフォローアップ・メカニズムの専門家委員会と共同声明を出し、エルサルヴァドル政府に産科緊急事態のために刑事裁判が未決で刑務所に入れられている女性 Imelda Cortez を釈放するよう要請した。声明の中で、両者は、流産のためを含め、緊急

¹⁴¹ 女子差別撤廃委員会、*Alyne da Silva Pimentel Teixeira* 対ブラジル事件、通報第 17/2008 号、CEDAW/C/49/D/17/2008、パラ 7.6。

¹⁴² <https://www.ohchr.org/en/NewsEvdnts/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=24198&LangID=E> を参照。前特別報告者は、2013 年のその報告書の中で、出産と陣痛中に妊婦を縛ることについて懸念を表明した、A/68/340、パラ 57。

¹⁴³ 女子差別撤廃委員会、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」の第 8 条の下での英国に関する調査、CECAW/C/OP.8/GBR/1、パラ 83(a)。

¹⁴⁴ 女子差別撤廃委員会、*L. C.* 対ペルー事件、通報第 22/2009 号、CEDAW/C/50/D/22/2009。

¹⁴⁵ *K. L.* 対ペルー事件、通報第 1153/2003 号、CCPR/C/85/D/1153/2003(2005 年)。

の産科保健サービスを求めており、中絶を犯罪化し、医師が医療支援を提供することを妨げる法律の結果としてサービスを受けていない投獄されている女性に対して深い懸念を表明した¹⁴⁶。

61. 女子差別撤廃委員会は、現代の形態の避妊へのアクセスを女性に否定することは、女性差別となり、保健サービスと情報、及び子どもの数や生む間隔を決定する女性の権利を侵害し、保健セクターの平等を妨げる有害なジェンダー固定観念を永続化することもわかってきた¹⁴⁷。

62. 地域人権機関も、出産中の虐待の問題に対処して来た。欧州人権裁判所は、出産に関連する事件で、私的生活への権利と拷問または非人間的または品位を落とす扱いを受けない権利の侵害を見てきた¹⁴⁸。これには、出産中の強制不妊手術¹⁴⁹、同意または保健関連の正当な理由なしに母親の世話から新生児を引き離すこと¹⁵⁰及び情報を得た同意なしに妊婦に対して行われる医療介入に関する事件¹⁵¹が含まれる。

63. 欧州人権裁判所は、*Konovadova 対ロシア事件*で、特に出産中のプライバシーへの女性の権利に対処した¹⁴⁸。陣痛中に、Ms. Konovalova の反対にもかかわらず、医学生グループが出産室と会陰切開を含めた関連介入を観察し、彼女の健康と医療処置についての情報を与えられた。関連国内法は、医学生は監督の下で医療手続きを手伝うことができると規定しているが、患者の情報を得た同意を得るための規定はない。欧州人権裁判所は、「万人に私的生活と家庭生活を尊重する権利があり」、「法律に従い、民主社会において必要であるといった場合を除いて、この権利の行使を公的権威によって干渉されてはならないものとする」と述べている第8条に違反しているものとした。

64. 2010年の *Ternovsky 対ハンガリー事件*で、欧州人権裁判所は、家庭出産を行った保健ケア専門家を訴追の危険にさらしたハンガリーの包括的で効果的な家庭出産の規則の欠如は、家庭で出産する機会を応募者に効果的に否定しているのを、私的生活への権利の侵害となることを認めた。女性は、「その選択を可能とする法的・制度的環境に対して資格がある」と述べて、「裁判所」は、「欧州条約」の第8条によって保護されている私的生活の侵害となる「法的確実性の欠如と保健専門家に対する脅しが、応募者が家庭出産を検討する機会を制限してきた」と結論づけた¹⁵²。

65. 対照的に、*Dubaska と Krejzovd 対チェコ共和国事件*¹⁵³では、「裁判所」は、助産師が家庭出産に立ち会うことを禁止するチェコの法律は、第8条の下での私的生活への女性の権利に抵触しないとした。同

¹⁴⁶ https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Women/SR/StatementMESECVI_EN.pdf.

¹⁴⁷ 女子差別撤廃委員会、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」の第8条の下でのフィリピンに関する調査の概要、国連文書、CEDAW/C/OP.8/PHL/1(2015年)、(マニラにおける避妊へのアクセスの否定)。

¹⁴⁸ *Konovalova 対ロシア事件*、第37873/04号、欧州人権裁判所(2014年)。

¹⁴⁹ *V. C. 対スロヴァキア事件*、第18968/07号、欧州人権裁判所(2012年); *N. B. 対スロヴァキア事件*、第29518/10号、欧州人権裁判所(2012年); *L. G. 他対スロヴァキア事件*、第15966/04号に適用、欧州人権裁判所(2012年)。

¹⁵⁰ *Hanzelkovi 対チェコ共和国事件*、第43642/10号、欧州人権裁判所(2015年)。

¹⁵¹ *Csoma 対ルーマニア事件*、第759/05号、欧州人権裁判所(2013年)。

¹⁵² *Ternovszky 対ハンガリー事件*、第6545/09号、欧州人権裁判所(2011年)、バラ26。

¹⁵³ *Dubaska と Krejzovd 対チェコ共和国事件*、申請第28859/11号と28473/32号、欧州人権裁判所(2016年)。

様に、*Pojatina* 対クロアチア事件¹⁵⁴では、「裁判所」は、クロアチア法での家庭出産の禁止は、第8条に違反しないとされた。

66. 米州人権裁判所は、個人の完結性、個人の自由、私的な家庭生活、情報へのアクセス及び残酷で非人間的及び品位を落とす扱いを受けない自由への権利侵害を帝王切開中のボリヴィア多民族国家の公立病院での女性の任意によらない不妊手術に関連する事件で分かった¹⁵⁵。さらに、米州委員会は、産科暴力を含め、「女性、女兒、思春期の若者に対する新たな形態の暴力を文書化し、捜査し、罰するよう国家に」要請する声明を出してきた¹⁵⁶。

67. 人権と諸国民の権利に関するアフリカ委員会は、HIV サービスにアクセスする際の「任意によらない不妊手術と人権の保護に関する決議」を出してきた¹⁵⁷。

68. 性と生殖に関する健康サービス、並びに人権条約機関と特別手続きからの勧告の中で、女性に対する暴力と差別に対処するかなりの数の人権事例で、国家が従うべき人権基準がすでに明らかにされてきた。勧告の多くは、虐待と産科暴力の似たようなその他の事例に適用でき、女性に対するジェンダーに基づく暴力の防止と到達できる最高の水準の身体的・精神的健康への女性の権利の保護のためにすべての国家によって利用されるべきである。

F. 施設に基づく出産中の女性に対する虐待と暴力に対処するために国レベルで取られた行動

69. 各国政府の中には、保健ケア提供者の訓練を含め、出産中の女性に対する虐待と暴力に対処する法律及びその他のイニシアティブを導入してきたところもある。近年、多くの国々が、出産中に女性が、自分が選ぶ相手に付き添ってもらうことをはっきりと認める法律を可決したり、政策と好事例を発表したりしており、出産の「人間化」を奨励するより幅広い法律を開発してきた。しかし、そのような法律が存在する時でさえ、女性は、出産室に自分の選ぶ同伴者を伴う要求を完全に否定されたと報告してきた¹⁵⁸。

70. 出産の人間化を奨励するより幅広い法律も、アルゼンチンとブラジルで採択されてきた。アルゼンチンの法律は、「女性、新生児、出産付添人及び家族の権利を明確に強調している¹⁵⁹。」

71. 2015年に、英国の国立保健サービスは、妊産婦サービス全体の利益のためにカギとなる教訓を定めている「妊産婦サービスの重大な失敗の調査」に部分的に対応して、妊産婦サービスの見直しを

¹⁵⁴ *Pojatina* 対クロアチア事件、申請第 18558/12、欧州人権裁判所(2018年)。

¹⁵⁵ *I. V.* 対ボリヴィア事件、事前の拒否、メリット、賠償及び経費、判決、米州人権裁判所(ser.C)第 329号(2016年)。

¹⁵⁶ 米州人権裁判所、プレス・リリース、*国際女性の日に、LACHRは、女性の権利の尊重と保護を後戻りさせる措置の採用を控えるよう各国に要請する*(2018年3月8日)(http://www.orchr.org/en/iachr/media_center/PReleases/2018/044.asp)。

¹⁵⁷ アフリカ人権と諸国民の権利委員会、「HIV サービスのアクセスする際の任意によらない不妊手術と人権の保護に関する決議」(2013年)(<http://www.achpt.org/sessions/54th/resolutions/260/>)。

¹⁵⁸ Janka Debrecenuiva 編、*女性---母親---身体: スロヴァキアの保健施設における産科ケア、国民、民主主義及び説明責任における女性の権利*(2015年); Tamar Kabakian-Khasholian 他、「アラブ中所得国における3つの公立病院での出産付添人モデルの実施」、*Acta Paediatrica*, 2018年12月20日(<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/full/10.1111/apa.14540>)も参照; Bohren 他(2015年)も参照。

¹⁵⁹ C. R. Williams, C. Jerez, K. Klein, M. Cortes, J. M. Belizan, G. Cormick, 「産科暴力: 出産中の虐待へのラテンノアのメソッドの法的対応」, *BJOG 国際産人学ジャーナル*, 2018年。

委託した¹⁶⁰。この報告書には、妊娠婦保健サービスの質を改善するための様々な行為者、特に「妊産婦サービスの質を改善するための指標と基準を開発して、ことがうまく運ばなかった時のための国の標準化された捜査プロセス」の創設のための結果と勧告が含まれた¹⁶¹。

72. ラテンアメリカの国々の中には、「女性グループとネットワーク、フェミニスト団体と職業団体、国際・地域機関と公共衛生機関、研究者たち」が、女性が妊娠中、出産中、出産後の期間中に受けるケアの質を改善するために、「産科暴力」をめぐる運動を導いてきたところもある。この新しい運動は、「ジェンダーに基づく暴力と臨床的悪慣行と繋がっている特に『産科暴力』を突き止め、尊重する治療も質の高いケアの要素も絡み合わせている」。アルゼンチン(2009年)、メキシコ(2014年)、パナマ(2013年)、スリナム(2014年)及びヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(2007年)は、産科暴力を犯罪化する法律を可決してきた¹⁵⁹。

73. ボリヴィア多民族国家は、「妊婦と出産中の女性に特に重点を置いて」保健ケア・サービス内の暴力に関する法律を可決してきた。「さらに、この法律は、「アルゼンチンとヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国によって規定された産科暴力の定義を超える『性と生殖に関する権利に反する暴力』という新しい用語を定義している¹⁵⁹。」

74. 上記国々の中には、産科暴力に関する漸進法を可決してきたところもあるが、安全な中絶及びその他の性と生殖に関する健康サービスへのアクセスは、依然として課題であり、妊産婦ケアの進歩が、必ずしも女性の性と生殖に関する他の領域での進歩を伴ってこなかった。

IV. 結論と国家及びその他のステイクホルダーのための勧告

75. 国家は、虐待やジェンダーに基づく暴力を受けずに性と生殖に関するサービスと出産中に、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康への権利を含め、女性の人権を尊重し、保護し、成就し、そのような暴力と闘い、防止する適切な法律と政策を採用し、加害者を訴追し、被害者に賠償と補償を提供する責務がある。

76. 女性の人権には、性差別主義と心理的暴力、拷問、非人間的な品位を落とす扱い及び強制を含め、差別も暴力も受けずに尊厳のある、尊重する性と生殖に関する健康サービスと産科ケアを受ける権利が含まれる。性と生殖に関するケアと出産の状況で、保健制度は、質の高い、アクセスできる、性と生殖に関する妊産婦保健ケアを提供するために必要な予算上の資金がなければならず、出産中、婦人科検査中、不妊治療中、流産・中絶・避妊中及びその他の性と生殖に関する保健の状況で、女性の性と生殖に関する健康ニーズと利益が満たされることを保障しなければならない。

77. 国家は、人権の視点から性と生殖に関するサービスと出産において、現在の女性に対する虐待と暴力の問題に対処し、保健ケア施設における虐待とジェンダーに基づく暴力の女性の申し立ての独立した捜査を行うためにこれを利用すべきであり、これには社会における女性の役割に関する固定観念を含め、構造的・組織的原因が含まれるべきであり、性と生殖に関する健康に関する法律、政策、国の行動計

¹⁶⁰ 国内人細部見直し、より良い出産: イングランドにおける妊産婦サービスの成果を改善する、妊産婦ケアの5年先の見直し(2016年)、31頁。

¹⁶¹ 同上、10-11頁。

画を見直すために利用されるべきである。

76. 国家は、保健施設と女性 NGO、女性運動がかかわる職業協会及び性と生殖に関するケアと産科ケアを扱う独立人権機関の間の建設的協力を確立するべきである。

79. 国家は、プライバシーと機密性の尊重を含め、国際女性の人権基準に沿って、出産とその他の性と生殖に関するサービスの状況での尊重し、いたわる、人権に基づく扱いを確保するために、性と生殖に関する健康とサービスに関する国内戦略も策定するべきである。

80. 国家は、(a)社会に深く浸み込んだ差別的な社会経済的構造を反映する性と生殖に関する保健ケア制度内の構造的問題と底辺にある要因、(b)すべての保健専門家のための女性の人権に関する適切な教育と訓練の欠如、(c)資格のある職員の欠如とその結果としての保健ケア施設での過重労働、(d)予算の制約に対処するべきである。国家は、妊産婦保健と出産プログラムを含め、性と生殖に関する健康に最大限の利用できる資金を捧げるべきであることを要求している国際人権法に沿って、妊産婦ケア病棟と施設のために適切な資金提供、スタッフ配置、設備を配分するべきである。

情報を得た同意

81. 女性に対する虐待と暴力と闘い、防止するために、国家は以下を行うべきである：

(a) 人権基準に沿って、情報を得た同意の効果的で適切な適用を保障すること。

(b) すべての性と生殖に関する保健サービスで情報を得た同意の適用のための効果的な保健法と政策を採用し、帝王切開、会陰切開及びその他の出産中の侵襲治療に対して事前の自由な情報を得た同意を保証すること。

(c) 女性の自治、完結性、自分の性と生殖に関する健康について情報を得た決定を下す能力を尊重すること。

産科暴力の防止

(d) 法律においても、実際においても、自分の選ぶ出産付添人への女性の権利を保証すること。

(e) 家庭出産を認め、家庭出産の犯罪を避ける可能性を検討すること。

(f) 保健ケア施設を監視し、帝王切開、経膈分娩、会陰切開の割合及びその他の出産、産科ケア、性と生殖に関する健康サービスに関連する処置に関するデータを毎年収集し、公表すること。

(g) 尊重する妊産婦ケア、分娩中のケア及び女性に対する暴力に関連して、女性の人権条約と WHO の基準を適用すること。

(h) 麻酔薬と鎮痛剤の欠如、出産体位選択の欠如、尊重するケアの欠如に対処すること。

説明責任

(i) 金銭的補償、間違いを認めること、正式の謝罪、再発防止の保証を含め、虐待と暴力の被害者のための救済策を保障する人権に基づく説明責任メカニズムを確立すること。

(j) 虐待の場合に職業協会による職業上の説明責任と制裁、人権侵害の場合には司法へのアクセスを保

障すること。

(k) 出産中の女性に対する虐待と暴力の申し立ての完全で公平な捜査を保証すること。

(l) 違反の女性被害者が、原状復帰、金銭的補償、満足または再発防止の保証という形態をとるかも知れない適切な救済策を提供されることを保障すること。

(m) 国内人権機関、倫理委員会とオンブズパーソン及び平等機関を含めた規制機関が、女性の自治とプライバシーを保証するために、公立・民間の出産施設を監督するマンドートと資金を持つことを保障すること。

(n) 効果的な救済策の利用を確保するために、出産の状況での女性の人権について弁護士、裁判官、一般の人々の意識を啓発すること。

差別法と有害なジェンダー固定観念

(o) 女性の人権条約に沿って、妊娠、出産及びその他の性と生殖に関する健康サービス中の心理的暴力を含め、あらゆる形態の女性に対する虐待と暴力を禁止する法律を見直し、強化すること。

(p) 女性に関係する性と生殖に関する健康サービスのための義務的な夫、親戚、または同様の権威付与を廃止すること。

(q) あらゆる状況で中絶を犯罪とする法律を廃止し、中絶を受けた女性の懲罰措置を除去し、最低でも、性的攻撃、レイプ、近親姦の場合及び妊娠の継続が女性の精神的・身体的健康または危険にさらす時に中絶を合法化し、安全で質の高い中絶後のケアへのアクセスを提供すること。

(r) 流産のためを含め、緊急産科ケアを求めてきた女性の刑事罰と懲役を除去し、必要な医療支援を提供することを可能にしたために医師に対する懲罰措置を除去すること。

(s) 特にマイノリティに属する女性と先住民族女性に関して、強制不妊処置の慣行を禁止し、対処し、そのような人権侵害に対する保護を改善し、被害者に適切な賠償と補償を提供すること。

(t) 人々の下位集団が経験する重なり合う差別または複雑化した固定観念に対処すること。

国際責務

82. WHO の声明に沿って、人権に基づく基準の適用を通して、WHO、国連人権高等弁務官事務所、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、UNFPA 及び地域団体は、性と生殖に関する健康サービス中及び出産中の虐待と暴力と闘い、防止する際のその役割を強化すべきである。この点で、これらは、そのような暴力を防止し、到達できる最高の水準の身体的・精神的・性と生殖に関する健康への女性の権利を支持して、これら団体の間と女子差別撤廃委員会、暴力、その原因と結果に関する人権理事会の特別報告者、「ベレム・ド・パラ条約」のフォローアップ・メカニズム、欧州会議の女性に対する暴力とドメスティック・ヴヴァイオレンスに反対する行動に関する専門家グループ、アフリカ人権・諸国民の権利に関するアフリカ委員会のアフリカの女性の権利に関する特別報告者、女性の権利に関する米州人権委員会の報告者、並びに各国、NGO 及び独立機関との協力関係を高めるべきである。

女子差別撤廃委員会報告書(A/74/38)

第 70 回会期(2018 年 7 月-20 日)

第 71 回会期(2018 年 10 月 22 日-11 月 9 日)

第 72 回会期(2019 年 2 月 18 日-3 月 8 日)

伝達文

[2019 年 3 月 28 日]

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第 21 条に謹んで言及させていただくが、これによると、「条約」に従って設立された女子差別撤廃委員会は、経済社会理事会を通して、毎年その活動について総会に報告することになっている。

委員会は 2018 年 7 月 2 日から 20 日までその第 70 回会期を、2018 年 10 月 22 日から 11 月 9 日まで日の第 71 回会期を、2019 年 2 月 18 日から 3 月 8 日までその第 72 回会期をジュネーブの国連事務所で開催した。委員会は、2018 年 7 月 20 日に、その第 1629 回会議でこの会期に関する報告書を、2018 年 11 月 9 日に、その 1658 回会議でこの会期に関する報告書を、2019 年 3 月 9 日に、その第 1687 回会議でこの会期に関する報告書を採択した。報告書は、第 74 回総会に伝達するために、個々に提出される。

(署名)Hilary Gbedemah
議長

第一部: 第 70 回会期に関する女子差別撤廃委員会報告書(2018 年 7 月 2-20 日)

第 I 章: 委員会が採択した決定

決定 70/I

2018 年 7 月 19 日に、委員会は、すべての女性、特に障害を持つ女性のための性と生殖に関する健康と権利の保証に関して、障害者の権利委員会との共同で声明を採択した。

決定 70/II

2018 年 7 月 20 日に、委員会は決定 61/II をさらに進めて、人権条約機関の第 27 回議長会議で支持された「脅しまたは報復に対するガイドライン」(HRI/MC/2015/6)を支持した。

決定 70/III

2018 年 7 月 17 日に、委員会は、脅しまたは報復に関する報告者に Nahla Haidar を、脅しまたは報復に関する報告者代理に Gladys Acosta Vargas を、決定 60/VIII を改正する「脅しまたは報復に対するガイドライン」に従って任命したが、この改正の中で、委員会は、脅しまたは報復の申し立てに対する

対処を議長に委任した。

決定 70/IV

2018年7月13日に、委員会は、紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表との協力の枠組みを支持した。

決定 70/V

決定 62/II を改正して、委員会は、最終見解の「持続可能な開発 2030」に関する標準パラグラフを「議会」の前の新しいセクション C として置き換えるために「持続可能な開発目標」に関する以下の新しい標準パラグラフと置き換えることを決定し、これがセクション D となる。

委員会は「持続可能な開発目標」に対する国際支援を歓迎し、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のプロセス全体を通して、「条約」の規定に従って、法律上及び事実上の[実体的]ジェンダー平等の実現を要請する。委員会は、「目標 5」とすべての 17 の「持続可能な開発目標」を通じた平等と非差別の原則の主流化の重要性を想起する。委員会は、国の持続可能な開発の牽引力としての女性を認め、この目的で関連政策と戦略を採用するよう締約国に要請する。

決定 70/VI

委員会は、報告に先立って問題と質問のリストを準備する締約国の数を、会期前作業部会の会期毎に最大 3 か国に制限することを決定した。委員会は、該当する締約国がその定期報告書を簡素化された報告手続きの下で提出することを要請し、これらの国々が決定第 69/V 号で規定されている資格基準を満たしていることを仮定して、以下の締約国の定期報告書がこの手続きの下で検討されることになることも決定した: ドミニカ共和国(第 8 回定期報告書)、ドイツ(第 9 回定期報告書)、モンゴル(第 10 回定期報告書)、ノルウェー(第 4 回定期報告書)、パナマ(第 8 回定期報告書)、スウェーデン(第 10 回定期報告書)、スイス(第 6 回定期報告書)、チュニジア(第 7 回定期報告書)、ウクライナ(第 9 回定期報告書)及びウルグァイ(第 10 回定期報告)。

決定 70/VII

委員会は、世界的移動の状況で、女性と女兒の人身取引に関する作業部会を、この問題に関する一般勧告を作成する目的で、Dalia Leinarte を議長として、設立することを決定した。

決定 70/VIII

委員会は、第 72 回会期のための会期前作業部会の委員を確認した: Magalys Arocha、Lilian Hofmeister、Lia Nadaraia、Wenyan Song 及び Vall Verges。

第 II 章: 組織及びその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 委員会第 70 回会期の最終日である 2018 年 7 月 20 日現在、「条約」の締約国は 189 か国あった。さらに 72 の締約国が、委員会の会議時間に関する「条約」の第 20 条(1)の改正を受け入れていた。「条約」の総計 126 の締約国が現在、発効させるために改正を受け入れることが必要である。

2. 同日、「条約」の「選択議定書」の締約国は 100 あった。

B. 会期開会

3. 第 70 回委員会は、2018 年 7 月 2 日から 20 日まで、ジュネーブの国連事務所で開催された。委員会は、20 の本会議と議事項目 5 から 8 を討議するための 10 の会議を開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書第 I 部の付録に含まれている。

4. 2018 年 7 月 2 日の第 1600 回会議で、会期は議長によって開会された。

C. アジェンダの採択

5. 委員会は、7 月 2 日の第 1600 回会議で、暫定アジェンダ(CEDAW/C/70/1)を採択した。

D. 会期前作業部会報告書

6. 2017 年 11 月 20 日から 24 日まで開かれた会期前作業部会の報告書(CEDAW/C/PSWG70/1)は、2018 年 7 月 2 日の第 1600 回会議で Nicole Ameline によって紹介された。

E. 作業組織

7. 7 月 2 日と 9 日に、委員会は国連システムの機関、基金、計画及びその他の国際団体の代表者たちと、ビデオ会議を含め、非公開会議を開催したが、彼らは国に特化した情報と「条約」の実施を支援するこれら機関の努力に関する情報を提供した。

8. さらに、委員会は、NGO と国内人権機関の代表者たちと非公式の公開会議を開催したが、彼らは、この会期で委員会がその報告書を検討する締約国における「条約」の実施に関して情報を提供した。

9. 7 月 16 日に、委員会は、性的指向と性自認に基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家から、そのマンデートに関してビデオ会議を通して説明を提供された。

10. 7 月 17 日に、委員会は、女性の健康に関連する実体的な政策問題を討議するために、世界保健機関の担当官と非公式会議を開催した。この会議は、ジュネーブの国連事務所へのリトアニアの代表部大使によって主催された。

F. 委員会委員

思いがけない空席を埋める

11. 7 月 2 日に、2017 年 12 月 9 日の Theodora Oby Nwankwo の死亡に続いて、2020 年 12 月 31 日までの任命に関連して、Esther Fghobamiten-Mshelia が委員会の手続き規則の規則 15 に規定されているように厳かな宣言を行った。

第 70 回会期への出席

12. 委員全員が第 70 回会期に出席した。以下の委員は、示される日には出席しなかった: Ismat Jahan は 7 月 9 日から 17 日まで、Ruth Halperin-Kaddari は 7 月 20 日。任期を示す委員会委員のリストは、本報告書第 3 部の付録 II に含まれている。

第 III 章: 会期間活動に関する議長報告書

13. 2018 年 7 月 2 日の第 1600 回会議で、議長は、第 69 回会期以来の活動に関する報告書を提出した。

第 IV 章: 「条約」第 18 条の下で締約国が提出した報告書の検討

14. 委員会は「条約」第 18 条の下で提出された 8 つの締約国の報告書を検討し、以下の最終見解を準備した:

オーストラリア	(CEDAW/C/AUS/C/8)
クック諸島	(CEDAW/C/COOK/CO/2-3)
キプロス	(CEDAW/C/CYP/CO/8)
リヒテンシュタイン	(CEDAW/C/LIE/CO/5/Rev.1)
メキシコ	(CEDAW/C/MEX/CO/9)
ニュージーランド	(CEDAW/C/NZL/CO/8)
パレスチナ国	(CEDAW/C/PSE/CO/1)
トルクメニスタン	(CEDAW/C/TKM/C/5)

最終見解に関連したフォローアップ手続き

15. 委員会は、以下の締約国から受領した以下の報告書を検討した:

チェキア	(CEDAW/C/CZE/C/6/Add.1)
エリトリア	(CEDAW/C/ERI/CO/5/Add.1)
キルギスタン	(CEDAW/C/KGZ/CO/4/Add.1)
スロヴァキア	(CEDAW/C/SVK/CO/5-6/Add.1)
スウェーデン	(CEDAW/C/SWE/CO/8-9/Add.1)
ウガンダ	(CEDAW/C/UGA/CO/7/Add.1)
ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国	(CEDAW/C/VEN/CO/7-8/Add.1)
ヴェトナム	(CEDAW/C/VNM/CO/7-8/Add.1)

16. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているハイティとアイスランドに第 1 回督促状を送った。

第 V 章: 「選択議定書」の下で行われた活動

17. 「選択議定書」の第 12 条は、委員会はその年次報告書に「選択議定書」の下でのその活動の概要を含めるものと規定している。

A. 「選択議定書」第 2 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

18. 委員会は、2018 年 7 月 9 日に、「選択議定書」第 2 条の下での活動を討議した。

19. 委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会第 41 回会期の報告書(<https://bit.ly/21saSoo>)を支持した。

20. 委員会は、「選択議定書」の第 2 条の下で提出された 2 つの個人通報に関する最終決定を採択し

た。委員会は、*H. D. 対デンマーク事件*(CEDAW/C/70/D76/2014)と *N. M. 対トルコ事件*(CEDAW/C/70/D/92/2015)の不許可の決定を採択した。委員会は、通報 *H. S. 対デンマーク事件*(CEDAW/C/70/D/13/113/2017)と *J. O. 対スイス事件*(CEDAW/C/70/D/115/2012)の検討を打ち切った。すべての決定はコンセンサスで採択された。

B. 個人通報委員会の見直しのフォローアップ

21. 委員会は、以下の通報に関連するフォローアップ対話を終了することを決定した: その見解に含まれている勧告が満足のいくように実施されていることが分かった状態で *Alyne da Silva Pimentel 対ブラジル事件*(CEDAW/C/49/D/17/2008)、その見解に含まれている勧告が部分的に満足が行くように実施されていることが分かった状態で *Kell 対カナダ事件*(CEDAW/C/51/D/19/2008)、その見解に含まれている勧告が満足のいくように実施されていないことが分かった状態で *R. P. B. 対フィリピン事件*(CEDAW/C/57/D/34/2011)及びその見解に含まれている勧告が満足のいくように実施されていないことが分かった状態で *M. W. 対デンマーク事件*(CEDAW/C/63/D/462012)。フォローアップ検査の下にある 13 の事件のうち、2 つはロシア連邦に関連しており、一つはそれぞれフィンランド、ジョージア、カザフスタン、メキシコ、モルドヴァ、オランダ、ペルー、スロヴァキア、スペイン、タンザニア及び東ティモールに関連している。

C. 「選択議定書」第 8 条の下で生じた問題に関して委員会が取った行動

22. 委員会は、2018 年 7 月 17 日に、「選択議定書」第 8 条の下でのその活動を討議した。委員会は、「選択議定書」の下での調査作業部会の第 10 回会期の報告書(<http://bitly/2GfifWu>)を支持した。

23. 委員会は、作業部会の以下の勧告を採択した:

(a) 提出物第 2017/3 号に関連して、調査を行うために Nicole Ameline と Dalia Leinarte を指名し、その領土を訪問するために、当該締約国の同意を求めること。

(b) 提出物第 2016/1 号に関連して、調査を行うために、Gunnar Bergby と Rosario G. Manalo を指名し、その領土を訪問するために当該締約国の同意を求めること。

(c) 調査第 2011/2 号に関連して、「選択議定書」第 9 条(2)に従って、英国に関して、その第 8 回定期報告書の検討の状況ではなく別箇に、調査委員会の報告書に含まれている勧告(CEDAW/C/OP.S/GBR/1、パラ 85-86)を実施するために取られた措置に関する情報を提供するために、適切な時期に締約国を招くこと。

24. 委員会は、以下の決定も採択した:

(a) 調査第 2014/2 号に関連して、Marion Bethel に関する調査を行うために、Aecha Vall Verges に代わって、Aruna Devi Narain を指名すること。

(b) 調査第 2013/号に関連して、Hilary Ghedemah に関する調査を行うために、追加の委員として Esher Eghobamien-Mshelia を指名すること。

(c) 調査第 201/1 号に関連して、最近の定期報告書に関連する委員会の最終見解のフォローアップ手続きの下で、締約国が関連情報を提出するまでその領土への訪問に対する当該締約国の同意を求めると

いう委員会の決定を延期すること。

(d)調査第 2013/4 号に関連して、Nicole Ameline と Marion Bethel に関する調査を行うために、Patricia Schultz に代わって Aicha Vali Verges を指名すること。

(e)調査報告書の作業手続きとガイダンス・メモの改正を承認すること。

第 VI 章: 委員会の作業を促進する方法と手段

25. 事務局は、「条約」第 18 条の下での締約国の提出期限の過ぎた報告書の提出状態について、委員会に伝えた。

議事項目 7 の下で委員会が取った行動

今後の会期の日程

26. 会議カレンダーの従って、以下の日程が委員会の第 71 回会期と 72 回会期及び関連会議のために確認された:

第 71 回会期(ジュネーヴ)

(a)「選択議定書」の下での通報作業部会第 42 回会期: 2018 年 10 月 17-19 日

(b)「選択議定書」の下での調査作業部会第 11 回会期: 2018 年 10 月 18-19 日

(c)第 71 回会期: 2018 年 10 月 22 日-11 月 9 日

(d)第 73 回会期会期前作業部会: 2018 年 11 月 12-16 日

第 72 回会期(ジュネーヴ)

(e)「選択議定書」の下での通報作業部会第 43 回会期: 2019 年 2 月 12-15 日

(f)「選択議定書」の下での調査作業部会第 12 回会期: 2019 年 2 月 14-15 日

(g)第 72 回会期: 2019 年 2 月 18 日-3 月 8 日

(h)第 74 回会期会期前作業部会: 2019 年 3 月 11-15 日

今後の会期で検討される報告書

22. 委員会は、その第 71 回・72 回会期で以下の締約国の報告書を検討することを確認した:

第 71 回会期: バハマ、コンゴ、ラオ人民民主主義共和国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モリシャス(簡素化された報告手続きの下で)、ネパール、サモア、タジキスタン

第 72 回会期: アンゴラ、アンティグア・バーブダ、ボツワナ、ブルガリア(簡素化された報告手続きの下で)、コロンビア、エチオピア、セルビア、英国

第 VII 章: 「条約」第 21 条の実施

作業方法に関する作業部会

28. 作業部会は会期中に 2 回集まった。委員会は、締約国が問題と質問のリストに文書による回答を提出する時間制限を 6 か月から 1 年に延長するという作業部会の勧告を承認した。

列国議会同意に関する作業部会

29. 作業部会は、列国議会同盟(IPU)の代表者たちと会ったが、彼らは IPU が 2018 年 10 月 19 日に家族法に関するワークショップを開催することを作業部会に伝え、委員会委員を招待した。作業部会と IPU の代表者たちは、「条約」採択 40 周年に当たって、政治における男女同数に関する共同宣言を採択することで合意した。

「条約」、国連ウィメン、「持続可能な開発目標」に関する作業部会

30. 作業部会の招待で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、世界銀行グループ及び経済協力開発機構の開発センターは、いたるところにいるすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の差別をなくす「持続可能な開発目標 5」のターゲット 5.1 及び指標 5.1.1 に関連する最近の発展に関して、国連ウィメンが保護機関である平等と性を根拠とした非差別を推進し、施行し、監視するための法的枠組が設置されているかどうかに関して、委員会に最新情報を提供した。

31. 作業部会は、「アジェンダ 2030」のジェンダー関連の目標とターゲット、特に「持続可能な開発目標 5」、ターゲット 5.1 と指標 5.1.1 を考慮に入れて、第一回報告書と定期報告書の形式と内容に関する改正された条約に特化した報告書作成ガイドラインへの寄稿の最終案を提出したコンサルタントと会った。

国内人権機関との協力に関する作業部会

32. 作業部会は会期中に 2 回集まった。作業部会は、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の人権条約部の重点セクショングループ長と国内機関・地域メカニズム課課長とその作業の目的と目標を討議した。作業部会は、作業部会議長が提案した任期を採択した。

紛争防止、紛争及び紛争後の状況にある女性に関するタスク・フォース

33. タスク・フォースは会期中に集まり委員会の第 72 回会期で女性・平和・安全保障に関するパネル討論を開催するための準備を議論した。

性と生殖に関する健康と権利に関する作業部会

34. 作業部会は、障害者の権利委員会と合同で出す委員会の声明案を仕上げるために指名された他の委員と会期中に集まった。

世界的移動の状況での女性と女兒の人身取引に関する作業部会

35. 作業部会は、会期中に 2 回集まった。作業部会議長は、2018 年 6 月 25 日と 26 日にヴィルニウスで開催された専門家グループ会議について説明した。作業部会は、世界的移動の状況で女性と女兒の人身取引に関する一般勧告案のための概念メモの開発のために OHCHR によって利用できるようにされた基金について、また、追加の資金提供が特に地域のステイクホルダーの協議会の開催のために求められることを知らされた。作業部会は、概念メモの内容と形式及び一般勧告案の開発のための日程について合意した。作業部会は、一般勧告案の準備において、人、特に女性と女兒の人身取引に関する特別報告者と調整することを決定した。

第 VIII 章: 第 71 回会期の暫定アジェンダ

36. 2018 年 7 月 20 日の第 1629 回会議で、委員会は、第 71 回会期の暫定アジェンダ案を検討して承認した。

第 IX 章: 報告書の採択

37. 2018 年 7 月 20 日の第 1629 回会議で、委員会は、第 70 回会期の報告書案を検討し、採択し、口頭で修正した。

付録: 第 70 回会期に委員会に提出された文書

文書番号	文書のタイトル
CEDAW/C/70/1	注釈付き電停アジェンダ
CEDAW/C/70/2	国連教育科学文化機関報告書
締約国報告書	
CEDAW/C/AUS/8	オーストラリア第 8 回定期報告書
CEDAW/C/COK/2-3	クック諸島第 2 回・3 回合同定期報告書
CEDAW/C/CYP/8	キプロス第 8 回定期報告書
CEDAW/C/LIE/5	リヒテンシュタイン第 5 回定期報告書
CEDAW/C/MEX/9	メキシコ第 9 回定期報告書
CEDAW/C/NXL/8	ニュージーランド第 8 回定期報告書
CEDAW/C/PSE/1	パレスチナ国第一回報告書
CEDAW/C/TKM/5	トルクメニスタン第 5 回定期報告書

第二部: 女子差別撤廃委員会第 71 回会期報告書(2018 年 10 月 22 日-11 月 9 日)

第 I 章: 委員会が採択した決定

決定第 71/I 号

2018 年 10 月 22 日に、委員会は、委員会が合意した立場を有する女性と女兒に関連するテーマ別問題に関する特別手続きマンデート保持者たちの声明に加わることを決定した。委員会の会期間中に出される声明に関しては、委員会は、国に特化した状況に関する声明には加わらないと述べて、委員会がどの声明に加わるべきかを決定する仕事をビューローに任せた。

決定第 71/II 号

2018 年 10 月 25 日に、委員会は、サウディアラビアの女性人権擁護者に対する報復に関して受けてきた事件を報復に関する事務総長補と人権擁護者の状況に関する特別報告者に検討のために伝えることを決定した。委員会は、問題の事件に関する最新情報を委員会に提供するよう締約国に要請して、サウ

ディアラビアに対応を伝えることも決定した。

決定第 71/III 号

2018 年 10 月 25 日に、委員会は、ミャンマー政府に最終督促状を送ることを決定したが、その督促状は 2018 年 5 月が提出期限であった例外的報告書を締約国が送るべきことを要請し、もしこれができないならば、委員会は第 72 回会期で報告書がない状態で、北ラカイン州のロヒンギャ女性と女児の商況の検討にすすむことを示した。

決定第 71/IV 号

2018 年 10 月 30 日に、その決定第 69/V 号に加えて、委員会は、締約国が通常のコアとなる文書を提出すべきであった 5 年の期間からの時点に関して、締約国が簡素化された報告手続を利用してもよい基準を明確にする正式決定の採択を第 72 回会期まで延期する決定を採択した。

決定第 71/V 号

2018 年 11 月 8 日に、委員会はプレス・リリースを出したが、その中で、スペイン最高裁判所が委員会の見解は、締約国に拘束力があるものと決定した裁判所の決定を歓迎した(<https://bit.ly/2Dh3b1z>)。

決定第 71/VI 号

委員会は、2018 年 11 月 29 日の国際女性人権擁護者の日に当たって、法律と慣行における女性差別の問題に関する人権理事会の作業部会と共同で、女性人権擁護者に関する声明を出すことを決定した。

決定第 71/VII 号

2018 年 11 月 6 日に、委員会は、現在カバーされる問題の限られた範囲を仮定して、「条約」の下でのより幅広い問題に関する報告書の提出に関連して、NGO のかわりを推進する革新的な方法と手段を継続して検討することを決定した。この点で、委員会は、「条約」の下でのより幅広い問題に関して報告を奨励するための国連国別チームの支援を求め、NGO がどのように効果的に委員会とかかわるかにして委員会のウェブページでの情報の提供を改善する方法を探求することを決定した。

決定第 71/VIII 号

2018 年 11 月 6 日に、委員会は、第 72 回会期で、世界的移動の状況での女性と女児の人身取引に関して半日の一般討論を開催することを決定した。

決定第 71/IX 号

2018 年 11 月 9 日に、委員会は、「作業部会は参加資格のある大半の委員がそのように決定することを規定して、『選択議定書』の下で通報が許されることも宣言できる」とするために、「すべての」文言を削除して、「大半の」という文言と置き換えることにより、手続き規則の規則 64 のパラグラフ 2 を修正した。

決定第 71/X 号

決定第 62/11 号と 70/V 号を改正して、委員会は、以下のように、その最終見解の「持続可能な開

発」に関する標準パラグラフを改訂した:

委員会は「持続可能な開発目標」に対する国際的支援を歓迎し、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の規定に従って、法律上のジェンダー平等と事実上のジェンダー平等の実現を要請する。委員会は、17の「目標」すべてにわたって、「目標5」と平等と非差別の原則の主流化の重要性を想起する。委員会は、締約国の持続可能な開発の牽引力としての女性を認め、この目的に関連する政策と戦略を採用するよう締約国に要請する。

決定第 71/XI

委員会は、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者との協力の枠組みを支持した (<https://bit.ly/2zM3Q7O>)。

決定第 71/XII

委員会は、「条約」と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に関して、委員会と国連機関との間の交流関係を再確認するために、CSW63(2019年3月11-22日)でサイド・イベントを開催することを検討することを決定した。このサイド・イベントは、「条約」の採択40周年を記念する一連の行事の一つとして開催される。

決定第 71/XIII

委員会は、第72回会期で、その既存の作業部会を合理化することを決定した。

決定第 71/XIV

委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会の第43回会期に出席する特別委員として、Nahla Haidar と Nicole Ameline を任命することを決定した。委員会は、「選択議定書」の下での調査作業部会の第12回会期に出席する特別委員として、Rosario G. Manalo を任命することを決定した。

決定第 71/XV

委員会は、第74回会期のための会期前作業部会の委員、つまり、Nicole Ameline、Marion Bethel、Nahila Haidar、Dalia Leinarte 及び Aruna Devi Narain を確認した。

決定第 71/XVI

委員会は、「条約」の第10条、11条及び12条の関連する問題が、締約国との対話中に別々に提起され、時間がそれぞれの条項の下での質問に別々に回答するために当該締約国の代表に配分されることを決定した。

第 II 章: 組織とその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 委員会の第71回会期の最終日である2018年11月9日現在、「条約」の批准状態(189の締約国)は、第70回会期の最終日である7月20日と同じであった。さらに4つの締約国が、委員会の会議時間に関する「条約」の第20条(1)の修正を受け入れ、修正を受け入れた締約国の総数は76か国となっ

た。

2. 「条約」の「選択議定書」の批准状態は(109 締約国)、第 70 回会期の最終日の 7 月 20 日現在と同じであった。

B. 会期の開会

3. 委員会の第 71 回会期は、2018 年 10 月 22 日から 11 月 9 日まで、ジュネーブの国連事務所で開催された。委員会は、22 の本会議と議事項目 5 から 8 までを討議するための 21 の会議を開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書の第 2 部の付録に含まれている。

4. 10 月 22 日の第 1629 回会議で、会期は議長によって開会された。

C. 議事の採択

5. 委員会は、10 月 22 日の第 1629 回会議で、暫定アジェンダ(CEDAW/C/71/1)を採択した。

D. 会期前作業部会報告書

6. 3 月 12 日から 16 日まで開かれた会期前作業部会の報告書(CEDAW/C/PSWG/71/1)が、10 月 22 日の第 1629 回会議で、Patricia Schulz によって紹介された。

E. 作業組織

7. 10 月 22 日と 29 日に、委員会はビデオ会議を含め、国連システムの専門機関、基金、計画及びその他の政府間機関の代表者と非公開会議を開催したが、彼らは、「条約」の実施を支援するこれら機関の努力に関して、国に特化した情報とその他の情報を提供した。

8. さらに、委員会は、NGO と国内人権機関の代表者たちと非公式の公開会議を開催したが、彼らは、委員会がこの会期でその報告書を検討する締約国における「条約」の実施に関する情報を提供した。

9. 10 月 26 日に、委員会は、テーマ別問題に関する共同声明の発表を含め、委員会と法律と慣行における女性差別の問題に関する人権理事会の作業部会との間の強化された協力を討議するために、作業部会と会議を開いた。

10. 11 月 5 日、委員会は、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者 Dubravka Simonovic と非公式の会合を開いたが、彼女は、自分のマンデートと活動について委員会に説明を提供し、委員会は彼女との協力の枠組みを採択することに合意した。

11. 11 月 8 日に、委員会は、人権条約機関制度の強化とその効果的機能を高めることに関する総会決議第 68/268 号の状況で、ジェンダー関連の「持続可能な開発目標」の指標と「条約」と「選択議定書」の実施に関して関連国連機関との委員会のかかわりを討議するために、締約国と非公式の会合を開催した。この会議は、最近採択された一般勧告第 19 号を更新する女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第 35 号(2017 年)、女性と女児の教育への権利に関する一般勧告第 36 号(2017 年)及び気候変動の状況での災害危険削減のジェンダー関連の側面に関する一般勧告第 37 号(2018 年)を含めた委員会の一般勧告、並びに世界的移動の状況での女性と女児の人身取引に関する一般勧告を策定する委員会の作業も討議した。この会議は、個人通報と調査に関連する財源と人的資源の課題も討議した。

E. 委員会委員

第 71 回会期での出席

12. 委員全員が第 71 回会期に出席した。以下の委員は、示された日程には出席しなかった: Ismat Jahan は 10 月 22 日と 23 日、Ayse Ferida Acar は 10 月 23 日(半日)、24 日及び 25 日(半日)、Ruth Halperin-Kaddari は 10 月 26 日と 11 月 9 日、Patricia Schulz は 10 月 30 日(半日)と 11 月 1 日と 2 日、Aruna Devi Narain は 11 月 2 日、Nicole Ameline は 11 月 2 日と 5 日、及び Marion Bethel は 11 月 8 日。任期を含めた委員会委員のリストは、本報告書第 3 部の付録 II に含まれている。

第 III 章: 会期間の活動に関する議長報告書

13. 2018 年 10 月 22 日の第 1629 回会議で、議長は、第 70 回会期以来の活動に関する報告書を提出した。

第 IV 章: 「条約」第 18 条の下で締約国によって提出された報告書の検討

14. 委員会は、「条約」の第 18 条の下で提出された 8 つの締約国の報告書を検討し、以下のその最終見解を採択した:

バハマ	(CEDAW/C/BHS/CO/6)
コンゴ	(CEDAW/C/COG/CO/7)
ラオ人民民主主義共和国	(CEDAW/C/LAO/CO/8-9)
ネパール	(CEDAW/C/NPL/CO/6)
モーリシャス	(CEDAW/C/MUS/CO/8)
サモア	(CEDAW/C/WSM/CO/6)
タジキスタン	(CEDAW/C/TJK/CO/6)
旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国	(CEDAW/C/MKD/CO/6)

最終見解に関連したフォローアップ手続き

15. 委員会は、以下の締約国から受領したフォローアップ報告書を検討した:

アゼルバイジャン	(CEDAW/C/AZE/CO/5/Add.1)
フランス	(CEDAW/C/FRA/CO/7-8/Add.1)
ガボン	(CEDAW/C/GAB/CO/6/Add.1)
日本	(CEDAW/C/JPN/CO/7-8/Add.1)
モンゴル	(CEDAW/C/MNG/CO/8-9/Add.1)
ロシア連邦	(CEDAW/C/RUS/CO/8/Add.1)
トルコ	(CEDAW/C/TUR/CO/7/Add.1)
ヴァヌアトゥ	(CEDAW/C/VUT/CO/4-5/Add.1)

16. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているアルバニア、ハイティ、マリ、ミャンマー、トリニダード・トバゴ、タンザニア連合共和国、及びウルグアイに第一回督促状を送付した。

17. フォローアップに関する報告者とフォローアップに関する報告者代理は、そのフォローアップ報告書の提出期限が過ぎていることを仮定して、それぞれ、レバノンとガーナの代表者たちと会った。

第 V 章: 「選択議定書」の下で行われた活動

18. 「選択議定書」の第 12 条は、委員会が「選択議定書」の下でのその活動の概要を年次報告書に含めるものと規定している。

A. 「選択議定書」第 2 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

19. 委員会は、2018 年 10 月 29 日に、「選択議定書」の第 2 条の下での活動を討議した。

20. 委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会第 42 回会期の報告書(<https://bitly/sUAjyQV>)を支持した。

21. 委員会は、「選択議定書」の第 2 条の下で提出された 5 つの個人通報に関して最終決定を採択した。M. K. M. 対デンマーク事件(CEDAW/C/71/D/81/2015)と S. A. O. 対デンマーク事件(CEDAW/C/71/D/81/2015)では不許可の決定を採択した。委員会は、X. 対デンマーク事件(CEDAW/C/71/D/73/2014)、Y. 対エクアとドル事件(CEDAW/C/71/D/81/2015)及び X. 対オーストリア事件(CEDAW/C/71/D/112/2017)の検討を打ち切った。すべての決定はコンセンサスで採択された。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

22. 委員会は、第 42 回作業部会が、フォローアップ対話が継続しているそれぞれの事件で、フォローアップ状況を討議し、取るべき行動に関して合意したことを伝えられた。委員会は、*De Blok 他対オランダ事件*(CEDAW/C/57/D/36/2012)に関連して、その見解に含まれている勧告の部分的に満足のいく解決策が見つかったために、また、*Velousova 対カザフスタン事件*(CEDAW/C/61/D/45/2012)ではその見解に含まれている勧告に対する解決策が不満足であることのために、そのフォローアップ対話を終了することを決定した。委員会は、*Gonzalez Carrerio 対スペイン事件*(CEDAW/C/58/D/47/2012)に関して、締約国における重要な発展にも留意した。2018 年 8 月に、スペインの最高裁判所は、委員会の見解の拘束力のある性質を認めて、600,000 ユーロの額で、通報者に補償を支払うようスペイン政府に命じた。現在フォローアップ調査の下にある 11 の事件の中で、2 つはロシア連邦に関係しており、一つはそれぞれ、フィンランド、ジョージア、メキシコ、モルドヴァ、ペルー、スロヴァキア、スペイン、東ティモール及びタンザニア連合共和国に関連している。

C. 「選択議定書」の第 8 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

23. 委員会は、11 月 6 日に、「選択議定書」第 8 条の下でのその活動を討議した。委員会は、「選択議定書」の下での調査作業部会の第 11 回会期の報告書(<https://bit.ly/2VBtoyg>)を支持した。

24. 委員会は、作業部会が提案した標準作業手続きの改正を採択した。

25. 委員会は、作業部会による以下の決定を裁可した:

(a) 調査手続きの下での委員会の勧告のフォローアップに関する手続きの策定を第 12 回会期まで延期すること。

(b)キルギスタンに関する調査第 2014/1 号と英国に関する調査第 2011/2 号に関連して、調査に関する委員会へのそれぞれの報告書に含まれている委員会の勧告のフォローアップにおける情報を提出するため、キルギスタンと英国を招く決定を第 12 回会期まで延期すること。

(c)フィリピンに関連する調査第 2010/1 号に関して、調査に対するフォローアップ手続きの下で締約国によって提出された情報の評価を第 12 回会期まで延期すること。

(d)カナダに関する調査第 2011/1 号に関連して、調査に対するフォローアップ手続きの下での中間報告書を提出するよう締約国に督促を伝えるよう事務局に要請すること。

第 VI 章: 委員会の作業を促進する方法と手段

26. 事務局は、「条約」第 18 条の下で締約国による提出期限の過ぎた報告書の提出状態について委員会に伝えた。

議事項目 7 の下で委員会が取った行動

今後の会期の日程

27. 会議カレンダーに従って、以下の日程が委員会の第 72 回会期と 73 回会期と関連する会議のために確認された:

第 72 回会期(ジュネーヴ)

(a)本報告書の第 1 部のパラグラフ 26 に示されている通り

第 73 回会期(ジュネーヴ)

(b)「選択議定書」の下での通報作業部会の第 44 回会期: 2019 年 6 月 26-28 日

(c)「選択議定書」の下での調査作業部会の第 13 回会期: 2019 年 6 月 27-28 日

(d)第 73 回会期: 2019 年 7 月 1-19 日

(e)第 75 回会期会期前作業部会: 2019 年 7 月 22-26 日

今後の会期で検討される報告書

28. 委員会は、第 72 回会期で、締約国の要請でブルガリアを例外として、本報告書の第 1 部パラグラフ 27 に列挙されている締約国の報告書を検討し、第 73 回会期で、オーストリア、バーレーン、カーボヴェルデ、コートイヴォワール、コンゴ民主共和国、モザンビーク及びカタールの報告書を検討することを確認した。

第 VII 章: 「条約」第 21 条の実施

作業方法に関する作業部会

29. 作業部会は会期中に 2 回集まり、締約国との対話中に「条約」の第 15 条と 16 条に関して出される質問が、特に締約国が複数の法制度を有している場合または第 16 条に留保条件を付けている場合に、第 1 条と 2 条に関連する質問の後で提起できるように、質問の順序を変える可能性を討議した。

列国議会同盟に関する作業部会

30. 作業部会はIPUの代表者たちと会ったが、彼らはIPUが2018年11月27日から29日までと2018年12月11日から13日までジブティで、2018年12月1日と2日にトルコでそれぞれ男性・女性議員のためにジェンダー平等に関する2つのワークショップを開催することを作業部会に伝えた。

「条約」、国連ウィメン、「持続可能な開発目標」に関する作業部会

31. 作業部会は「2030 アジェンダ」のジェンダー関連の目標、特に「持続可能な開発目標5」、ターゲット5.1と指標5.1.1を考慮に入れて、委員会に提出される第一回報告書と定期報告書の形式と内容に関する条約に特化した報告書作成ガイドラインの改正案を仕上げるために、会期中に2回集まった。この文書は、「目標」の実施を「条約」の下での責務と関連付けることへのガイダンスを締約国に提供することを目的としている。11月6日に、委員会は、締約国に伝えられる前に短縮されることになる改正報告書作成ガイドラインを採択した。

32. 作業部会は、いくつかの「目標」の指標のための概念的・方法論的枠組を開発する際にチームの作業に関して第72回会期で委員会に説明を提供するために、「持続可能な開発目標」の指標について監視しているOHCHRのチームを招くことで合意した。委員会は、その「条約」と「目標」に関するガイドについて作業部会に説明を提供するために、国際女性の権利行動アジア太平洋監視機構を招くことを検討することでも合意した。

33. 作業部会は、委員会と国連機関との間の相互作用的つながりを再確認するために、「条約」と「2030 アジェンダ」に関して、CSW63でサイド・イベントを開催することで合意した。このサイド・イベントは、「持続可能な開発目標」と「条約」実施のための国内戦略との間の集中を確保し、さらに「条約」の採択40周年を記念することにも包括的取組を採ることにも重点を置くことになろう。作業部会は、「条約」と「持続可能な開発目標」に関する合同作業部会を創設することにより、委員会の国連ウィメンとの関係を制度化することでも合意した。作業部会は、この領域での継続中の作業を評価するために、CSWの余白で年次サイド・イベントを開催することも決定した。

国内人権機関との協力に関する作業部会

34. 作業部会は、会期中に2回集まった。作業部会議長は、モロッコのマラケッシュで国内人権機関世界同盟によって開催された最近の会議について委員たちに説明を提供した。この会議は、世界中の国内人権機関の委員を多数集め、出席した作業部会の委員たちは、25の国内人権機関の代表者たちと会い、作業部会の目的と目標に関する説明を提供し、委員会の彼らとのかかわりの強化に関してインプットを求める機会を利用した。

紛争防止・紛争・紛争後の状況にある女性に関するタスク・フォース

35. タスク・フォースは会期中に集まり、条約と安全保障理事会の女性・平和・安全保障アジェンダの実施の間の相乗作用の強化に重点を置いた女性・平和・安全保障に関する理事会の公開討論の状況と女性平和構築者世界ネットワークの政策説明の内容において、安全保障理事会が行ったコミットメントである国連平和維持活動に関する安全保障理事会決議第2436号(2018年)に関して、議長がタスク・フォースの委員に説明を提供した。

世界的移動の状況での女性と女兒の人身取引に関する作業部会

36. 作業部会は、会期中に集まった。作業部会議長は、世界的移動の状況での女性と女兒の人身取引に関する一般勧告のための概念メモ案を紹介し、これについての討論を開始した。作業部会は、国連ウィメンが2019年12月に特別報告者と国連機関とのステイクホルダー協議会に資金を提供し、追加の資金が、地域ステイクホルダー協議会の開催のために求められることになることを知らされた。作業部会は、一般勧告案開発のための予定表も討議した。11月8日に、作業部会は、委員会に概念メモを提出した。委員会は、そのメモを支持し、第72回会期で世界的移動の状況での女性と女兒の人身取引に関する半日の一般討論を開催することを決定した。

第VIII章: 第72回会期暫定アジェンダ

37. 2018年11月9日の第1658回会議で、委員会は第72回会期の暫定アジェンダ案を検討して承認した。

第IX章: 報告書の採択

38. 2018年11月9日の第1658回会議で、委員会は第71回会期の報告書案を検討し、口頭で修正した上で採択した。

付録: 第71回会期で委員会に提出された文書

文書番号	文書タイトル
CEDAW/C/71/1	注釈付き暫定アジェンダ
CEDAW/C/71/2	国連教育科学文化機関報告書
締約国報告書	
CECAW/C/RHS/6	バハマ第6回定期報告書
CEDAW/C/LAO/8-9	ラオ人民民主主義共和国第8回・9回合同定期報告書
CEDAW/C/MUS/8	モーリシャス第8回定期報告書
CEDAW/C/NPL/6	ネパール第6回定期報告書
CEDAW/C/COG/7	コンゴ第7回定期報告書
CEDAW/C/WSM/6	サモア第6回定期報告書
CEDAW/C/TJK/6	タジキスタン第6回定期報告書
CEDAW/C/MKD/6	旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国第6回定期報告書

第3部: 女子差別撤廃委員会第72回会期報告書、2019年2月18-3月8日

第1章: 委員会が採択した決定

決定 72/I

2019年2月18日に、委員会は、委員会議長として Hilary Gbedimah を選出した。

決定 72/II

2019年2月18日に、委員会は、委員会の役員として以下の委員を選出した: Giladys Acosta Vargas、副議長; Nicole Ameline、副議長; Bandana Rana、副議長; Lia Nadaraia、報告者。

決定 72/III

委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会の委員として、以下の委員を選出した: Gladys Acosta Vargas、Nicole Ameline、Nahla Haida、Kalia Leinarte 及び Aruna Devi Narain。

決定 72/IV

委員会も「選択議定書」の下での調査作業部会の委員として、以下の委員を選出した: Gunnar Bergby、Marion Bethel、Lia Nadaraia、Rosario G. Manalo 及び Aicha Vall Verges。

決定 72/V

委員会は、フローアップに関する報告者として Lia Nadarain を、フォローアップに関する報告者代理として Esther Egnobamien-Mahetia を、両人とも 2019年1月1日から 2020年12月31日までの2年間を任期として任命することを決定した。

決定 72/VI

2019年3月4日に、委員会は以下のように16歳以上の子どもの結婚を大目に見る文書の要素を除去するために、委員会の一般勧告第31号と子どもの権利委員会の一般コメント第18号の合同勧告/コメントを改正した:

(a) パラグラフ 20 の最後の文を削除し、以下のようにした:

自分の生活に影響を及ぼす決定を下す際の子どもの発達する能力と自治を尊重する問題として、子どもが少なくとも16歳であり、そのような決定が、文化及び伝統に従うことなく法律に規定されている合法的例外的根拠と成熟度の証拠に基づいて裁判官によってなされることを条件として、18歳未満の成熟した能力のある子どもの結婚が許されるかも知れない。

(b) パラグラフ 55(f) の 2 番目の文を削除して次のようにした:

例外的な状況でより早い年齢での結婚が許される時、絶対的な最低年齢は16歳以下であってはならず、許可を得るための根拠は、合法的で法律によって厳しく規定されなければならない、婚姻は、裁判所に出頭しなければならない子どもまたは双方の子どもの完全で、自由で、情報を得た同意に基づいて法廷によってのみ許可されなければならない。

決定 72/VII

2019年月4日に、委員会は、有害な慣行に関する女子差別撤廃委員会の一般勧告第31号/子どもの権利委員会の一般コメント第18号の合同勧告/コメントの改正を発表する両委員会の共同声明を第81回会期で子どもの権利委員会に提案することを決定した。委員会は、子どもの権利委員会によるその採択の後で声明のテキストを支持する仕事をビューローに任せた。

決定 72/VIII

国際女性の日に当たって、委員会は、政治における男女同数に関して列国議会同盟と共同声明を出すことを決定した(<https://bt.ly/2Dc57al>)。

決定 72/IX

2019年2月27日に、決定第69/Vと59/IVを改訂して、委員会は、会期前作業部会による採択に続いて、本会議での報告に先立って、問題と質問のリストを承認するという慣行を止めことを決定した。

決定 72/X

2019年3月6日に、決定第69/V号を改訂して、委員会は、締約国が共通の核心となる文書を提出しなければならなかった5年という期間が、締約国が委員会に正式に要請を伝えた日付から数えられることになることを決定した。

決定 72/XI

2019年3月5日に、委員会は、2019年9月にニューヨークで開催されることになっている事務総長が要請した気候サミットに先立って、人権と気候変動の問題に関して他の条約機関と共に共同声明を出すようにとの国際環境法センターと経済的・社会的文化的権利世界イニシアティブの要請を受け入れことを決定した。委員会は、その声明は第73回会期で採択されることを決定した。

決定 72/XII

2019年3月6日に、「選択議定書」の下で委員会のマンデートを遂行している2つの作業部会、つまり、通報に関する作業部会と調査に関する作業部会及びかなりの事務局の支援を必要とするフォローアップ手続きの下で締約国によって提出される情報を評価するフォローアップに関する報告者に留意して、委員会は以下を決定した:

(a)作業部会は、効率と効果を保障するために一つの作業部会につき最大限12名の委員で、本会議で委員会によって提出され支持されるための特別な成果を出す目的で設立される。

(b)作業部会は、作業方法に関する作業部会を例外として、時間制限があり、一旦成果が上げられたならば廃止されるものとする。

(c)以下の作業部会は維持され、1年で見直しを受ける:

(i)一般勧告を作成するための世界的移動の状況と女児の人身取引に関する作業部会

(ii)持続可能な開発に関する高官政治フォーラムに提出する年次報告書を準備するための「条約」、国連ウィメン、「持続可能な開発目標」に関する作業部会

(iii)列国議会同盟

(iv)国連ウィメン

(v)人権理事会の条約機関とメカニズム

(vi)地域人権メカニズム

(vii)報復

(viii)2020年に行われる条約機関見直しプロセス

(e)フォーカル・ポイントは、非公式会議を開催するかも知れず、フォーカル・ポイントの領域は、そのような形態が特定の成果を出すことを要請されるならば、作業部会へと発展するかも知れない。

決定 72/XIII

委員会は、2020年に行われる条約機関の見直しプロセスに関して、既存のフォーカル・ポイントである Anicole Ameline と Dalia Leinarte と協力するために、追加のフォーカル・ポイントとして、Hilary Gbedemah と Nahla Haidar を指名することを決定した。

決定 72/XIV

調査第 2014/3 号に関連して、委員会は、調査を行うよう指名された委員の一人として Nahla Haidar の辞退を受け入れた。

決定 72/XV

委員会は、以下の通り、第 75 回会期のための会期前作業で会の委員を確認した: Louz Chalot, Rhoda Reddock, Rosario G. Manato Lia Nadaraia 及び Aana Pelaez Nervaez。

第 II 章: 組織とのその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 委員会第 72 回会期の最終日である 2019 年 3 月 8 日現在、「条約」の批准状態(189 の締約国)と委員会の会議時間に関する「条約」の第 20 条(1)の修正を受け入れた締約国の数は、78 に増加した。
2. 「条約」の「選択議定書」の批准状態も 110 の締約国に増加した。

B. 会期開会

3. 委員会第 72 回会期は、2019 年 2 月 18 日から 3 月 8 日まで、ジュネーヴの国連事務所で開催された。委員会は、20 の本会議と議事項目から 8 までを討議するために 21 の会議を開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書第 3 部の付録 I に含まれている。
4. 2 月 18 日の対 1659 回会議で、会期は議長によって開会された。

C. アジェンダの採択

5. 委員会は、2 月 18 日の第 1659 回会議で、暫定アジェンダ(CEDAW/C/72/1)を採択した。

D. 会期前作業部会の報告

6. 2018 年 7 月 23 日から 27 日まで開かれた会期前作業部会の報告書(CEDAW/C/PSW/G/72/1)が、2019 年 2 月 18 日の第 1659 回会議で Wenyan Song によって提出された。

E. 作業組織

7. 2019 年 2 月 18 日と 25 日に、委員会は、ビデオ会議を含め、国連システムの専門機関、基金及び計画とその他の政府間機関の代表者たちと非公開会議を開催したが、彼らは、「条約」の実施を支援す

るこれら機関の努力に関して、国に特化した情報と情報を提供した。

8. さらに、委員会は、NGO と国内人権機関の代表者と非公式の公開会議を開催したが、彼らは、第 72 回会期で委員会がその報告書を検討する締約国における「条約」の実施について情報を提供した。

9. 2月22日に、委員会は、世界的移動の状況での女性と女兒の人身取引に関して、半日の一般討論を開催した。

10. 3月1日には人権擁護者の状況に関する特別報告者 Michel Forst と 3月4日には文化的権利の分野での特別報告者 Karima Bennoune が、その活動について委員会に説明を提供した。

11. 3月5日に、委員会は、障害者とアクセス可能性に関する事務総長特使の Maria Cisternas との非公式会議を開催したが、彼女は、障害を持つ女兒、男児、思春期の若者の扱いに関して委員会に説明を提供した。

12. 3月8日に、委員会は、国連人権高等弁務官の Michelle Bachele と会った。

F. 委員会委員

13. 全委員が第 72 回会期に出席した。Tamader Al-Rammah は 2019 年 2月 25 日から 3月 8 日までは出席しなかった。委員会委員のリストは、その任期を含め、本報告書第 3 部の付録に含まれている。

第 III 章: 会期間活動に関する議長報告書

14. 2019 年 2月 18 日の第 1659 回会議で、議長は、第 71 回会期以来のその活動に関する報告書を提出した。

第 IV 章: 「条約」第 18 条の下で締約国が提出した報告書の検討

15. 委員会は、「条約」第 18 条の下で提出された 8 つの締約国の報告書を検討した:

アンゴラ	(CEDAW/C/AGO/CO/7)
アンティグア・バーブダ	(CEDAW/C/ATG/CO/4-7)
ボツワナ	(CEDAW/C/BWA/CO/4)
コロンビア	(CEDAW/C/COL/CO/9)
エチオピア	(CEDAW/C/ETH/CO/8)
ミャンマー	(CEDAW/C/MMR/CO/EP/1)
セルビア	(CEDAW/C/SRB/CO/4)
英国	(CEDAW/C/GBR/CO/8)

最終見解に関連したフォローアップ手続き

16. 委員会は、以下の締約国から受領したフォローアップ報告書を検討した:

アルゼンチン	(CEDAW/C/ARG/CO/7/Add.1)
エストニア	(CEDAW/C/EST/CO/5-6/Add.1)

ガーナ	(CEDAW/C/GHA/CO/6-7/Add.1)
レバノン	(CEDAW/C/LBN/C/4-5/Add.1)
オランダ	(CEDAW/C/NDLD/C/6/Add.1)
フィリピン	(CEDAW/C/PHL/CO/7-8/Add.1)
ウルグアイ	(CEDAW/C/URY/CO/8-9/Add.1)

17. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているアルメニア、リベリア、バングラデシュ、ブータン及びブルンディに第一回督促状を送付した。フォローアップに関する報告者は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎているアイスランドの代表者と会った。

第 V 章: 「選択議定書」の下で行われた活動

18. 「選択議定書」の第 12 条は、委員会は「選択議定書」の下でのその活動の概要を年次報告書に含めるものとするとして規定している。

A. 「選択議定書」第 2 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

19. 委員会は、2019 年 2 月 25 日と 3 月 6 日に、「選択議定書」第 2 条の下での活動を討議した。

20. 委員会は、「選択議定書」の下での調査作業部会第 43 回会期の報告書(<https://bit.ly/2UdLRPU>)を支持した。

21. 委員会は、「選択議定書」第 2 条の下で提出された 4 つの個人通報に関して最終決定を採択した。委員会は、*R. M. 他対スイス事件*(CEDAW/C/72/D/97/2015)の検討を打ち切った。委員会は、*A. R. I 対デンマーク事件*(CEDAW/C/72/D/96/2015)と *K. K. 対ロシア連邦事件*(CEDAW/C/72/D/98/2016)の 2 つの不許可の決定と *S. T. 対ロシア連邦事件*(CEDAW/C/72/D/65/2014)の侵害ありとする見解も採択した。すべての決定はコンセンサスで採択された。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

22. 委員会は、作業部会がその第 43 回会期で、フォローアップ対話が継続しているそれぞれの事件のフォローアップ状況を討議し、取るべき行動に関して合意したことを伝えられた。現在フォローアップ調査中の 11 の事件の中で、2 つはロシア連邦に関係しており、一つはそれぞれ、フィンランド、ジョージア、メキシコ、メキシコ、ペルー、スロヴァキア、スペイン、タンザニア連合共和国及び東ティモールに関連している。

C. 「選択議定書」第 8 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

23. 委員会は、2018 年 3 月 5 日に、「選択議定書」第 8 条の下での活動を討議した。委員会は、「選択議定書」の下での調査作業部会の第 12 回会期の報告書(<https://bitly/sUbwjMx>)を支持した。

24. 委員会は、作業部会の以下の勧告を採択した:

(a) フィリピンに関する調査第 2010/1 号に関して、フォローアップ手続きの下で締約国によって提出された情報の評価に従って出された勧告。

(b) キルギスタンに関する調査第 2014/1 に関連して、調査報告書(CEDAW/C/OP.8/KGZ/1)に含ま

れている委員会の勧告のフォローアップの情報を6か月以内に提出するよう締約国に勧めること。

(c)英国に関する調査第2011/2号に関連して、調査に関する報告書(CEDAW/C/OP.8/GBR/1)に含まれている委員会の勧告のフォローアップ情報を6か月以内に提出するよう、締約国に勧めること。

第VI章: 委員会の作業を促進する方法と手段

25. 事務局は「条約」第18条の下での締約国による提出期限の過ぎた報告書の提出状態について委員会に伝えた。

議事項目7の下で委員会が取った行動

今後の会期の日程

26. 会議カレンダーに従って、以下の日程が委員会の第73回会期と74回会期及び関連会議のために確認された:

第73回会期(ジュネーヴ)

(a)本報告書のパラグラフ27に示されている通り

第74回会期(ジュネーヴ)

(b)「選択議定書」の下での通報作業部会第45回会期: 2019年10月16-18日

(c)「選択議定書」の下での調査作業部会第14回会期: 2019年10月17-18日

(d)第74回会期: 2019年10月21日-11月8日

(e)第76回会期のための会期前作業部会: 2019年11月11-15日

今後の会期で検討される報告書

27. 委員会は、第73回会期でバーレーンを例外として、本報告書の第2部のパラグラフ28に列挙されている締約国の報告書を検討し、第74回会期ではアンドラ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カンボディア、イラク、カザフスタン、リトアニア及びセイシエルの報告書を検討することを確認した。

第VII章: 「条約」第21条の実施

作業方法に関する作業部会

28. 作業部会は会期中に2回集まり、Wenyan Songを議長に、Aruna Narainを副議長に選出した。作業部会は委員会のすべての作業部会の合理化に関して委員会に勧告を討議し、提出した。

列国議会同盟に関する作業部会

29. 作業部会は会期中にIPUの代表者と会ったが、その代表者は議会における女性に対する暴力と女性議員の影響力を含め、いくつかの問題に関して説明を提供した。代表者は、作業部会に以下に関連して伝えた: (a)CSW63中に、国連ウィメンと共に開催されることになっている議会行事、(b)女性議員フォーラムが職場でのジェンダー平等に重点を置くことになるドーハで開催される来るべきIPU総会、(c)2018年の選挙結果の分析と2019年の政治における女性の地図の来るべき出版。

「条約」、国連ウィメン、「持続可能な開発目標」に関する作業部会

30. 作業部会は会期中に3回集まり、OHCHRと紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表事務所と協力して、「条約」の採択40周年を記念するために、委員会と国連ウィメンが合同で開催するサイド・イベントの準備を討議した。このサイド・イベントは、「条約」、「2030アジェンダ」及び持続可能な開発を目的とする女性のエンパワーメントの40年に関して、CSW63中の2019年3月18日に開催されることになっている。「持続可能な開発目標」の指標を監視しているOHCHRチームの代表が、いくつかの「持続可能な開発目標」の指標のための概念的・方法的枠組を開発する際のOHCHRの作業に関して、委員会に説明を提供した。作業部会は、指標に関する技術会議は委員会の第73回会期でチームと共に開催されるべきであり、国連ウィメンとその他の関連ステイクホルダーを参加するよう招待するべきであることを決定した。作業部会は、貿易のための援助の世界的見直しとその作業計画に関して、また、世界貿易機関のジェンダーと貿易フォーカル・ポイントによる貿易とジェンダーについても説明を提供された。

国内人権機関との協力に関する作業部会

31. 作業部会は、会期中に3回集まった。議長は、作業部会の背景と根拠に関して作業部会の委員と委員会の新委員に説明を提供した。議長は、ガイダンス・メモの構造を形成するための討論のための問題案を検討するよう委員に勧めた。作業部会は、国内人権機関内にフォーカル・ポイントを任命することや委員会の最終見解を公表する際に国内人権機関の役割を強調することのような討論のための問題案に対して会議中に委員によって出された提案を組み入れ、2019年3月末までにさらなる提案を議長と事務局で分かち合うことで合意した。作業部会は、第72回会期と73回会期の間の会期間期間に、特別手続きを含めたガイダンス・メモ案を開発するために、議長がOHCHRの国内機関・地域メカニズム・セクション及び国内人権機関世界同盟事務局並びに委員会事務局と協力することも決定した。

紛争防止・紛争・紛争後の状況にある女性に関するタスク・フォース

32. 作業部会は会期中に1度集まり、2月22日に開催された世界的移動の状況での女性と女児の人身取引に関する半日の一般討論の成果を討議した。作業部会は、一般討論のために締約国及びその他のステイクホルダーから受けた寄稿を歓迎した。作業部会は、6月14日に開催されることになっている欧州での計画されている地域協議会、9月に開催されることになっている中東での計画されている地域協議会、アフリカ、中央アジア及び米州で計画されている地域協議会のための資金提供を求めるプロセスが継続しており、資金提供のあるものは調達されたことを伝えられた。専門家グループ会議が、4月にロンドンで、7月にニューヨークで開催されるであろう。作業部会は、南アフリカでの地域協議会の開催も討議し、1月26日から27日まで、バンコクで開催される女性と女児の人身取引に関する地域協議会についても討議した。

第VIII章: 第73回会期の暫定アジェンダ

34. 2019年3月8日の第1687回会議で、委員会は第73回会期の暫定アジェンダ案を検討して承認した。

第 IX 章: 報告書の採択

35. 2019 年 3 月 8 日の第 1687 回会議で、委員会は第 72 回会期の報告書案を検討し、口頭で修正した

付録 I: 第 72 回会期で委員会に提出された文書

文書番号	文書タイトル
CEDAW/C/72/1	注釈付き暫定アジェンダ
CEDAW/C/72/2	国連教育科学文化機関報告書
締約国報告書	
CEDAW/C/AGO/7	アンゴラの第 7 回定期報告書
CEDAW/C/ATG/4-7	アンティグア・バーブダ第 4 回から 7 回までの合同定期報告書
CEDAW/C/BWA/4	ボツワナの第 4 回定期報告書
CEDAW/C/COL/9	コロンビア第 9 回定期報告書
CEDAW/C/EGH/8	エチオピア第 8 回定期報告書
CEDAW/C/MMR/EP/1	例外的報告手続の下で提出されたミャンマーの報告書
CEDAW/C/SFB/4	セルビアの第 4 回定期報告書
CEDAW/C/GBR/8	英国の第 8 回定期報告書

付録 II: 2019 年 3 月 8 日現在の委員会委員

委員名	国名	任期切れとなる年
Gladys Acosta Vargas(副議長)	ペルー	2022
秋月弘子	日本	2022
Tamader Al-Rammah	サウディアラビア	2022
Nicole Ameline(副議長)	フランス	2020
Gunnar Bergby	ノルウェー	2020
Marion Bethel	バハマ	2020
Louiza Chalal	アルジェリア	2022
Esther Eghobamien-Mshelia ¹⁶²	ナイジェリア	2020
Naela Mohamed Gabr	エジプト	2022
Hilary Gbedemah(議長)	ガーナ	2020
Mahla Haidar	レバノン	2020
Dalia Lenarte	リトアニア	2020
Rosario G. Manalo	フィリピン	2020
Lia Nadaraia(報告者)	ジョージア	2022
Arua Devi Narain	モーリシャス	2022
Ana Pelaez Nervaes	スペイン	2022
Bandana Rana(副議長)	ネパール	2020

¹⁶² A/73/38、第 3 部、バラ 11 を参照。

Rhoda Reddock	トリニダード・トバゴ	2022
Elgun Safarov	アゼルバイジャン	2022
Wenyan Song	中国	2020
Genoveva Tisheva	ブルガリア	2022
Franceline Toe-Bouda	ブルキナファソ	2022
Aicha Vall Verges	モーリタニア	2020

「公式文書(2)」に続く